

茅ヶ崎市 総合計画基本構想 基本理念評価書 (素案)

～茅ヶ崎市次期総合計画策定
に向けたこれまでの取組の総括～

平成 30 年●月

茅ヶ崎市

目次

はじめに	1
1. 基本理念評価の目的について	2
2. 基本理念評価の手法等について	5
3. 基本理念評価の実施結果について	
基本理念 1 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり	7
政策目標 1 次世代の成長を喜び合えるまち（こども育成部）	9
政策目標 2 次世代をはぐくむ教育力に富んだまち（教育推進部）	13
政策目標 3 次代に向かって教育環境豊かなまち（教育総務部）	20
政策目標 4 多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち （文化生涯学習部）	25
基本理念 2 いきいきと暮らす ふれあいのある 地域づくり	31
政策目標 5 共に見守り支え合いますこやかに暮らせるまち（福祉部）	33
政策目標 6 質の高い医療サービスを安定的に提供するまち（市立病院）	38
政策目標 7 だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち（保健所）	40
基本理念 3 安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり	45
政策目標 8 環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち（環境部）	47
政策目標 9 安全で安心して暮らせるまち（市民安全部）	51
政策目標 10 生命や財産が守られるまち（消防本部・消防署）	55
基本理念 4 人々が行きかい 自然と共生する 便利で快適な まちづくり	59
政策目標 11 魅力にあふれ住み続けたいまち（都市部）	61
政策目標 12 だれもが快適に過ごせるまち（建設部）	66
政策目標 13 快適な水環境が守られるまち（下水道河川部）	71
政策目標 14 地域の魅力と活力のある産業のまち（経済部）	74
政策目標 15 農地の適正で有効な利用を図る（農業委員会）	79
基本理念 5 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営	81
政策目標 16 社会の変化に対応できる行政経営（企画部）	83
政策目標 17 それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営（総務部）	89
政策目標 18 ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営（財務部）	94
政策目標 19 公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る（会計課）	99
政策目標 20 住民の意思を行政に反映させる（選挙管理委員会事務局）	102
政策目標 21 行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する（監査事務局）	105
4. 総合計画審議会による外部評価	
5. 資料編	

はじめに

本市は、平成3（1991）年から22（2010）年までの20年間、茅ヶ崎市新総合計画に定めた将来の都市像である「自然と人がふれあう心豊かな快適都市 茅ヶ崎」の実現を目指し、行政運営を行ってきました。

そうしたなか、少子・高齢化が急速に進展するとともに、社会経済の悪化等により、厳しい財政状況が見込まれ、行政だけで安定した市民サービスを提供することが難しくなるなど、本市を取り巻く環境が大きく変化することが予測されました。

このような課題に対応し、本市の魅力・活力を将来にわたって持続できるまちづくり、基盤づくりを行うため、平成23（2011）年度を初年度とする10年間の計画として、現在の「茅ヶ崎市総合計画」を策定しました。

現在の総合計画基本構想は、中長期（20～30年）の展望に基づいて、10年間の総合的かつ計画的な行政運営の指針として定めた「基本構想」と、基本構想に定める目標を達成するために実行する施策の具体的な内容を示した3年間の計画である「実施計画」の2層で構成されています。

総合計画の進行にあたっては、計画をより実行性のあるものにするため、基本構想に定めた目標と市の組織を連動させ、施策の実行責任を明確化しています。

そのうえで、基本構想に定めた目標を達成するための具体的な取組を立案し、実行する過程において、行政評価と予算・人員編成などを連動させた、PDCA〔Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）〕マネジメントサイクルによる計画の進行管理をするものとしています。

この度、今後策定を予定している、平成33（2021）年度を初年度とした「茅ヶ崎市次期総合計画」の策定に向けた基礎資料とするため、23（2011）から29（2017）年度までの7年間の取組を総括的に評価し、取りまとめましたので報告します。

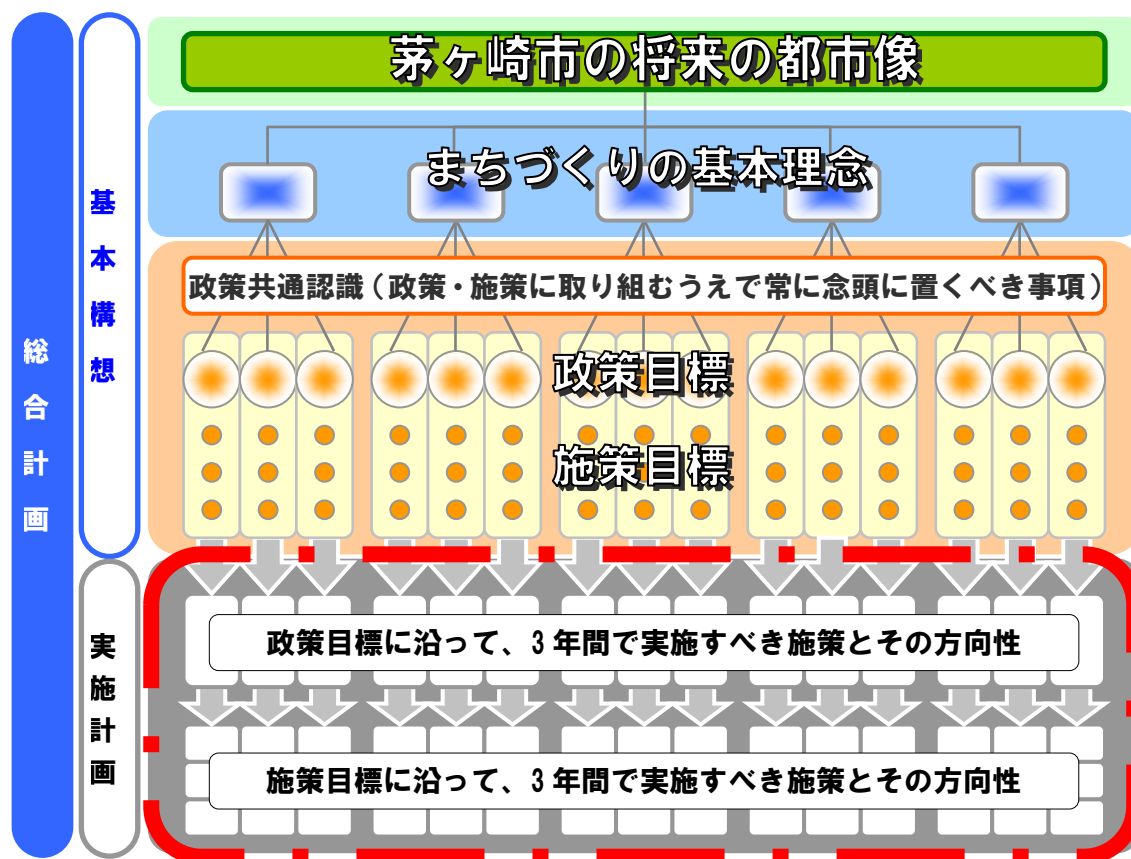
1. 基本理念評価の目的について

本市では、平成 21（2009）年 12 月に議決した茅ヶ崎市総合計画基本構想（以下、「現行基本構想」という。）において、将来の都市像「海と太陽とみどりの中でひとが輝きまちが輝く 湘南・茅ヶ崎」の実現に向けて、総合的な政策展開の基本的な指針として、五つのまちづくりの基本理念を定めました。これは、本市のまちの特徴、近年の動向、現状や課題、今後の見通しなどを踏まえて、10 年間の市政を展開するうえでの方向性を示したものです。

現行基本構想が、平成 32（2020）年度をもって終了することから、平成 29（2017）年 9 月に茅ヶ崎市自治基本条例の規定に基づき、平成 33（2021）年度を初年度とする新たな総合計画（以下、「次期総合計画」という。）の策定に着手しました。

次期総合計画の策定にあたり、現行基本構想に基づいた、7 年間（平成 23 年度から 29 年度まで）の取組を基本理念ごとに総括的に評価することにより、各基本理念の現状と課題及び今後の展望を把握し、次期総合計画の策定の基礎情報とすることを目的とします。

【総合計画の体系】



基本構想におけるまちづくりの目標体系図



まちが輝く 湘南・茅ヶ崎

まちづくり編

4 まちづくり

人々が行きかい
自然と共生する便利で快適な
まちづくり

行政経営編

5 行政経営

一人一人の思いが調和し
未来をひらく
行政経営

政策目標〔11〕 ※都市づくり
魅力にあふれ住み続けたいまち

- 42 地域特性を生かした都市空間をつくる
- 43 住みやすく住み続けたいまちをつくる
- 44 美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する
- 45 安全で秩序ある住環境を形成する
- 46 開発行為時の規制と秩序あるまちづくりを促進する

政策目標〔12〕 ※土木・基盤
だれもが快適に過ごせるまち

- 47 道水路敷の効率的な管理・利用を進める
- 48 交通を円滑に処理する道路網を整備する
- 49 身近な生活道路を安全で快適にする
- 50 公園・緑地を整備する
- 51 安全で環境に配慮しだれにもやさしい公共建築物をつくる

政策目標〔13〕 ※下水道・河川
快適な水環境が守られるまち

- 52 下水道経営を健全に安定して行う
- 53 公共下水道（雨水・汚水）・河川を整備する
- 54 下水道・河川施設の信頼性を確保する

政策目標〔14〕 ※産業・雇用
地域の魅力と活力のある産業のまち

- 55 多くの人々を誘う魅力あるまちづくりを支援する
- 56 農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める
- 57 充実感をもって働けるための就労を支援する
- 58 地域特性に配慮した都市拠点を整備する

政策目標〔15〕 ※農業委員会
農地の適正で有効な利用を図る

政策目標〔16〕 ※企画
社会の変化に対応できる行政経営

- 59 市の情報を広く発信し、市長・副市長の執務を円滑にする
- 60 先を見据えた政策を実現する
- 61 国・県・他の自治体と連携し施策の効果を上げる
- 62 情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる
- 63 公共施設の再編整備と適正な維持管理を進める

政策目標〔17〕 ※総務
それぞれが持つ力を最大限に発揮する
行政経営

- 64 市民と行政が協力して自治の進展を図る
- 65 職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる
- 66 市が保有する情報を総合的に管理するとともに、自治に関する基本的な制度の整備を推進する
- 67 戸籍・住民基本台帳事務を迅速・正確に行う
- 68 自立的に、適正な法的判断を行うことのできる体制を構築する
- 69 北部の行政拠点を充実する

政策目標〔18〕 ※財務
ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営

- 70 政策の実現を支える健全な財政運営を維持する
- 71 徴収率を向上させる
- 72 市民税の公平・適正な課税を行う
- 73 固定資産税の公平・適正な課税を行う
- 74 財産を適正に管理する
- 75 効率的で公正に入札・契約を執行する

政策目標〔19〕 ※会計
公金の管理を適正に行い、
安全かつ有利な運用を図る

政策目標〔20〕 ※選挙
住民の意思を行政に反映させる

政策目標〔21〕 ※監査
行政執行の適法性、効率性、
妥当性を維持し確保する

協働

生涯学習

安全・安心

2. 基本理念評価の実施手法等について

基本理念評価は、次のとおり実施しました。

(1) 評価の対象

現行基本構想のまちづくりの目標体系図に位置付けられた、五つのまちづくりの基本理念を単位として、平成 23（2011）年度から 29（2017）年度までの 7 年間の取組について評価を実施しました。

なお、各分野における目標の達成状況等から、総合的な評価を行う必要があることから、評価の実施にあたっては、政策評価を一体的に実施しました。

(2) 評価の視点

基本理念には、事前に個別の評価指標を設定していないことから、評価にあたっては、市民満足度調査における満足度の推移を参考にするとともに、各政策における投入資源（ヒト・モノ・カネ）及び実施してきた主要な事業を明らかにし、各政策目標の数値目標の達成状況を捉えたいうで、次の視点により評価を行いました。

① これまでの取組について

基本構想策定時に基本理念ごとに示した、10 年間の市政を展開するうえでの方向性に沿った取組が進められてきたか、課題として認識していた事項にどの様に対応し、課題を解決してきたか。

また、基本構想策定後に生じた、当初想定し得なかった事象についての考察。

② 政策の効果について

各政策において当初設定した数値目標の達成状況から、政策の進捗状況を測るとともに、市民満足度調査における満足度の推移を確認することで、各取組が政策を推進するうえで適切な手段であったか、政策展開として適切な資源投入であったかの検証。

③ 指標及び数値目標の妥当性について

予め設定した指標及び数値目標が政策目標を実現できているか否かを測るものとして、適切なものであったか。

「数値目標の達成＝政策目標（基本理念）の実現」となる様な指標を設定できていたか。

④課題の認識と次期総合計画における取組について

各政策における現状の解決すべき課題と、社会情勢の変化等による新たな行政課題に対応するため、課題認識と次期総合計画における政策展開の方向性を検討。

特に、次期総合計画の計画期間は、本市においても人口減少が始まることが想定されることから、本市を取り巻く環境の変化を的確に予測したうえで、継続的な課題も含め、全ての政策において取組の方向性を改めて見直す。

(3) 評価の手法

多様な視点による評価を実施し、評価の客観性や意思決定の信頼性向上を図るため、次の3段階で評価を実施します。

- ①政策目標主管部局及び企画部による自己評価（内部評価）
- ②総合計画審議会による評価（外部評価）
- ③市長による評価（評価の決定）

(4) 評価結果の反映

基本理念の評価結果は、次期総合計画の策定に反映させるものとします。

なお、評価の過程において、短期的に改善可能とされたものについては、現行総合計画の期間において課題解決に向けた取組を進めるものとします。

3. 基本理念評価の実施結果について

基本理念

1

学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり

【市政展開の方向性】

茅ヶ崎に暮らし、誇りと愛着を持ち、明日の茅ヶ崎を支える人を育てることに力点を置いて、子どもを産み育てること、学齢期の教育、生涯を通じた学習や文化活動、多くの市民が健康づくりに取り組み、さまざまなスポーツに参加できる環境づくりを、地域ぐるみで総合的に進めます。

子どもを産み育てやすい環境を整えるとともに、乳幼児期の過ごし方の重要性を周知・啓発しながら、子育てが初めての人も安心して子育てができる支援体制や子育て家庭のライフスタイルに合わせた保育サービスの提供、地域社会全体が子育てに関わる環境を整えます。

子どもたちを取り巻く、家庭、地域、保育園、幼稚園、学校、事業者の連携・協力によって、子育てに関わる時間が持て、子どもたちが元気に育ち、意欲的に学び、大人も成長しながら、次代を担う人が育つ環境を整えます。

性別、年齢、国籍、障害の有無などを問わず、あらゆる人が多様な活動に参画し、交流する、はぐくまれた市民の力が十分に生き、一人一人が自分らしく活躍できる地域社会を育てます。

政策目標

政策目標 1	次世代の成長を喜び合えるまち	[子育て]
政策目標 2	次世代をはぐくむ教育力に富んだまち	[学校教育・社会教育]
政策目標 3	次代に向かって教育環境ゆたかなまち	[教育環境]
政策目標 4	多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち	[生涯学習・文化]

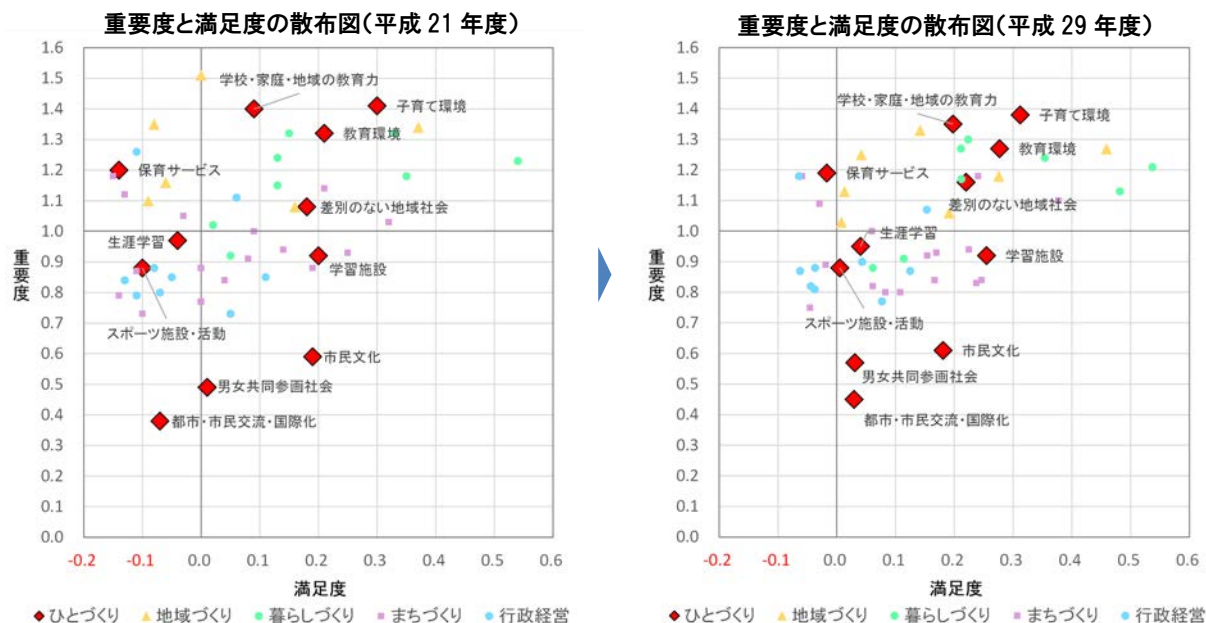
【基本理念 1 に関する取組の方向性】

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもを産み育てやすい環境づくり ◆ 待機児童の解消 ◆ 教育環境と教育行政 ◆ 学校教育の充実 ◆ 学校施設の大規模改修 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 次世代育成の支援 ◆ 文化、芸術、スポーツ活動の活性化 ◆ 男女共同参画社会の実現 ◆ 多様な文化の共存・交流 |
|---|--|

これまでの取組の総括

- 地域や関係機関とも連携し、より良い教育、生涯学習の機会を提供
- 国指定史跡下寺尾官衙遺跡群をはじめとした文化財の保全・保存
- 地域の活動・交流の場として、公民館等の社会教育施設を運営
- 文化行政と生涯学習を一体的に推進していくためのプランを策定し、効果的に施策を推進
- ゆかりの人物館や柳島スポーツ公園等の施設を整備し、地域文化やスポーツの振興を推進
- 香川子育てセンターの開設や小児医療費助成の対象を拡大など子育てしやすい環境を整備
- 保育園等の保育枠の拡大や児童クラブの整備に努め、多様化する保育ニーズへの対応を推進
- 小学校の大規模改修など学校教育環境を充実
- 共生社会の実現に向け、ホノルル市・郡との姉妹都市締結や平和のつどいを開催

市民意識の動向



<平成 21 年度から平成 29 年度への推移の分析>

満足度は全体的に上昇傾向となっており、特に「保育サービス」「スポーツ施設・活動」「都市・市民交流・国際化」等については、平成 21 年度のマイナス値から改善が見られており、新たな待機児童解消対策や柳島スポーツ公園の整備、ホノルルとの姉妹都市締結等の成果が表れていると推測できます。

今後の方向性

「保育サービス」については、比較的重要度が高いにも関わらず、依然として満足度は高いとは言えません。「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられた施策でもあることから、引き続き優先的に取り組んでいく必要があります。

また、重要度が上昇傾向にある「差別のない地域社会」や「男女共同参画社会」については、国連の開発目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連も強く、近年社会的要請が更に高まってきている中で、その実現に向けた啓発など取組を進めていく必要があります。

【目指すべき将来像】

- 安心して子育てができるサポート体制ができている
- 子育てを支え合える地域社会の仕組みができている
- 子どもを産み育てやすい環境が整い、子どもの総数が増えている
- 多様なニーズに合わせた保育サービスが提供されている

これまでの取組の総括**●地域で安心して子育てができる環境整備**

地域の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の運営や、香川子育て支援センターの開設等、地域の子育て体制の強化を図るとともに、小児医療費助成事業を拡充し、安心して子育てができる環境整備を行いました。

●保育園等の待機児童対策について

社会情勢の変化に伴う保育需要の増加に対応するため、保育園等の保育枠の拡大に取り組みました。当初は待機児童数が増加してしまう時期もありましたが、平成 25 年度以降は減少を続け、28 年 9 月の「新たな待機児童解消対策」策定以降は大幅に減少し、対策の成果が出ているものと考えています。

●放課後児童健全育成事業（児童クラブ）について

児童クラブについては、全 19 小学校区に最低 1 つの公設民営児童クラブを設置し、児童の放課後の安全・安心な居場所づくりに努めました。

また、「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」に位置づけられた「放課後の学びの場の創出」事業に基づく民設民営児童クラブの開設や、通常児童クラブに通っていない小学校高学年児童を対象とした「長期休暇対策事業」、市内在住の小学生の交流を目的とした「交流事業」を実施し、多様化する保育ニーズに対応しました。

●療育相談体制の充実

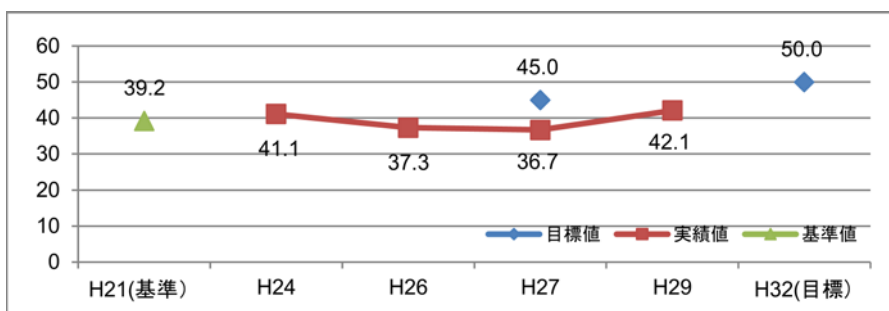
こどもセンターでは、年々、増加傾向かつ多様化、複雑化する子どもの発達に関する相談に対して、心理・言語・保育等専門職の配置や親子教室等の開催、また保育園や幼稚園への巡回相談を実施するなど関係機関との連携を図りながら、相談者にとって最適な支援策が示せるよう療育相談事業に取り組みました。

●児童虐待の未然防止のための子育て練習講座の拡充

増加する児童虐待の未然防止のためには、まずは、子育ての練習が必要であるとの認識のもと、全国に先駆けて、児童養護施設のプログラムを応用し、22 年度から子育て練習講座を事業化しました。年度ごとの事業展開に併せて、名称を「CSP」→「そだれん」→「ほ・し・つ☆そだれん」→「ほ・し・つ☆メソッド」と変更するとともに「小学生版」、「2 歳児版」に特化した講座を開催する等、参加者の拡大に努めました。本市の取組みは、全国的に取り上げられており、現在では、他の自治体のモデルとなっています。

数値目標の達成状況

①「安心して子育てができる環境である」と思う市民の割合



【現状値(29年度)】

42.10%

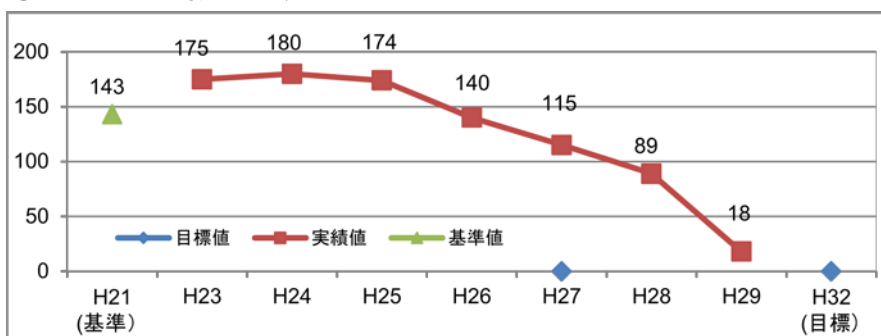
【目標値(32年度)】

42.10%

【分析】

- 平成 26・27 年度は基準値を下回りましたが、小児医療費助成や待機児童解消など、市民ニーズが高い事業の拡充に取り組んだ結果、29 年度に満足度が向上したと認識しています。

②保育園の待機児童数



【現状値(29年度)】

18人

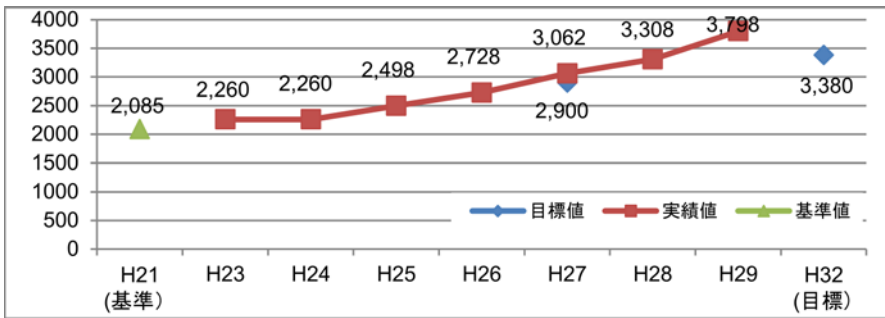
【目標値(32年度)】

0人

【分析】

- 平成 27 年度に待機児童数を 0 人とすることを目標としていましたが、保育需要が想定を上回って増加したため、中間目標は達成できませんでした。しかし、28 年に策定した「新たな待機児童解消対策」に基づき、スピード感を持って多様な対策を実施した結果、29 年 4 月には 18 人まで減少しています。

③保育園の入園児童数



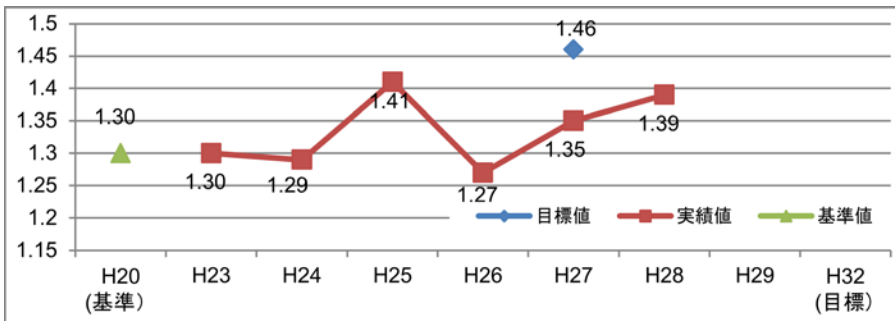
【現状値(29年度)】
3,798人

【目標値(32年度)】
3,380人

【分析】

- 平成25年度以降は就学前児童の総数は減少傾向にありますが、社会情勢の変化に伴う共働き世帯の増加等により、保育需要は増加の一途をたどっています。

④合計特殊出生率



【現状値(29年度)】
集計中

【目標値(32年度)】
全国平均以上

【分析】

- 数値が確定している28年度の合計特殊出生率は1.39で、県平均の1.31は上回っているものの、全国平均の1.44は下回る状況となっています。29年度の目標達成は微妙な状況となっています。

今後の課題と取組の方向性

●子育てを取り巻く環境の変化に的確に対応するため、行政と地域や関係機関等との連携強化が課題

- 今後も、子育てを取り巻く環境は大きく変化することが予測されることから、引き続き、子育て世帯のニーズを把握し、地域や関係機関等との連携を強化し、地域で包括的に子育て支援を実施します。
- 子ども食堂や学習支援など地域での新たな子どもに対する支援活動に対して、地域や民間と連携して更なる子育て環境の整備を進めます。

●保育園等及び児童クラブの待機児童解消が課題

- 今後実施が予定されている幼児教育・保育の無償化により、保育需要が高まることが想定されることから、国の動向を的確に捉えるとともに、無償化を前提として保育環境の整備を進めます。
- 児童クラブについては、平成27年度の制度改正により、対象が拡大されたことに伴い需要が年々増加しています。30年2月に策定した「児童クラブ待機児童解消対策」に基づき、まずは低学年児童の待機児童解消を図るとともに、高学年児童については、長期休暇対策事業の拡大や小学校ふれあいプラザ事業との連携等により、安全・安心な放課後の居場所を創出します。
- 量的充足については積極的に取組みを進めていますが、需要の増加傾向は続くことが想定されることから、国・県等の補助金制度等を最大限活用しながら、必要な施設整備を進め、待機児童解消に取り組めます。

●保育の量の急激な拡大に伴う、保育の質の維持・向上が課題

- 保育の「質の確保」は、「量の拡大」との両輪として対策を進め、引き続き、安心して預けられる環境の整備に取り組めます。特に、保育園等については、質の決め手となる保育士の確保対策に重点的に取り組めます。

●療育相談体制の充実が課題

- 子どもの発育等に関する相談の場として運営している「こどもセンター」は、相談件数の増加や、多様化するニーズに対応し、より効率的・効果的な相談体制を構築するため、運営手法を含め、今後のこどもセンターのあり方の検討を進めます。

●子ども家庭総合支援拠点の運営に係る人材確保等が課題

- 子ども家庭総合支援拠点の設置にあたり、複数の専門職について配置標準が示されています。福祉部局においても、今後、専門職の確保が必須になることが予想されていることから、全庁的に必要数を整理したうえで、必要な人材を確保し、安定的な運営が行える体制を整備します。
- 子ども家庭総合支援拠点の運営あたり、子育て世代包括支援センターや児童相談所等、関係機関との連携強化及び役割分担を図ります。

●子育て施策に関する情報発信が課題

- 全ての子育て世帯に市の制度や助成内容等がわかりやすく行き届くよう、既存の方法の見直しを図りながら、更なる情報発信体制の強化に取り組めます。

【目指すべき将来像】

- 児童・生徒が学びへの意欲にあふれ、学力とともに豊かな人間性がはぐくまれている
- 地域の教育資源を活用することで授業の充実が図られ、地域連携が推進されている
- 学んだ成果が地域の中で生かされている
- 家庭、地域、学校の連携協力により、まちの教育力が生かされている
- 公民館や図書館などが学習・活動の拠点となり、市民自らが地域課題を解決していこうとする機運が高まっている
- 文化財が適切に保護され、活用されている
- 次代を担う市民が育つ教育政策が進んでいる
- 子どもと大人が共に育つ教育理念が政策に生きている
- 基礎的な調査・研究を生かした新たな教育の展開が生まれ、教育課題の解決が図られている

これまでの取組の総括**●質の高い学びを実現する学校教育の推進**

児童・生徒の質の高い学びの実現に向け、学校訪問や推薦研究校への指導・助言及び教育課程編成研究協議会等の実施を通して、各学校の研究や研修等を支援し、特色ある教育課程の編成や探究する学習が生まれる授業づくり、教員の指導力の向上に努めました。

●特別支援教育の充実

特別の配慮を要する児童・生徒のそれぞれの教育的ニーズに応じた支援を行うため、巡回相談事業、特別支援学級・通級指導教室増設事業をはじめとして、各学校の相談体制及び支援体制などの教育環境整備に努め、特別支援教育の充実を図りました。

●文化財の保護・活用

下寺尾官衙遺跡群については、国史跡の指定、発掘による調査研究、公開普及活動の実施、保存・活用計画の策定を進めました。市域の文化財の適切な保全・保存、また市指定重要文化財の指定を行い、市民の誇れる文化財の公開普及を進めました。博物館である文化資料館の機能移転に向けた、「(仮称)歴史文化交流館整備事業」を推進し、事業地の取得及び建築・展示収蔵設計を行いました。

●子ども事業

子ども事業では、子どもたちが放課後や休日などに、地域との交流を通して、郷土の文化や自然を学んだり、伝承遊びや工作、音楽、卓球などを楽しんだりする体験型教室を開催し、子どもたちの居場所づくりに取り組みました。また、子どもや親子を対象とした体験学習を実施し、公民館利用団体やボランティアグループの協力により、子どもと大人の交流を促進しました。

●社会的要請課題をテーマとした事業

さまざまな社会的課題を市民自ら理解と解決を図るため、環境、平和、情報化、国際化、障害者等理解など、地域の現況を見据えた事業を効果的に開催し、市民の学習活動の活性化と課題解決力の向上に努めました。

●青少年育成の推進

関係団体の協力を得ながら継続して子どもの見守りキャンペーンの実施や啓発物品の地域への配布などを行い、安全で安心な環境の確保に取り組むとともに、茅ヶ崎ゆかりの宇宙飛行士関連事業の実施等により子どもたちの夢や希望をはぐくむ取組を進めました。

●子どもたちの居場所づくり

各青少年会館や青少年広場、子どもの家の管理運営を行うとともに、新たな施設である（仮称）茅ヶ崎公園体験学習施設の開設に向け準備を進めました。また、小学生の放課後の安全安心な居場所として開設している小学校ふれあいプラザ事業では、地域と学校の協力により開設校や開設日を増やすことができました。また、学習アドバイザーの活用による事業内容の充実を図り、参加者増につながりました。

●市民が読書に親しめる環境づくり

収集した資料を活用して、資料の提供（閲覧及び貸出）を行いました。また、多様なニーズに対応できるよう、大学図書館との連携を進め4大学との利用が可能となりました。自主事業による学習機会の提供を拡大し、市民が自主的な学習活動を行うための契機となるよう努めたほか、映画会やおはなし会なども開催し、新たな利用者層の開拓に努めました。子どもから大人まですべての人々が読書に親しむ環境を目指し、来館が困難な利用者に向けた家庭配本サービスも開始しました。市民ボランティア、大学、民間との連携により、費用をかけない手法でさまざまな事業を実施することができました。

●情報拠点としての図書館の充実

図書館資料収集方針に基づき、地域性や市民ニーズ、社会状況にも応じた資料収集を行いました。これらの図書館資料については、利便性を重視して身近な施設で受け取ることができるよう、分室等の増設に努めました。また、資料収集の手法として、雑誌スポンサー制度を導入しました。

●教育基本計画の推進

教育基本計画審議会を開催し、教育基本計画の進行管理と教育委員会事務の点検・評価を一体的に実施しており、点検・評価の結果を活用し、当該年度以降に適切に反映することで教育基本計画の理念を実現するための施策を推進しました。

●教育センター研修・相談環境整備事業及び青少年教育相談事業

教育センター研修・相談環境整備事業及び青少年教育相談事業により、教育センター内の施設が改修され、調査研究・研修や、児童・生徒のアセスメントを含めた相談機能の改善が図られました。

●幼児期の教育に関する基礎研究事業

子どもの豊かな人間性がはぐくまれる環境としての家庭・地域の重要性を明らかにするとともに、乳幼児期から義務教育課程までの連携の推進を促しました。

●心の教育相談拡充事業及び心の教育相談事業

心の教育相談員による相談環境を整えることにより、市立学校の教育相談機能の保障に努めました。

●**初任者研修等教職員人材育成事業**

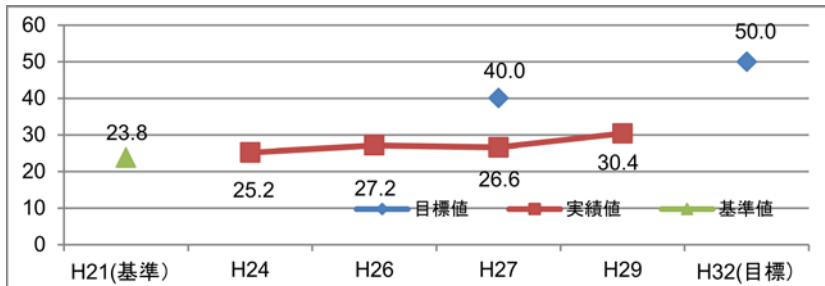
世代交代、教員不足といわれる中、教育指導員の配置により、経験の短い教員の成長を丁寧に支援する体制が構築されつつあり、学校支援にもつながりました。

●**あすなろ教室（適応指導教室）事業**

学校への適応が困難な状況にある児童・生徒の生活を、多角的に支援して社会的な自立に向かう居場所の提供として十分機能するよう努めました。

数値目標の達成状況

①「児童・生徒の「生きる力」がはぐくまれている」と思う市民の割合



【現状値(29年度)】

30.4%

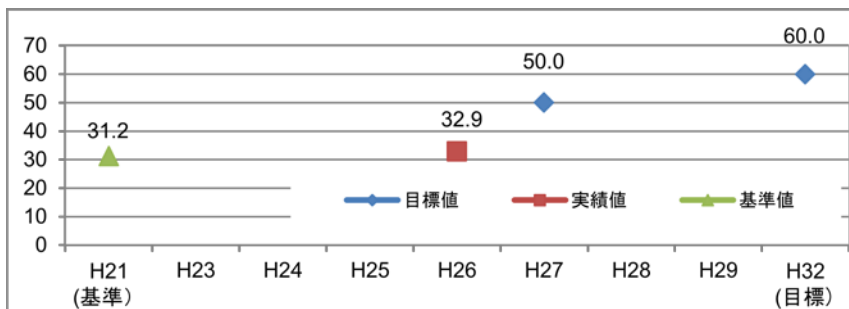
【目標値(32年度)】

50.0%

【分析】

- 最終目標との乖離は大きいですが、家庭・地域・学校の連携協力により、様々な事業を着実に推進することで、おおむね上昇傾向で推移し、全ての時点で基準値を上回りました。

②「児童・生徒の「生きる力」がはぐくまれている」と思う保護者の割合



【現状値(29年度)】

32.9%

【目標値(32年度)】

60.0%

【分析】

- この指標は、平成22年度を起点に4年ごとに行っている調査を資料としています。
- 26年度の調査では基準値より微増の結果となっています。次の調査が30年度の実施となるため、その後の変化については明らかではありませんが、26年度の分析において、生きる力の育成には教育活動を通じて恒常的に取り組んでいる中で、人の意識の変容を急激に促すことの困難さがあげられています。

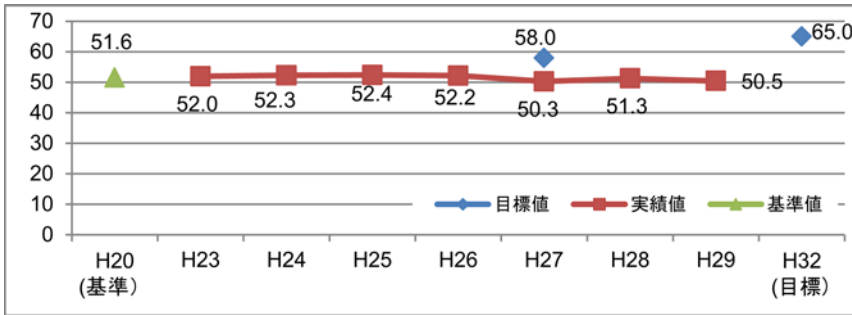
③児童・生徒の体力

※実績等については、別表を参照して下さい。

【分析】

- 平成29年度において、「50m走」については、小学校5年生は全国平均をわずかに下回りましたが、中学校2年生は全国平均を上回りました。「ソフトボール投げ」と「ハンドボール投げ」については、小学校5年生は全国平均を上回りましたが、中学校2年生は全国平均を下回りました。
- 全体として走運動については全国平均のレベルにありますが、投運動については中学校2年生において全国平均を下回る傾向が見られます。
- 「運動やスポーツをすることが好きですか」という問いかけに対し、平成29年度は肯定的な回答が中学校2年生男子は全国平均をわずかに下回りましたが、小学校5年生男子女子、中学校2年生女子は全国平均を上回りました。
- 全体的に概ね全国平均を上回る状況です。

④公民館の利用率



【現状値(29年度)】

50.5%

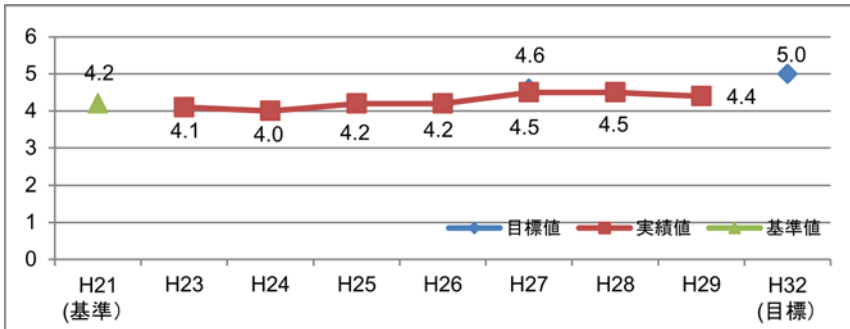
【目標値(32年度)】

65.0%

【分析】

- 公民館の開館時間は午前9時から午後9時までであり、その全体時間で算出している利用率は、目標に達していない現状です。
- 防音で面積が広く汎用性があり、多彩な活動に使用可能な講義室は、最も利用率が高く、平成29年度実績において(小和田83.4%、鶴嶺74.4%、松林84.5%、南湖86.6%、香川71.2%)と各館目標値を上回っています。
- 一方、実習室においては(小和田36.3%、鶴嶺25.7%、松林34.1%、南湖17.9%、香川28.0%)と目標値の半分以下に留まっていることから、目的が限定する部屋においては、利用が限られることにより、目標に達しないことが考えられます。

⑤図書館資料の市民平均貸出冊数



【現状値(29年度)】

4.4冊

【目標値(32年度)】

5.0冊

【分析】

- 平成25年度以降、図書館資料の貸出・返却窓口の増設に努めてきたことで、微増となっています。
- 特にハマミーナ図書室開設時に10,000冊程度図書資料を購入したことが、貸出冊数に影響を及ぼしたと考えられます。
- 蔵書数に限りがある中で人口増となっており、目標値の達成が難しい状況にあります。

今後の課題と取組の方向性

●特別支援教育に係る環境整備が課題

- 特別な配慮を要する児童・生徒に応じた支援を行っていくため、特別支援学級、通級指導教室（そだちの教室）、みんなの教室を開設してきたが、特別支援学級は全小・中学校の半数に留まっている状況です。
- 全小・中学校への特別支援学級の設置に向けて、早期に全体の3/4の小・中学校に特別支援学級を設置することを目指し、関係部局と連携して取り組みを推進します。

●いじめ等の児童・生徒を取り巻く諸課題への対応が課題

- 更に複雑化する児童・生徒に係る諸課題に適切に対応するため、学校関係者が連携する中で、専門的知見から事案に関わることのできるスクールソーシャルワーカーの拡充を図ります。
- 特にいじめ問題については、学校・家庭・地域・関係機関等と連携を図りながら、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けた取り組みを進めます。

●文化財の保護・活用について質を高めていくことが課題

- 文化財の保存と活用に求められる継続的な調査研究の体制整備と資料の保管場所を確保し、中長期的視点に立った計画的な調査、保存活用を実施することで文化財保護の公共性を高めていきます。
- 今後も下寺尾官衙遺跡群の公有地化と段階的な整備活用を推進します。さらに官衙遺跡群の追加指定や弥生時代環濠集落の新指定を進めます。
- これまで文化資料館では自然や歴史・文化に関わる文化財の調査研究、収集保管、教育普及を行ってきましたが、(仮称)歴史文化交流館では、多様な資料の公開と学芸員活動の活性化による学習機能の向上を図り、地域の賑わい創出など、博物館に求められる機能の拡充に努めます。

●効果的な社会教育の推進が課題

- 継続的に社会的動向や地域の情報（新たなニーズ）について収集を行い、ニーズに対応した事業を企画します。社会教育関係職員の資質の向上を目指し、毎年度開催している職員研修及び社会教育主事会の充実を図ります。
- 事業を行う地域団体の担い手についても、高齢化している現状があることから、若年層を取り込んでいく仕掛けづくりを進めます。

●子どもの居場所づくりが課題

- 子ども事業においては、体験型教室の実施等により、放課後・休日の定例的な居場所づくりを進めてきましたが、その周知について地域や学校の協力を得ることが必要であり、地域の方や公民館利用者等の協力を得ながら、支援者の発掘と人材の育成により事業内容の充実を図ります。
- 小学生の放課後の安全安心な居場所として開設している小学校ふれあいプラザについては、地域の担い手を確保していくため、他の学区との情報共有や生涯現役応援窓口と連携したシニア人材の登用と小学校高学年の児童の参加を促すための学習アドバイザーの活用等を検討します。

●**教育関連施設、社会教育施設の適切な及び再整備を進めることが課題**

- 施設の管理・運営においては、限りある資源を有効に活用しながら利用者の安全や学習しやすい環境を整備します。
- 耐震改修などの大規模修繕が必要な施設については、効果的・効率的な整備を目指します。
- （仮称）茅ヶ崎公園体験学習施設が平成31年1月より運営を始めることから、あらゆる世代がふれあい、活動することができる施設として、市民の利用機会を増やす工夫をするとともに、地域の防災施設としての面も含めた事業展開を図ります。

●**情報拠点としての図書館の充実やさらなる読書の推進に係る取組が課題**

- 図書館機能の充実に向け、地域の情報拠点として市民ボランティア、大学、民間との連携により、今後も幅広いサービスが継続的に提供できるような運営体制を構築します。
- 情報提供に関しては、インターネットを活用した情報サービスについても推進し、その機能や役割についても広く市民に周知します。
- 読書活動の推進については、ボランティアの育成や関係機関との連携に努めます。特に、学校図書館との連携を図り、子どもの頃から読書に親しめる環境づくりの構築を目指します。

●**教育センターの機能**

- 教育センターの役割の充実に加え、社会教育との連携など、今後求められる役割とその体制整備を進めます。

【目指すべき将来像】

- 教育委員会と市長との密接な連携のもとで、より広い視野から教育方針を決定している
- 一貫した教育方針を基に、安定した継続性のある施策を実施している
- 教育行政の推進と学校教育環境の充実が図られている
- 教育施設の改善が進み、児童・生徒の安全性、快適性が保たれている
- 児童・生徒が健康で安全・安心な学校生活を送ることができる教育環境が整備されている
- 地産地消、食の安全、栄養バランスなど、食育に配慮された給食が提供され、児童・生徒たちが健やかに育っている

これまでの取組の総括**●教育委員会制度改革への対応**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成 27 年 4 月 1 日施行されたことに伴い、新たに総合教育会議の開催、市長と教育委員が協議、調整を行うことにより両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることができました。また、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置に伴い、教育行政における責任体制の明確化を図りました。

●学校備品などの適正管理

教育環境と授業の充実を図り、児童・生徒の学ぶ意欲をはぐくむため、学校備品などの適正管理を行いました。

●学校施設の大規模改修の実施、教育環境の改善

国の補助金等を活用しながら、平成 29 年度末の時点で、小学校大規模改修整備事業は 8 校、40.0%、トイレ改修整備事業は 68.2%、58 系統まで完了していますが、32 年度での目標値の達成は難しい状況です。大規模改修やトイレ改修が行われた学校の施設利用者等の評価は高くなっていますが、その分、改修されていない学校との施設面での格差が拡大しており、改善要望は依然高い水準で推移しています。

●学校給食事業の充実

小学校給食においては、学校給食共同調理場から配送していた円蔵小学校、小和田小学校には単独式調理場を建設し、今宿小学校についても平成 31 年 4 月の運用開始を目指し、建設を進めています。

中学校給食については、ミルク給食を実施しており、26 年度から試行的に行っている業者による弁当販売を継続しました。

●就学事務の効率化

学齢簿システムを導入し、就学事務の的確・迅速な事務処理により児童・生徒の保護者の利便性向上に努めました。

●通学路の安全確保

「茅ヶ崎市通学路交通安全プログラム」の策定や通学路の改善要望の受付手法の改善により、通学路の安全性向上に努めました。

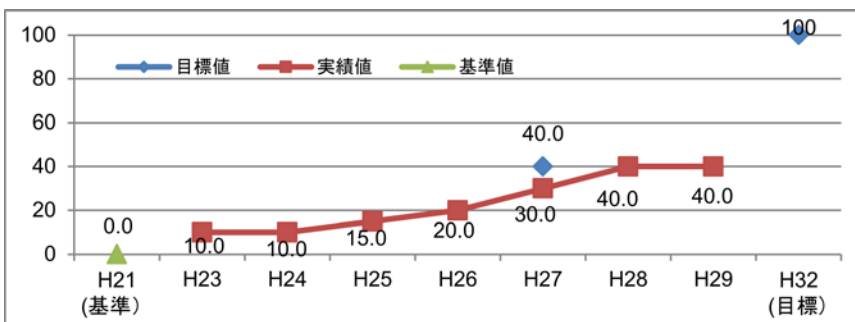
●市費教員の任用等

市費教員を任用し始めた頃は、小中学校において教室を飛び出したり、精神的に不安定な児童・生徒に対して個別支援や指導を行うなどの緊急対応が中心で、学級や学年全体の授業環境を整える役割を果たしていました。その後、平成 27 年度より任用数を増やして、緊急の個別支援のみならず、学習面の少人数指導やチームティーチング等の学習形態の工夫を担う役割を果たすようになり、授業理解や個別のつまずきなどについての丁寧な学習ケアを行っています。

更に、29 年度からは、教員の多忙化の解消や精神的な支えを意識し、校長経験者など管理職経験者を任用し、新採用者や経験の浅い臨時的任用職員などの指導や管理職の相談、担任等の保護者対応支援などの役割まで担うようになってきました。これらの役割により、支援の必要な児童・生徒が落ち着いて授業に取り組むようになるとともに、多くの児童・生徒の学習理解が進み積極的な授業参加をするよう変化してきています。

数値目標の達成状況

①大規模改修事業の進捗



【現状値 (29 年度)】

40.0%

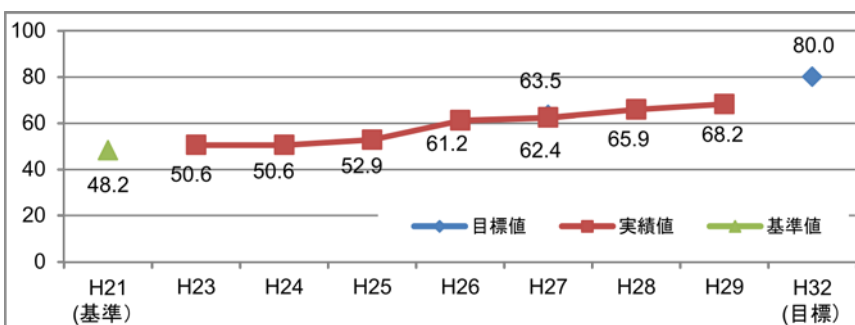
【目標値 (32 年度)】

100.0%

【分析】

- 平成 27 年度中間評価の時点で既に遅れが生じており、29 年度の段階でも 8 校、40%にとどまっている。32 年度に目標とする 20 校、100%に達することはほぼ不可能な状況にあり、30 年 4 月に改訂された「公共施設整備・再編計画」では、20 校の完了を 4 年延伸した 36 年度としました。

②環境改善（トイレ改修率）の進捗



【現状値 (29 年度)】

68.2%

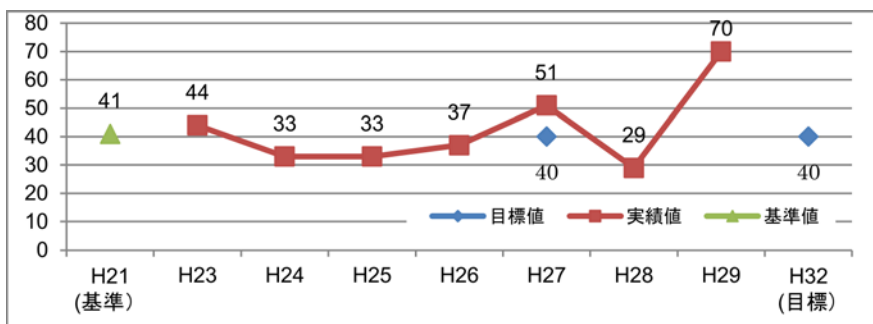
【目標値 (32 年度)】

80.0%

【分析】

- 国の補助金を活用しながら、平成 27 年度中間評価の時点でほぼ目標値に近い段階まで整備が進んでおり、29 年度も 68.2%まで改修率が伸びています。残り 3 年で 12%、10 系統改修し、目標の 80%、68 系統の改修を達成することはハードルが高いですが、目標値に近づこう努めていきます。

③学校内の事故報告件数



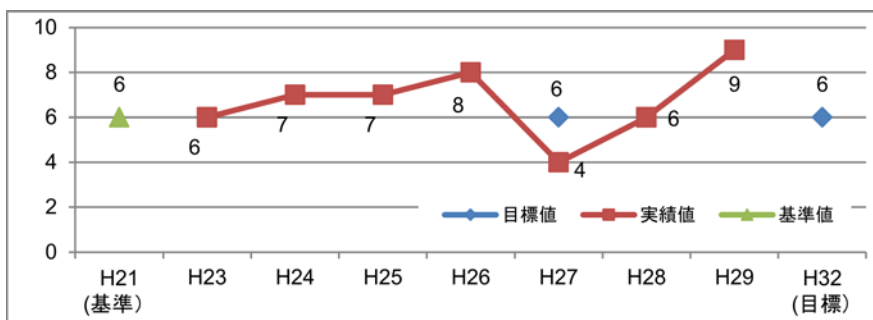
【現状値(29年度)】
70件

【目標値(32年度)】
40件

【分析】

- 平成23年度以降の実績値を見ると、23年度と27年度を除き目標値を達成しており、学校内における安全確保に一定の成果があったが、29年度については、目標値の1.75倍増加しています。これは、授業や部活以外での児童・生徒同士の接触事故等の報告であり、日常生活における危険回避、経験値の不足によるものと考えています。
- 学校では、校内での事故防止のため、起こってしまった事故の内容及び防止策を教職員間で情報共有し、日々、児童・生徒への安全指導に努めたことにより一定の成果がありました。

④登下校時の事故報告件数



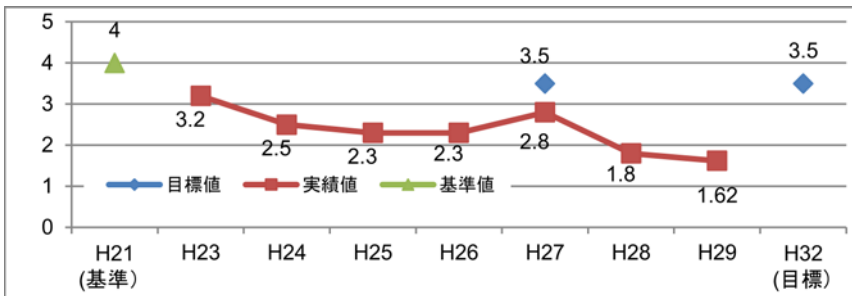
【現状値(29年度)】
9件

【目標値(32年度)】
6件

【分析】

- 平成28年度に「茅ヶ崎市通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路の安全確保に努めています。
- 23年度以降の実績値を見ると、23年度、27年度、28年度に目標値を達成しています。目標達成できなかった年度もわずかなオーバーであり、登下校時における安全確保に一定の成果がありました。

⑤児童 1 人当たりの給食食べ残し量



【現状値 (29 年度)】
1.6kg

【目標値 (32 年度)】
3.5kg

【分析】

- 平成 23 年度以降の実績値を見ると、毎年度目標値を大幅に達成しており、安全で美味しい学校給食が提供されました。
- 児童にバランスの良い昼食が提供でき、健全な発育に貢献していると考えます。

今後の課題と取組の方向性

●教職員のより良い労働環境の整備が課題

- 各学校と教育委員会事務局との業務を電子化できるような環境づくりを行い、併せて課題として残される事項とした教育事務用パソコンの配備率の向上に努め、教職員の労働環境を整えていきます。
- 教職員の働きかたの見直しの観点から、学校給食の公会計化や部活動休日やノー残業デーの推進などの検討を進めます。

●学校備品の適正な管理、遊具等の計画的な修繕、更新が課題

- 学校備品、遊具・体育器具は、修繕を要するものが増加してきているが、修繕ができないものは撤去している中で、撤去後の整備ができていないことが課題です。
- 修繕や更新について、学校を取り巻く状況や施設の再整備を見据えた上で計画的に行っていきます。

●より実行性のある教育施設再整備基本計画の策定が課題

- 今後、学校施設は構造躯体の耐用年数を迎えていくことになるため、教育委員会では策定した教育施設再整備基本方針に基づき、29・30 年度は教育施設再整備基本計画の策定を進め、平成 33 年度から 10 年間の具体的な事業とスケジュールを明らかにしていきます。
- この基本計画に関しては、現行総合計画で積み残した事業についてもフォローすることとし、10 年間の総事業費が莫大なものとなることから、より精緻な積み上げにより計画を策定し、実効性の高いものとしていきます。

●中学校給食のあり方の検討が課題

- 現在実施している中学校への業者による弁当販売は、利用者が少ないため給食の代替策となるには至っていないことから、中学校完全給食の実施に向けた調査・研究を進め、茅ヶ崎市の中学校給食のあり方を検討します。

●更なる通学路の安全確保が課題

→通学路の改善要望は未改善の部分もあることから、今後も通学路への歩道設置・ガードレール設置など登下校中の安全確保に努めます。

【目指すべき将来像】

- 市民の学習意欲に応えて、学習拠点とともに、市民、大学、事業者などとの協働によって新しい学習の場や機会が充実している。
- 地域文化への愛着と未来への創造力があふれ、だれもが自然に文化・芸術に親しんでいる
- 世代を超えてスポーツに親しみ、健康に暮らしている人が増えている
- 互いを尊重しながら、自らの意思で積極的に等しく社会に参画できる環境が整っている

これまでの取組の総括**●文化生涯学習プランの策定**

文化行政と生涯学習行政を統合したプランを策定し、文化・生涯学習施策を効果的に推進しました。平成28年度には文化生涯学習プラン推進委員会等による中間評価を実施し、業績評価を行うことにより適切な進捗管理を行う体制を構築しました。

●市民文化会館再整備事業

市民文化会館の耐震改修及び大規模リニューアルを実施し、市民の安全・安心を確保するとともに、茅ヶ崎の文化拠点施設としての整備を行いました。市民の文化に対する満足度は概ね高く、以前からの活動に対して一定の評価を得ていると考えています。

●体育施設の整備拡充

（仮称）柳島スポーツ公園整備事業については、PFI 事業により民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、総合競技場、多目的広場、テニスコート等の広域的なスポーツ、レクリエーション拠点として整備しました。また、市営体育施設については、指定管理者による利用者増加に向けた取り組みや、管理施設の増加により利用者は23年度の517,880人から29年度は652,509人へと増加しました。

●男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の実施

ちがさき男女共同参画推進プラン（平成23年度～27年度）及び第2次ちがさき男女共同参画推進プラン（平成28年度～32年度）に基づき、男女共同参画が実現した共生社会の実現を目指して意識啓発等の取組みを行いました。その結果、施策指標として設定した「固定的性別役割分担意識」は、「反対」と思う人の割合が着実に増加しており、多様な生き方を認め合う男女共同参画の意識が浸透してきています。

●都市交流の拡充

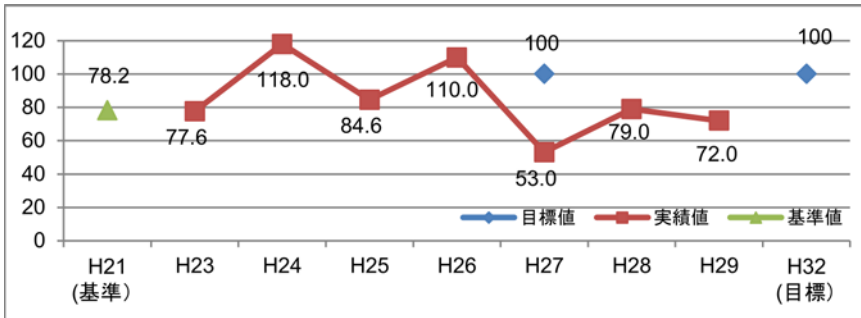
多くの都市やそこに暮らす人々と交流することにより、異なる環境に暮らす人々の生活や文化を理解し、相互に尊重する心を育てるため、愛知県岡崎市とのゆかりのまち交流事業に加え、長野県佐久市と市民交流事業を実施しました。また、ホノルル市・郡との姉妹都市締結を受け、継続的にフラフェスティバルを開催しています。

●平和啓発事業の実施

「平和を考える茅ヶ崎市民の会実行委員会」と連携しながら、「平和の集い」の開催や各種の講演会、展示会、学校での被爆・戦争体験の語り継ぎなどを実施しました。平成29年度には寄贈された佐々木禎子さんの折り鶴を通して、平和の尊さを市民に伝えました。

数値目標の達成状況

①講座・イベントの定員に対する受講希望割合



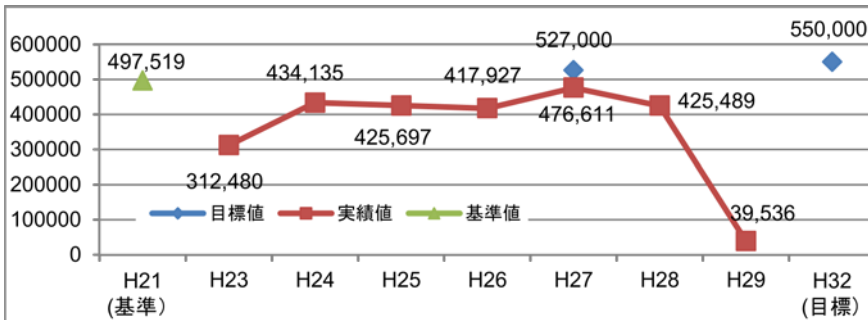
【現状値(29年度)】
72.0%

【目標値(32年度)】
100.0%

【分析】

- 実績値は、各年度の講座により左右される部分があり、例えば、食や歴史に関する内容の講座は応募が多い傾向にあります。

②文化芸術事業参加者数



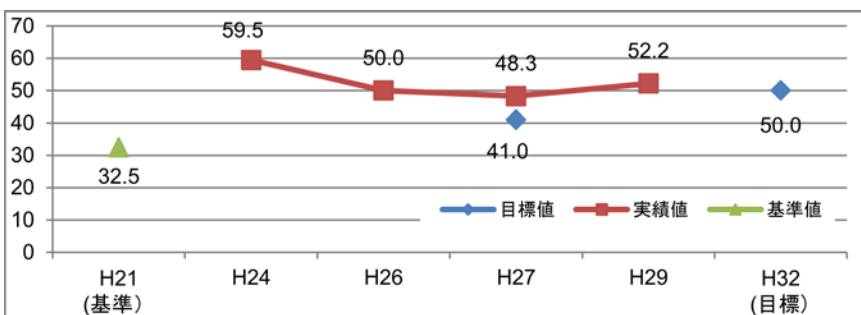
【現状値(29年度)】
39,536人

【目標値(32年度)】
550,000人

【分析】

- 平成29年度は、新たな取組であるアウトリーチ事業や美術館におけるハワイアンキルト展が好評でしたが、文化会館の耐震補強及び改修工事の実施による休館に伴い、参加者は落ち込むこととなりました。

③スポーツ実施率



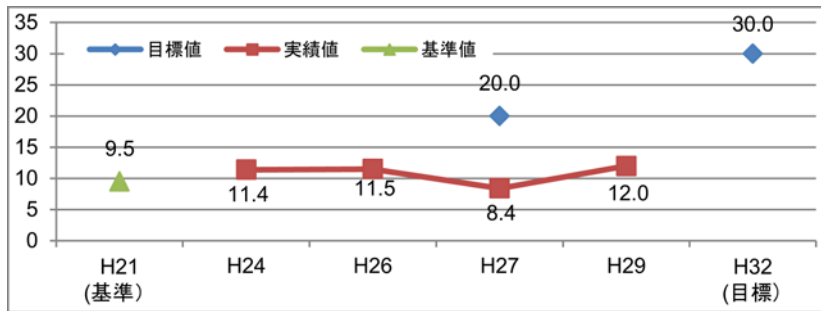
【現状値(29年度)】
52.2%

【目標値(32年度)】
50.0%

【分析】

- 20歳以上の人口のうち、1回あたり30分以上のスポーツを週1回以上実施している市民の割合を、平成32年度までに50%以上にするを目標としています。市民満足度調査による数値はおおむね目標を達成していますが、26年度に担当課独自で行った市民アンケート調査では、36.4%でした。

④ 「男女共同参画社会が実現している」と思う市民の割合



【現状値(29年度)】

12.0%

【目標値(32年度)】

30.0%

【分析】

- 「男女共同参画社会が実現している」と思う市民の割合は、上がり下がりはあるものの、長期的には緩やかな増加傾向にあります。しかし、目標値とは大きな乖離が生じています。
- 「まちづくり市民満足度調査」における若年層では満足度は高いものの、固定的性別役割分担意識や男女の平等感について、保守的な傾向が見られます。

今後の課題と取組の方向性

●次期文化生涯学習プランの策定が課題

- 現行プランで課題として残されている項目や社会情勢の変化による新たな課題を踏まえ、文化生涯学習施策を推進するための取組みを推進します。
- 人生 100 年時代において、第二の人生をどの様に過ごすかは重要なテーマであり、セカンドライフ世代が今後も社会で活躍するための支援を目的としたイベントや講座等の企画を検討します。

●指定管理者への支援及び施設の運営手法に関する検討が課題

- 少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加や、税収等の歳入に増加が見込めない状況において、指定管理者の役割はより重要になることから、茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営改善に関する支援を進めます。
- 現在、直営で運営を行っている開高健記念館をはじめとする施設については、その運営手法について最適な手法を検討して参ります。

●部局横断的な文化政策の展開できる体制づくりが課題

- 文化財等の文化資源を中核とする観光まちづくり戦略が全国的に広がりを見せるなか、本市においても豊富な文化資源を活用した地域振興という観点から、部局横断的に持続可能な文化政策を展開できる仕組みについて検討を行います。

●施設使用料見直し及びニーズに沿った施設利用の検討が課題

- 既存施設の有効活用を図るなかで、今後の大規模改修等に備えるため、受益者負担による財源確保を検討する必要があり、施設使用料等に関する見直しの検討に着手します。
- 体育施設は、施設によっては稼働率が高く、希望者が利用できないなど、ニーズに対して充足していない部分があることから、より多くの市民が利用できるよう、開館時間や利用区分等の変更について検討を行います。

●男女共同参画に係る実行性のある取組みの充実が課題

- 現行プランで課題として残されている項目や、社会情勢の変化による新たな課題（女性の職業生活における活躍の推進や、性的指向や性自認の多様なあり方等）の解決に向けて、社会情勢等の変化を的確に捉え、真に実効性のある取組みを検討します。
- 人口減少が始まる中、活力ある地域社会を維持するには、職場・家庭・地域等あらゆる場面において女性の活躍が期待されています。特に労働力不足は喫緊の課題であり、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して取組みを進めます。

●次世代への平和啓発が課題

- 次世代を担う子どもたちへ、平和の大切さを広く伝えるため、平成 29 年度に寄贈された佐々木禎子さんの「折り鶴」を通してホノルル市・郡の高校生ボランティアとの交流を図るなど、様々な団体と連携しながら平和啓発の取組みを行います。
- 戦後 72 年以上が経過し、語り継ぎ手が少なくなるなか、戦争の悲惨さ、平和の大切さを継承していく取組みについて検討を行います。

●都市交流事業の方向性に関する検討が課題

→岡崎市や佐久市、ハワイ州ホノルル市・郡などとの親交を深めるため、市民参加の方法や親交内容の検討など、今後の交流事業の発展的な方向性について検討を行います。

●外国人への支援が課題

→年々来訪者が増加傾向にある外国人のニーズの把握や適切な情報提供のため、国際交流支援市民ボランティア団体協議会と連携し外国人支援の取組みを検討します。

●人権問題への取り組み

→市民や職員などに講演会等を通じて普及啓発を行うとともに、現代の様々な人権課題について、当事者の方々のニーズを把握しながら調査研究を行い、各課題への対応を行います。

【市政展開の方向性】

超高齢化が進行する中で、市民のだれもが、住み慣れたまちで、自分らしく元気に暮らし続けられる地域をつくります。

保健・医療の基盤を維持・充実し、疾病の予防や早期発見・早期治療などを推進することで、市民の健康を守ります。また、市立病院で質の高い医療サービスを安定して提供します。

制度による公的な福祉サービス（公助）を充実させていく一方で、多様化する課題に的確に対応するため、公助の限界を見極めつつ、共助による支え合いの仕組みを構築します。さまざまな福祉活動を支援し、ネットワーク化することで、地域の「支え合い」の力を着実に育てます。

国際化の進展等に伴いモノやヒトの流れが活発になる中での予期せぬ感染症の発生予防とまん延防止、食品の安全性を確保するための監視・指導による市民の健康被害防止、衛生的な生活環境の確保や動物愛護の取り組みの支援を通じて、地域の公衆衛生を支えます。

政策目標

政策目標 5	共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまち	[福祉]
政策目標 6	質の高い医療サービスを安定的に提供するまち	[医療]
政策目標 7	だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち	[地域保健・公衆衛生]

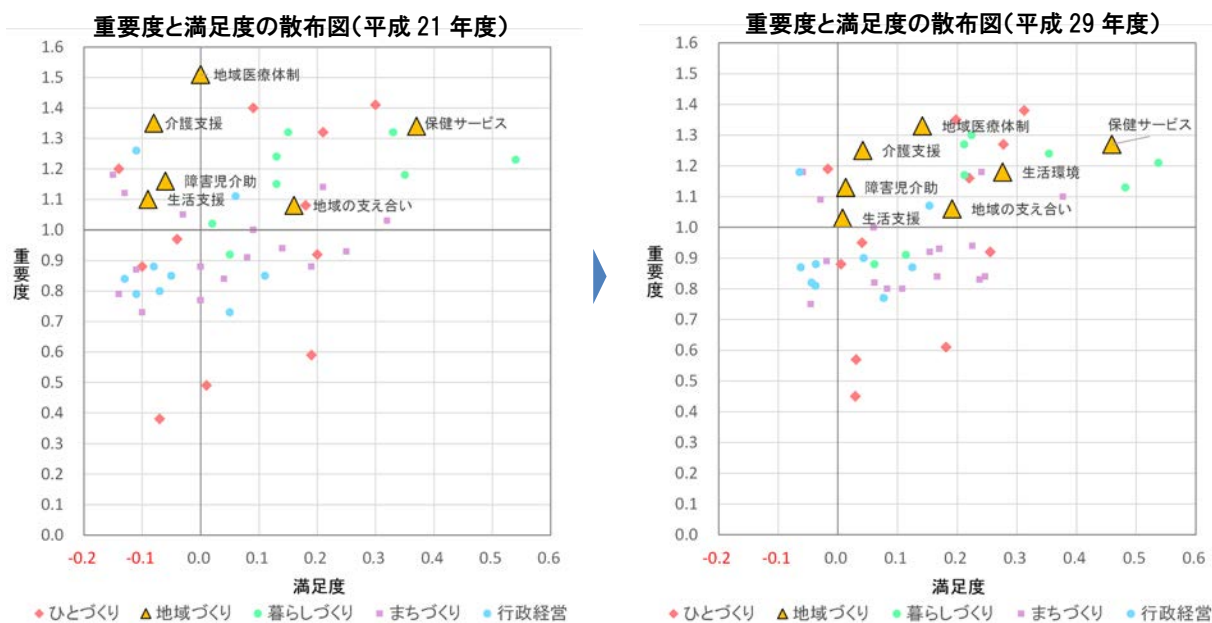
【基本理念 2 に関する取組の方向性】

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 増加が見込まれる扶助費への対応 ◆ 安定的で持続可能な国民健康保険の運営 ◆ 健康診査や各種検診の受診率の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者世帯の孤立防止 ◆ 支え合いの仕組みづくり |
|---|---|

これまでの取組の総括

- 「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」等の関係計画に基づく取組の推進
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療と福祉の連携強化など支援体制の充実
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料収納率向上など公的医療保険の基盤安定
- 疾病の予防・早期発見のため特定健康診査及び特定保健指導の受診率向上を推進
- 市立病院における救急の受け入れ強化やがん治療の充実
- 市立病院において乳腺外科や緩和ケア外来の開設、及びがん相談支援センターの設置
- 介護保険、障害福祉サービス、生活困窮者自立支援制度等の適正運営
- 分野に捉われない初期相談窓口として地域包括支援センター内に福祉相談室を設置
- 地域の支え合いや助け合いの拠点として地区ボランティアセンターを設置
- だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまちを目指し、保健所政令市へ移行
- これまで県が担っていた感染症対策や精神保健関連事業を市保健所で実施

市民意識の動向



<平成 21 年度から平成 29 年度への推移の分析>

重要度の全体的な傾向としては、超高齢化が進行する中、以前として高い数値となっています。また、満足度は全体的に上昇しており、特に「介護支援」、「地域医療体制」は大きく改善しています。介護予防を含む介護事業の充実や地域医療体制の整備の進展などの成果が表れているものと推測されます。

今後の方向性

超高齢化が進行する中で、市民の誰もが、住み慣れたまちで自分らしく、元気に暮らし続けられる地域づくりを引き続き行っていくことが重要となる。また、保健・医療の基盤をより充実させることで、満足度をさらに高めるとともに、福祉に関連する項目についても引き続き市民ニーズの確に対応し、満足度の向上につながる施策を展開していく必要があると考えられる。

【目指すべき将来像】

- 元気な高齢者が増えている
- 地域の総合的な相談機関や専門相談員が設置され、だれもがより身近なところで相談できている
- ボランティアに取り組む人が増え、地域での見守り、支え合いができています
- 在宅生活を支援するサービスが充実し、住み慣れた地域で暮らし続ける人が増えている
- だれもが安心して医療を受けている
- 日ごろの見守り活動とともに、災害時要援護者の支援体制も整っている
- 地域で活動する自立した障害者が増えている
- だれもが生活の不安なく暮らしている

これまでの取組の総括**●身近な地域における相談支援体制の拡充**

地域包括支援センター及び福祉相談室を市内 12 か所、地区ボランティアセンターを市内 13 か所に設置し、民生委員・児童委員や相談支援事業所等、様々な機関等との連携を強化することで、身近な地域における相談支援体制を拡充しました。

●国民健康保険の適正な運営

収納率向上に向けて取組を進めた結果、収納率が改善傾向となっています。また、レセプト点検等の取組により、医療費の適正化を図りました。

●増大する生活保護費への対応

生活困窮者自立支援法の施行に伴う体制を整備し、生活保護の開始には至らないものの様々な理由で生活に困窮している人に対し、自立支援に向けた施策を講じることで、将来的に生活保護に至らないように取組を進めました。

●障害者を取り巻く環境の変化への対応

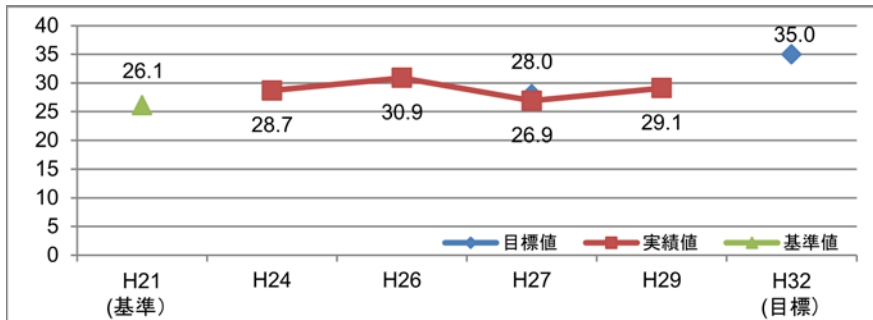
障害福祉サービスを適正に給付したほか、障害者差別解消法の施行を契機とした障害者への理解促進について重点的に取り組みました。

●介護予防の取組の充実と要介護認定率の上昇を抑制

豊かな長寿社会のまちづくりに向けて、健康寿命の延伸や虚弱化予防、転倒予防教室をはじめとした介護予防等の様々な取組を進めることで、要介護等認定率上昇の抑制に取り組みました。

数値目標の達成状況

①「地域に支え合いの仕組みがあり、安心して生活できる」と思う市民の割合



【現状値(29年度)】

29.1%

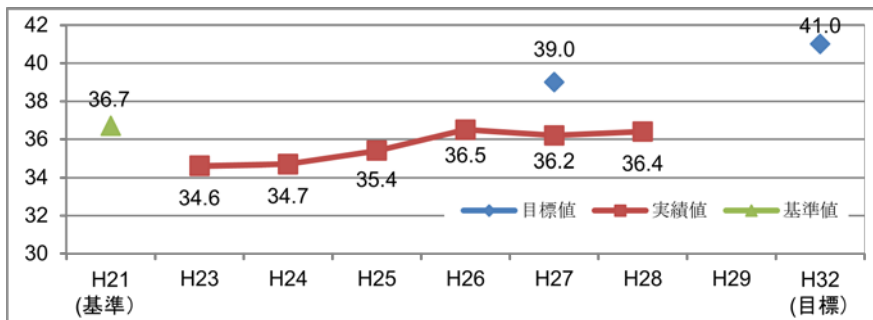
【目標値(32年度)】

35.0%

【分析】

- 市民啓発イベントの実施のほか、福祉相談室や地区ボランティアセンターの設置、地域のネットワークづくりの支援を行ってきた成果が着実に実績に表れていると考えられます。

②特定健診の実施率



【現状値(28年度)】

36.4%

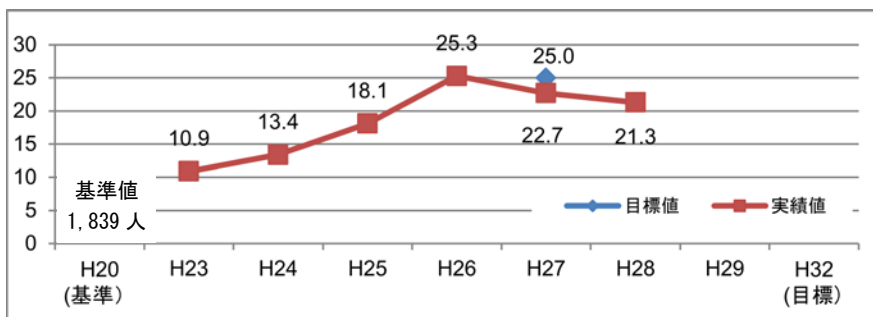
【目標値(32年度)】

41.0%以上

【分析】

- 医師会等の関係機関と協議・連携を図りながら、電話やはがき送付、健康アドバイスシートを作成送付などにより、継続的な受診勧奨を実施し、一定の成果があがっています。
- 平成29年度の受診率は暫定値で36.9%と上昇傾向にありますが、目標値の到達には至っていません。

③内臓脂肪症候群の「該当者と予備群」の減少率



【現状値(28年度)】

21.3%

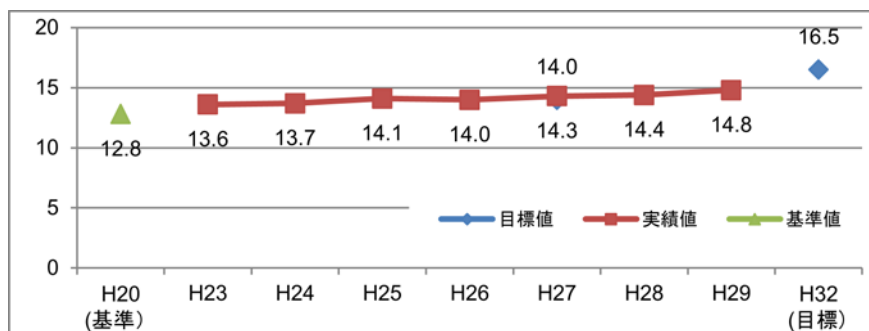
【目標値(32年度)】

25.0%減

【分析】

- 内臓脂肪症候群の該当者と予備軍の減少率は、平成26年度を境に下降しています。特定保健指導の利用率・終了率が低迷していることが影響しているものと考えられます。

④高齢者のうち要支援・要介護認定を受けた人の割合



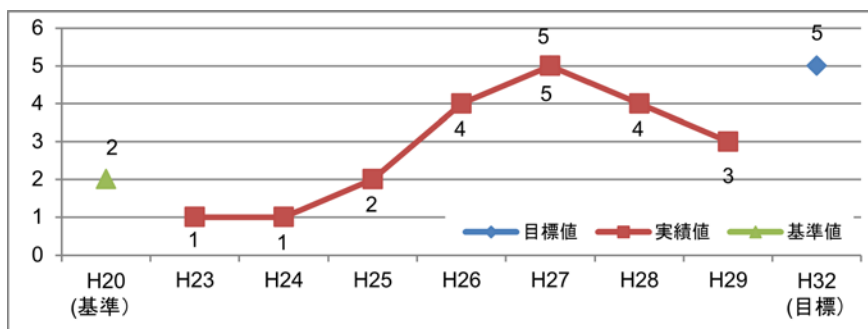
【現状値(29年度)】
14.8%

【目標値(32年度)】
16.5%以下

【分析】

- 第1号被保険者の認定者は、概ね一定の数で増加しており、65歳以上の人口の伸びに比べ、第1号被保険者の認定者数の伸びが大きかったことにより認定率に増加が見られました。

⑤施設や入院から地域生活に移行した人の数



【現状値(29年度)】
3人

【目標値(32年度)】
5人

【分析】

- 実績値は、入院からの地域移行の人数が多く、27年度を除き、目標値を下回っています。
- 施設からの地域移行については、施設に入所するまでの経緯等もあり、なかなか進みにくい状況にあります。

今後の課題と取組の方向性

●地域福祉を推進する新たな担い手の確保が課題

→必要とする福祉情報の発信による周知や福祉意識向上を目的とした啓発に引き続き取り組むとともに、地域共生社会の実現に向け、主体的に地域づくりに取り組む仕組みを構築します。

●市民ニーズの多様化・複雑化に対応する相談体制の強化が課題

→本市において、国に先行して取り組んできた相談支援体制等の整理を行うほか、高齢者、障害者、児童その他の福祉の上位計画としての地域福祉計画の位置づけを明確にし、分野横断的に地域福祉を推進していきます。

●国民健康保険料の徴収率向上が課題

→被保険者間の保険料負担の公平性を維持するため、人員増強による保険料の徴収体制を強化します。

●レセプトの電子化に伴う再審査事務の手法の検討が課題

→レセプトの電子化により、将来的に内容点検のコンピューター化が実現することが見込まれるなかで、現在行っている非常勤嘱託職員による通年の内容点検は継続するものの、業務委託により年4回に分けて行っている縦覧点検について、コンピューター審査の範囲と精度等を考慮し、必要性を検討します。

●生活保護受給者数の増加ときめ細かな自立支援が課題

→社会構造の変化と高齢化の高まりによる生活保護受給者数の増加に対応するため、人員増強による体制の強化が必要となっています。また、経済的自立を促すため、経済部と連携し、就労に向けたきめ細かな支援に取り組めます。

●障害特性に対する理解促進と多様な住まいの確保が課題

→「障害特性に合わせた生活の場の確保」が必要であり、とくにグループホーム設置を検討している法人等へは、グループホーム設置や備品購入に係る補助事業について、情報提供を行うとともに適切に運営ができるよう支援していきます。

→障害特性の市民理解の促進に向け、行政から地域への積極的なアプローチを継続的に行うなど、取組を強化します。

→障害者や障害児に対する地域での生活支援を推進するために地域生活支援拠点の面的整備を進めることが求められます。とくに緊急時の体制、相談支援機能の強化を図るために、本市の現状に応じた「基幹型相談支援センター」の役割等を自立支援協議会の場で関係機関等と意見を伺いながら検討します。併せて、現在の相談支援事業所のあり方等を検討します。

→30年度より新たに創設された就労定着支援、自立生活援助などの障害福祉サービスの充実を図ります。

●健康レベルに合わせた介護予防の充実が課題

→特に虚弱化傾向にある高齢者の介護予防に関して、住民同士の支え合いやボランティアによる介護予防事業の充実を図ります。また、認知症やオーラルフレイル、エンディングに備えるための視点を強化した介護予防事業に取り組むとともに、本市における介護に至る要因を分析し、それに対応する介護予防事業を検討します。

●地域包括支援センターの利用者の平準化及び事業の質の向上が課題

→第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画期間中に茅ヶ崎南地区に新たな地域包括支援センター及び福祉相談室を開設し、課題の解決を図ります。

→介護保険法の一部改正により義務付けられた地域包括支援センターの事業評価については、国が示す全国統一の評価指標の導入・活用を図り、各地域包括支援センターがその機能をより効果的に発揮できる体制づくりを目指します。

●避難行動要支援者支援制度の取組のさらなる推進が課題

→避難行動要支援者支援制度については、関係部局と連携し、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練等を各地域において実施する必要があります。また、名簿の実行性を高めるために、平常時の情報提供に同意未確認の方に対し、同意を確認する文章の再送を行い、地域への情報提供の拡大を図ります。

【目指すべき将来像】

- 市立病院が地域の基幹病院として、急性期医療を担っている
- 市立病院は、救急医療体制が整っており、急病時に安心して医療を受けることができる
- 市立病院は、小児科・産科・麻酔科などの不足しがちな診療科目の医師も充足されている
- 地域の基幹病院である市立病院が健全に経営されている

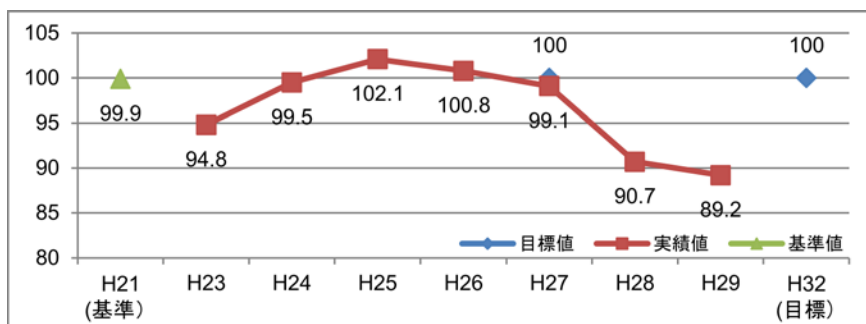
これまでの取組の総括

●病診連携の推進

地域の基幹病院として急性期の患者を中心とした医療の提供を行い、病院と診療所とが役割を分担して医療を行う病診連携を推進しました。また、乳腺外科や緩和ケア外来の開設、がん相談支援センターの設置などを行い、住み慣れた地域内で安心して安全な医療を提供しました。

数値目標の達成状況

①経常収支比率



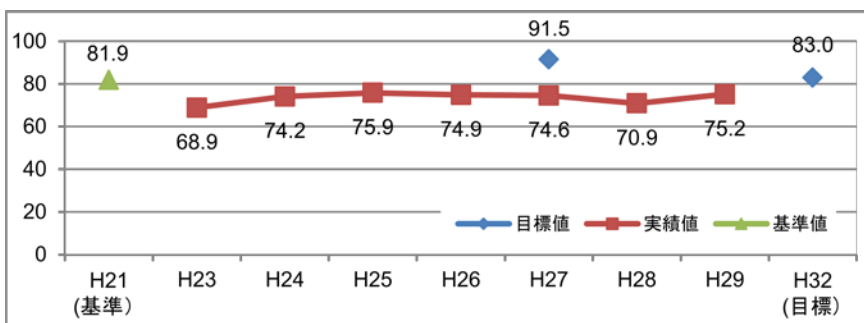
【現状値 (29 年度)】
89.2%

【目標値 (32 年度)】
100.0%

【分析】

- ・中間期まで順調に推移し目標値を超えるまでになりましたが、定期昇給による人件費増加や地方公営企業会計制度の見直し、公務員の年金一元化により支出が増加したことにより結果として目標値を下回ることとなりました。

②病床利用率



【現状値(29年度)】

75.2%

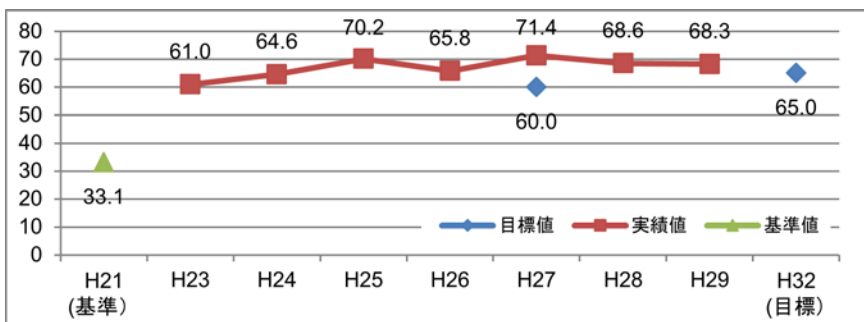
【目標値(32年度)】

83.0%

【分析】

- 入院収益を確保し、経常黒字を達成できるよう、病床利用率向上を病院全体で取り組んでいるものの、28年度には電子カルテ導入により患者を抑制していたこともあり、入院患者数が増えていない状況にあります。

③地域医療機関から市立病院への紹介率



【現状値(29年度)】

68.3%

【目標値(32年度)】

65.0%

【分析】

- 地域医療支援病院の指定要件である「紹介率 65%以上」かつ「逆紹介率 40%以上」は満たしており、地域の基幹病院・急性期病院として地域医療機関との連携に一定の成果があがっています。

今後の課題と取組の方向性

●経営の健全化が課題

→公立病院は、地域における基幹病院として良質な医療を継続的に提供しつつ効率的な経営を求められています。茅ヶ崎市立病院経営計画に基づく経費節減や収入の確保に積極的に取り組むとともに、今後の病院事業のあり方について検討を行います。

●医療需要の増加への対応が課題

→人口減少や少子高齢化が急速に進むなか、今後の医療需要は大きくなるが見込まれています。団塊の世代が後期高齢者となる2025年の医療需要の予測、目指すべき医療提供体制とそれを実現するため策定された地域医療構想を踏まえ、地域において必要な医療提供体制の確保に努めるとともに、さらなる経営の効率化を図ります。

【目指すべき将来像】

- だれもが健康に関心を持ち、健康の増進に取り組んでいる
- 快適に暮らせる安全で衛生的な生活環境が整っている
- 妊娠期、出産期、乳幼児期の環境に応じて、子どもと保護者の健康が守られている

これまでの取組の総括**●医療供給体制の強化[平成 29 年度より県から事務移管]**

医療従事者の免許の申請受理及び交付を実施しました。また、病院、診療所、施術所の開設許可申請の審査、許可及び立入検査について適切に実施することで、医療供給体制の強化を図りました。

●地域医療の充実

地域医療センターの機能強化と利用者の利便性向上を図るため、地域医療センターの施設整備が医師会施工により行われています。関係機関と協議しながら、平成 31 年 4 月の供用開始に向けた準備を進めました。

●健康生活の支援[平成 29 年度より県から事務移管]

特定かつ多数の者に対して、継続的に一定数の食事を提供する特定給食施設等に対して、実地指導及び講習会を実施しました。また、母子保健、歯科保健、栄養・食生活対策事業の推進のため、関係機関との会議等により連携の強化を図りました。

●感染症対策及び難病患者への支援について[平成 29 年度より県から事務移管]

感染症対策として、感染症発生時の疫学調査及び接触者健診等蔓延防止対策を実施しました。また、保育園施設や高齢者福祉施設等の集団発生時の蔓延予防のための保健指導、講習会を実施しました。また、感染症審査協議会、感染症定点病原体の把握に努めるとともに、HIV 検査や肝炎検査を実施しました。

難病患者支援対策として、難病講演会・つどいを開催し、家族への支援を行いました。また、茅ヶ崎市難病対策地域協議会や保健医療従事者研修会を実施し、支援対策を推進しました。

●精神保健福祉について[平成 29 年度より県から事務移管]

統合失調症家族教室、アルコール教室及び普及啓発講演会等を開催し、精神保健福祉に関する普及啓発を実施することで、地域の実情に応じたこころの健康づくりに努めました。

●狂犬病予防等動物関連事業について

狂犬病予防注射のワクチン接種率について、各種啓発により全国、県平均と比較し高水準を維持することができました。また、飼い主のいない猫対策については、平成 24 年度より地域へ支援、26 年度より協働事業を開始することにより、不妊去勢手術の推進を加速化させることができました。

●環境衛生及び食品衛生の向上[平成 29 年度より県から事務移管]

法令に基づく許可、監視指導を行うことで、環境衛生施設の衛生環境の向上を図りました。また、各種啓発活動を展開するなど、食品衛生に関する知識の普及啓発に取り組み、飲食に起因する健康被害の発生防止を図りました。

●健康増進及び食育の推進

健康増進計画の策定、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例の制定、歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定、第2次食育推進計画の策定等を行いました。また、市民の健康づくりや食育への関心を高め、日常生活の実践につながる支援としてイベント、展示、講演会、教室等を実施しました。その内、指標とした健康増進に関する教室と講演会の参加者数について、29 年度は 1,855 人となり、32 年度目標値を既に達成するなどの成果がみられました。

●各種検診の受診率の向上

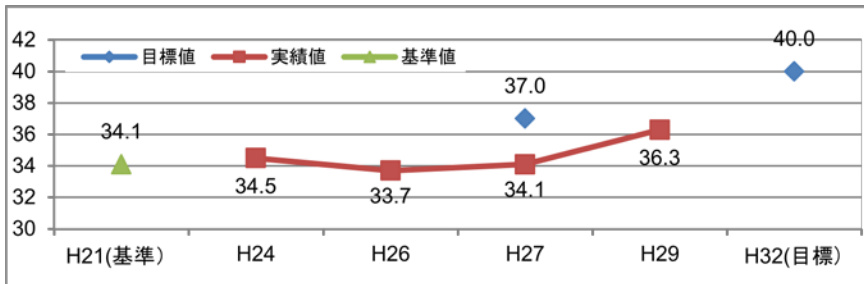
がん検診については、国の実施指針に基づく実施に努め、乳がんマンモグラフィ実施医療機関を増やしました。施設検診の実施体制を整備するとともに、集団検診の実施回数を見直すなど受診率の向上を図りました。

●母子保健対策の充実

妊娠から出産、そして子育て期を安心して育児ができるように、28 年度より母子保健コーディネーターを配置しました。また、生後 4 か月までの乳児のいる家庭を対象とした、こんにちは赤ちゃん訪問の全数訪問及び乳幼児健診の受診率の向上と未受診者全数把握に努め、母子保健の充実を図りました。

数値目標の達成状況

①地域の診療所をかかりつけ医として持っている市民の割合



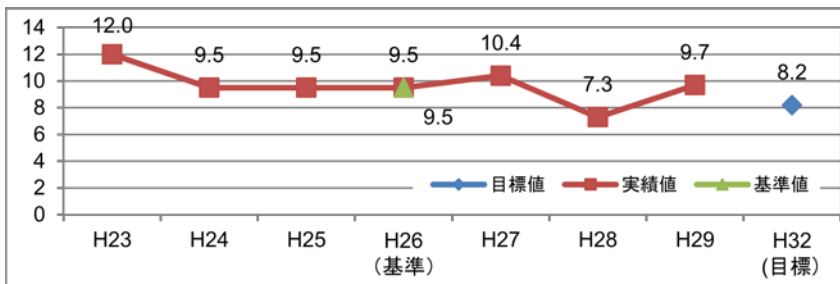
【現状値(29年度)】
36.3%

【目標値(32年度)】
40.0%

【分析】

- 多様な媒体を活用し、積極的に市民への啓発に取り組んだ結果、基準となる平成21年度から比較すると、平成29年度の実績は22%増となっているものの、目標値には達していません。

②保結核り患率(人口10万人に対する結核患者数)



【現状値(29年度)】
9.7人

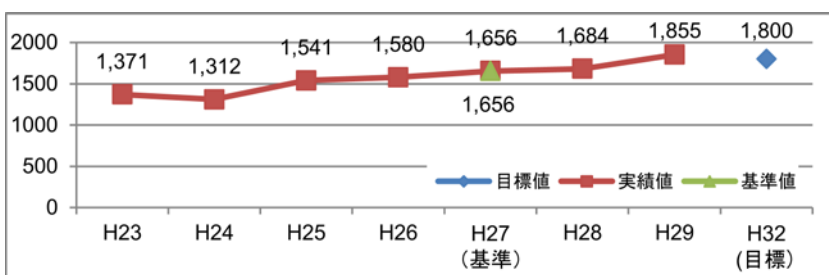
【目標値(32年度)】
8.2人

※本指標は平成29年度の保健所政令市移行に伴い設定されたものです。

【分析】

- 平成28年の7.3人から29年は9.7人へ増加しました。増加の原因は、活動性肺結核4名の発生増加と活動性肺外結核3名の増加のためと考えられます。年代別に見ると、20才代から50才代が3.6%~10.7%になっているのに比べ、60才代が17.9%、70才代以上については、46.3%となっており、高齢者の結核発生が多いことがわかります。

③健康増進事業への参加者数



【現状値(29年度)】
1,855人

【目標値(32年度)】
1,800人

※本指標は平成29年度の保健所政令市移行に伴い設定されたものです。

【分析】

- 平成24年度までは参加者数が減少しましたが、その後は増加傾向で推移し、29年度には32年度の目標値を上回っています。
- 29年度の参加者数増加は、開催回数ではなく、各教室1回あたりの参加者が多いことによるものです。

今後の課題と取組の方向性

●管内の病院、施設及び在宅で療養する人を含めた、切れ目のない栄養・食生活の情報共有体制の整備が課題

→栄養状態等に課題がある療養者に対して、一元的な栄養管理を推進するツールである、栄養サマリーを活用した効果的な情報共有・伝達の方法について検討することで、対象者への適切な食の提供の確保を図ります。

●結核り患率の低下に向けた取組が課題

→結核の発症リスクが高い高齢者に対して、早期に結核を発見することができるよう、より効果的な普及啓発活動を実施します。

→健康づくり施策との一体的な事業展開を図ることで、り患率の低下に向けた取り組みを行ってまいります。

●人生100年に対応した、健康増進及び食育推進の充実が課題

→健康増進事業の充実に向け、国民健康保険データヘルス計画や後期高齢者の健康診査データを活用することで、効果的な事業を展開します。

→健康増進計画と食育推進計画をより連携させることで、だれもが健康に関心を持ち、生きる力を育む食育を推進し、健康増進に取り組むことができる地域づくりを目指します。

●妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない母子保健対策の充実が課題

→複雑化する子育て環境において、関係機関と連携して支援体制を強化することで、支援を必要とする家庭等の早期発見に努めます。

→出産直後の不安定な時期に、専門職によるきめ細かな支援をすることで、子どもの健やかな成長を支援するための施策を展開します。

●更なる危機管理体制の構築が課題

→感染症や新型インフルエンザの発生時、災害時等に対応した、より実効的な手法や体制の検討を行うことで、健康危機管理体制の構築を図ります。

●新たな業態等への対応が課題

→食品衛生法の改正に伴い、各種営業施設の許可等について、国際的に認められた衛生管理手法であるHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化及び営業許可制度の見直しへの対応が求められることから、地域の公衆衛生水準の向上を図る一体的な取組を行います。

【市政展開の方向性】

深刻化している地球温暖化への対策は、地球規模での喫緊の問題であり、待ったなしの状況にあります。低炭素社会への転換を図り、資源循環の仕組みを確立するとともに、生物多様性の保全など自然との共生に配慮したまちづくりを進めるため、市民生活や事業活動、行政サービスの中で、着実に具体的な成果をあげていくことができるよう、広域的な観点に立ち、他の自治体などと連携して総合的に政策を展開します。

ごみの排出量は減少傾向にあるものの、資源化率の低迷は切実な問題であり、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を通じて資源化率の向上や資源循環型社会の構築を進めます。

市民の安全・安心に向けて、日常の防犯・交通安全に努めるとともに、災害が発生した場合の迅速かつ的確な対応ができる防災体制を構築します。

多発している犯罪や安全な消費を脅かす諸問題などに対する市民の悩みや不安の解消を図ります。

災害や火災時などに対応する消防・救急体制を整え、市民の生命、身体や財産を守ります。

政策目標

政策目標 8	環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち	[環境・資源]
政策目標 9	安全で安心して暮らせるまち	[安全・安心]
政策目標 10	生命や財産が守られるまち	[消防]

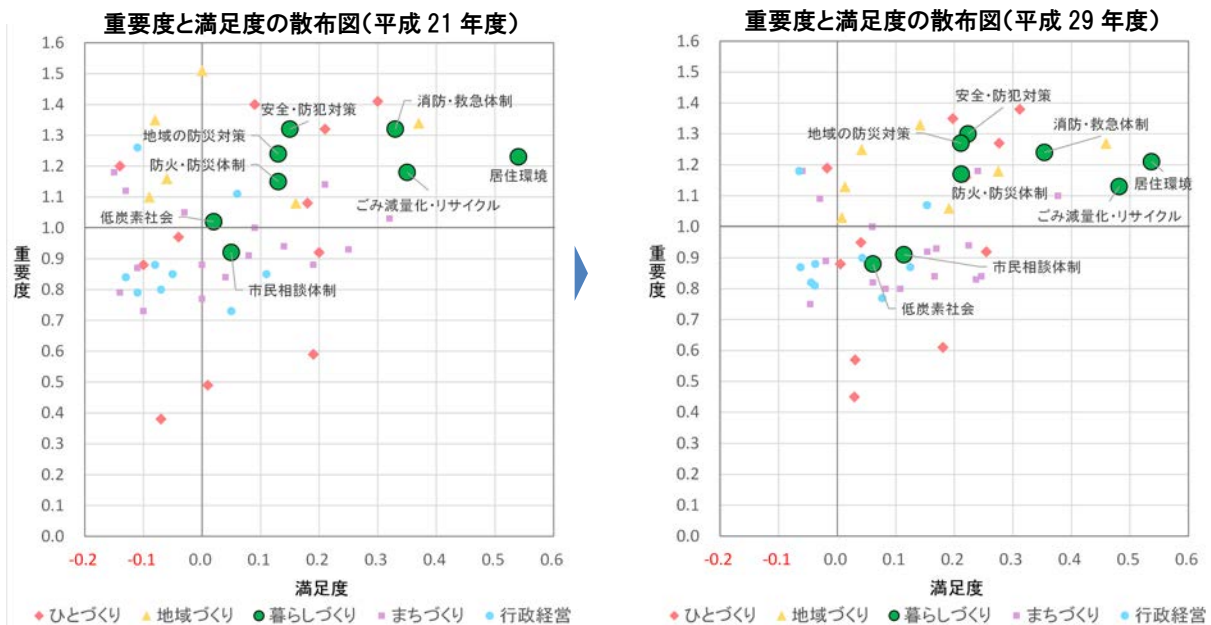
【基本理念 3 に関する取組の方向性】

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 深刻化・多様化する環境問題への対応 ◆ 温室効果ガスの削減や省エネルギー化の推進 ◆ 市内環境の定期的測定と意識向上 ◆ 資源循環型社会の構築 ◆ 防犯活動の支援 ◆ 交通ルール順遵守の徹底とマナー向上 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自主防災組織の充実 ◆ 生活の安心のための相談体制の充実 ◆ 消防力の充実強化 ◆ 防火・防災意識の向上と救急車の適正利用 ◆ 市民への救命意識・技術の普及 |
|--|--|

これまでの取組の総括

- 茅ヶ崎市環境基本計画に掲げる重点施策を進め、自然との共生に配慮したまちづくりを推進
- 太陽光発電設備設置補助事業等を実施し、温室効果ガスの排出抑制及び省エネルギー化を推進
- プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類の収集及び使用済小型家電の回収を開始
- 茅ヶ崎警察署等と連携し、地域の防犯対策の推進や、交通安全教育や啓発活動を実施
- 東日本大震災等の災害を踏まえ、災害対策本部機能や防災備蓄資機材の充実、避難場所の確保
- 自主防災組織活動を支援し、地域防災力の向上を推進
- 様々な市民相談に対応するため、多様な相談窓口を開設
- 「茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等の支援を拡充
- 消防力の充実強化を目指し、寒川町との連携強化（指令業務の共同運用・広域化の検討）
- 消防団員との連携強化訓練や地域住民への移動式ホース格納箱等の訓練を実施
- 高まる救急需要に対応するため救急隊を増隊
- 救命及び防火体制の強化に向け、救命講習会等の実施や、住宅用火災警報器の普及啓発を推進

市民意識の動向



＜平成 21 年度から平成 29 年度への推移の分析＞

全体的な傾向として満足度は向上しており、これまでの取組みの方向性に間違いはないものと認識しています。特に「ごみ減量化・リサイクル」「安全・防犯対策」「防火・防災体制」の項目で大幅な向上が見られ取組みの成果があがっているものと考えますが。一方で、「低炭素社会」の項目については、他の項目と同様に満足度の向上はみられるものの、重要度は大幅に下がっており、省エネルギー化を始めとした、地球温暖化防止対策に対する意識が希薄になった可能性も考えられることから、今後の推移を注視する必要があります。

今後の方向性

これまでの取組みにおいて満足度が向上していることから、これまでの取組みの方向性を基本としつつ、今後の社会情勢の変化等を捉え、柔軟に取組みを進めます。

特に更なる高齢化の進展により、「消防・救急体制」や「市民相談体制」に関する需要は高まることから、市民ニーズを的確に捉える必要があります。また、「ごみ減量化・リサイクル」等、環境に関わる取組については部局横断的な取組が必須であることから、様々な分野で環境に関する取組を推進します。

【目指すべき将来像】

- 低炭素・資源循環・自然共生社会の形成に向け、日常生活や事業活動・行政活動において、環境配慮への意識の向上や自主的・連携した取り組みが実践され、温室効果ガスの排出量が減少している
- 空気がおいしく、澄み渡った空が見られるきれいな環境を身近に感じることができる
- 市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割を理解し合いながら、ごみ・資源の適正分別や排出マナーなどに配慮した行動をとっており、廃棄物の削減が進み資源の有効活用が図られている
- 適正で効率的な資源分別・収集が定着し、焼却残さの削減と温室効果ガス排出量の削減が進んでいる

これまでの取組の総括**●環境に配慮した活動の実践**

自然共生社会への転換に向けた取組として、自然環境の保全において重要度の高いコア地域としている市内7地域について、環境団体との連携による保全管理作業の実施や、特別緑地保全地区の指定を行いました。また、環境基本計画に位置づけられた施策については一部に若干の遅れが見られるものの行政と様々な環境団体が連携しながら取組みを推進しました。

低炭素社会への転換に向けた取組みとして、家庭や事業者における省エネルギー機器の導入や電気自動車の購入などに対し、各種補助事業を実施しました。特に、平成21年度から実施してきた「太陽光発電設備設置補助事業」は、28年度末の太陽光発電設備の累計設置件数は1,984件で、温室効果ガスの削減効果は年間約3,900 t-CO₂となり、市域における温室効果ガスの削減に寄与しています。

また、資源循環型社会への転換に向けた取組みについては、4R（「リフューズ」「リデュース」「リユース」「リサイクル」）の取組みを推進し、ごみの排出量の抑制を図りました。

●環境意識の高揚

環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」を活用し、教員に向けて総合学習の時間等に利用できる環境情報を発信するとともに、児童・生徒に向けては「出前授業」を実施しました。あわせて、学校版環境マネジメントシステム（スクールエコアクション）に基づく取組みを推進し、学校における環境活動の充実を図りました。

来場者が環境に関する情報を共有し、環境に優しいまちづくりに取組むきっかけになることを目的とし、毎年、市内の環境団体、事業者、学生ボランティア等と連携し、環境フェアを開催してきました。

また、「みんなの環境基本計画特集号」を広報紙に折り込み、環境団体の活動や、市の環境施策の情報を提供するとともに、地球温暖化対策に関する新たな情報発信ツールとして「ちがさきエコネット」を構築・運用するなど、機会を捉えた情報提供を実施しました。

●公害の未然防止に向けた取り組み

施策目標の「快適で安全な生活環境を守る」を実現するには、公害の未然防止に的確に取り組むことが肝要であることから、施策指標として「工場・事業場定期立入調査件数」を掲げ、取り組みを推進し、平成 29 年度は目標値の 100 件に対し、110 件の立入調査を行いました。

また、「水質排水規制基準適合率」については、29 年度は目標値の 100%に対し、実績値は 85.7%にとどまりましたが、事業者に対して、排水指導等を適切に実施し、水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める有害物質等による河川・海域等公共用水域への漏えい事故等はなく、公害の未然防止が図られました。

●ごみの中間処理施設の適正な維持管理

ごみ焼却処理施設の基幹的設備改良工事を平成 27 年度から 29 年度に実施し、施設の延命化を図るとともに、発電量を増加させ、より環境に配慮した施設へとリニューアルを行いました。

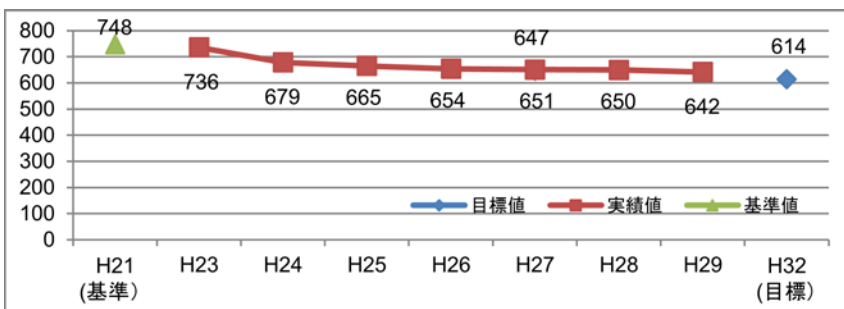
また、粗大ごみ処理施設については 37 年度の新施設稼働に向け、現施設を計画的に改修しています。最終処分場については、30 年度目標値としていた、最終処分率 8.5%の達成は難しい見込となっていますが、29 年度末の埋立率は 44%となっており、埋立残余量は確保している状況となっています。

●不法投棄の防止啓発

市民、神奈川県、警察と連携し、不法投棄多発地域である小出地区及び鶴嶺西地区での合同パトロールを実施するなどパトロールを強化しました。

数値目標の達成状況

①1人1日当たりの資源物を除いたごみ排出量



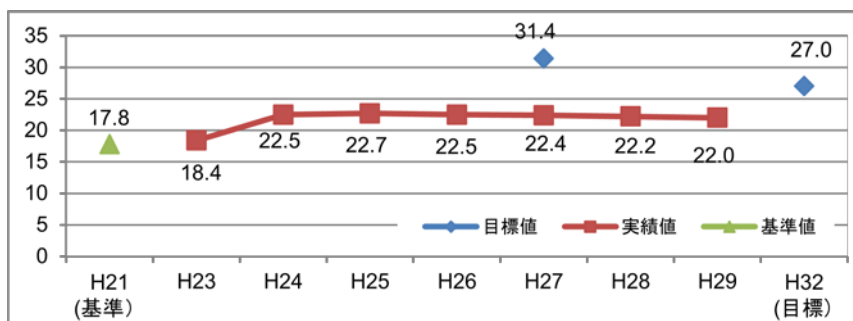
【現状値 (29 年度)】
642g

【目標値 (32 年度)】
614g

【分析】

- 平成 23 年度から 24 年度にかけて大きな減少を示したものの、その後は 650 g 前後の水準で推移しており、29 年度末の排出量の目標値を 576 g と設定していたものの、達成には至っていません。本来資源化されるべき資源物が燃やせるごみとして排出されている実態から、市民の間に分別意識が十分浸透していないことが、目標達成に至らない要因として考えられます。

②リサイクル率



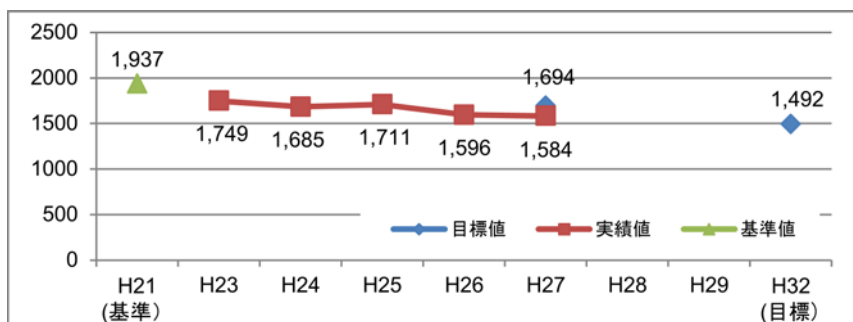
【現状値(29年度)】
22.0%

【目標値(32年度)】
27.0%

【分析】

- 平成23年度から24年度にかけて上昇したものの、その後は22%程度にとどまっています。その主な要因としては、新聞や雑誌の電子化により再生率の高い古紙類の収集量が100t近く減少していること、市民の間に分別意識が十分浸透していないことが考えられます。

③市域のCO₂排出量



【現状値(27年度)】
1,584千tCO₂

【目標値(32年度)】
1,492千tCO₂

【分析】

- 算出するために必要な各種統計数値の公表時期の関係により、現状値は平成27年度が直近となっています。
- 計画策定時から減少傾向で推移し、中間年度である平成27年度の排出量は目標値を下回っており、順調に削減が進んでいます。

今後の課題と取組の方向性

●分野横断的な環境施策の展開が課題

→多様化・複雑化する環境問題を解決するためには、環境分野の取り組みだけでなく、地域経済の発展や防災対策等、他の分野の取り組みが結果として環境問題の解決に繋がる「同時解決」の考え方が求められます。こうした考え方を次期環境基本計画や地球温暖化対策実行計画はもとより、次期総合計画にも取り入れ、様々な分野で環境施策を展開します。

●多様な主体との連携と支援の強化が課題

→多岐にわたる環境施策の推進は、行政の努力のみで実現できるものではないことから、国や県、近隣自治体、学校、企業、関係団体等、あらゆる主体と連携しながら、市民一人一人の日常生活や事業者それぞれの事業活動において、これまで以上に環境への配慮がなされるよう、必要な情報の提供、支援体制の構築を進めます。

●土壌汚染及び水質悪化防止への取組みが課題

→土壌汚染については、土壌汚染に至らないようにすることが重要であることから、有害物質の使用や保管方法の徹底について、立入検査等において事業者へ重点的に指導します。
→小出川は藤沢市、寒川町からも流入があることから、水質悪化の要因が明確になっていません。今後、神奈川県と2市1町による水質調査を実施し、水質悪化の原因調査や事業者への改善指導等を行います。

●ごみの発生抑制及び資源物の適正排出が課題

→平成28年度に実施したごみの組成分析結果によると、本来資源化されるべき資源物がごみとして廃棄されており、適正分別がなされるよう市民・事業者等の意識高揚を図ります。また、剪定枝の資源化など、リサイクル率向上に繋がる施策の実施を検討します。
→より分かりやすい資源物分別のためのパンフレット作成や、ごみの組成分析結果で判明した資源化可能な紙類や未利用食品の排出抑制に特化したPR方法の見直しを図るとともに、ごみ処理に対する理解を深めるための環境学習や施設見学会など学びの場の提供に取り組めます。

●受益者負担の適正化が課題

→家庭ごみの有料化や一般廃棄物処理手数料の改定により、排出量に応じ公平に費用を負担する仕組みを構築し、排出者が自身の責任において適正排出や費用負担の低減に取り組む動機づけを行うことで、ごみの排出抑制をより一層推進します。

●焼却残渣（飛灰）の適正処理の実施が課題

→現在、焼却残渣（飛灰）の処分費用が低額な区域外の最終処分場に埋め立て処分を委託していますが、受託者の受入量に制限があることから、最終処分場に依存しない適正な処理を確立するため、さらなる民間活用による再資源化の調査・検討を行います。

●家庭ごみの戸別収集の検討が課題

→家庭ごみの戸別収集を実施することで、排出者の責任が明確になり、適切に排出しようという意識が働くことでごみの減量が進むとともに、集積場所の問題解消や高齢者を始めとする各世帯の利便性の向上が見込まれます。一方、個別収集に対応するためには新たな費用も発生することから総合的な検討を行います。

【目指すべき将来像】

- 地域ぐるみの防犯活動が進み、犯罪が抑制されている
- 自転車利用のルール、マナーが徹底され、自転車事故が減少し、歩行者が安心して歩ける
- 地域の自主防災組織の組織化が進み、地域一体となった避難訓練や防災活動が活発に行われ、日ごろから災害に備えられている
- 市民の不安や悩みに対する相談に対応できている

これまでの取組の総括**●市民の安全・安心に向けた取組**

自主防犯活動団体に対する支援や交通安全キャンペーンなど、様々な取組みの進捗状況を測る指標として設定した、「身近で起きている犯罪の発生件数」及び「交通事故発生件数」については、平成 27 年度の中間地点においては、目標を大幅に越える実績となりました。

●東日本大震災等を踏まえた防災体制の充実強化

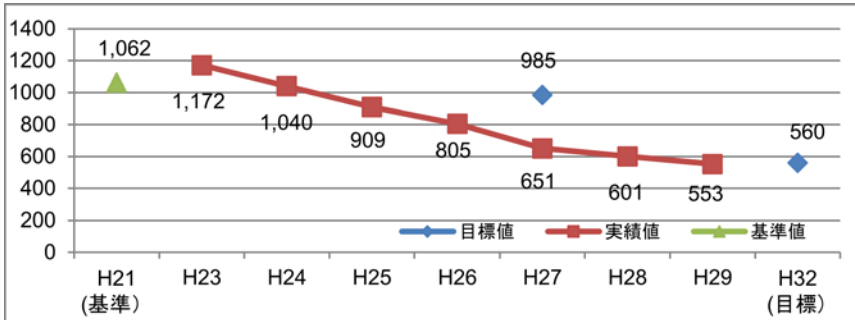
東日本大震災等を踏まえ、ハザードマップの見直しや避難場所の拡大、自主防災組織活動の支援の拡充、防災ラジオの開発を始めとした災害情報の受伝達体制の整備、災害対策本部機能の強化、防災備蓄の充実など、地域防災力の向上に向けた取組みを推進しました。

●市民相談体制の拡充

平成 21 年度より被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」と犯罪被害者等支援相談を開設しており、27 年度には茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例を施行するとともに、相談体制の拡充や、関係機関・庁内関係課と連携した情報提供や見舞金の支給といった支援体制を構築しました。

数値目標の達成状況

①身近で起きている犯罪の発生件数



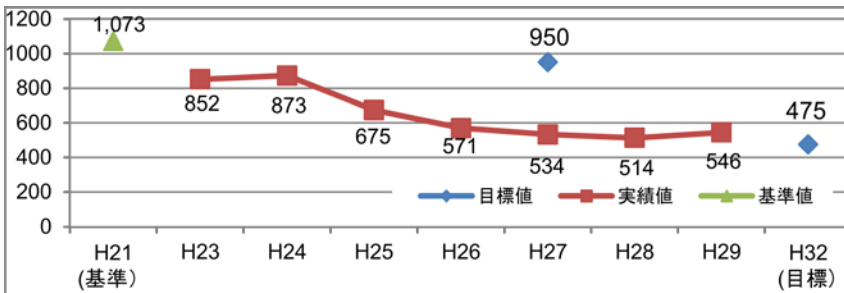
【現状値 (29 年度)】
553 件

【目標値 (32 年度)】
560 件

【分析】

- ・自主防犯活動団体に対する支援等、様々な事業を展開したことにより、着実に目標を達成しました。

②交通事故発生件数



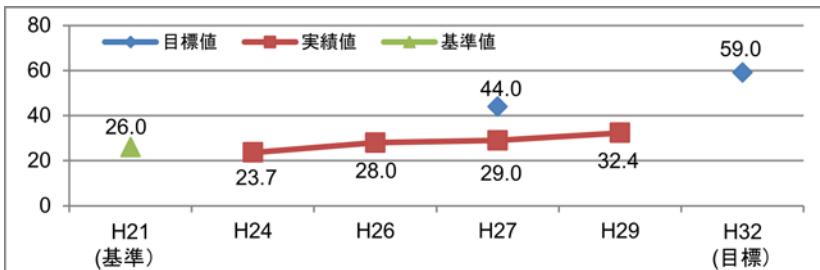
【現状値 (29 年度)】
546 件

【目標値 (32 年度)】
475 件

【分析】

- ・子どもから大人まで幅広い層を対象に交通安全教室を実施するとともに、各季交通安全キャンペーン等において自治会などと連携し、啓発活動等を継続的に実施し、目標値の達成に向けた取組みを進めた結果、当初は減少傾向で推移していましたが、平成 26 年度以降は横ばいの傾向が続いています。

③「茅ヶ崎市の防災対策が進められている」と思う市民



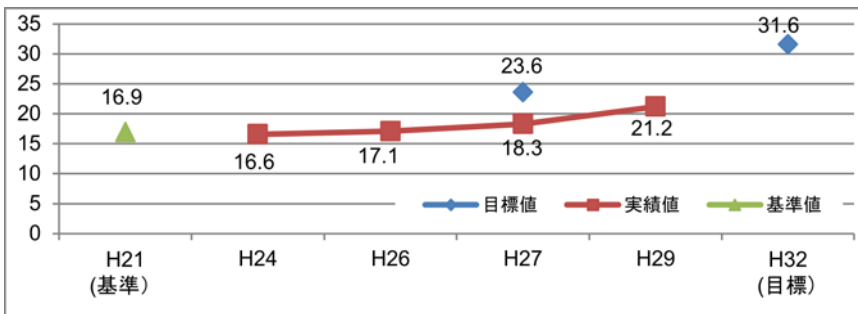
【現状値 (29 年度)】
32.4%

【目標値 (32 年度)】
59.0%

【分析】

- ・平成 23 年に発生した東日本大震災により市民の防災意識の向上が図られた一方、防災対策に求められる水準も高まりました。
- ・法改正等への対応、津波、洪水、土砂災害、大規模な火事等の災害に備えた様々な取組みの結果として、市民の満足度は上昇傾向にあります。

④ 「市民相談体制が整っている」と思う市民の割合



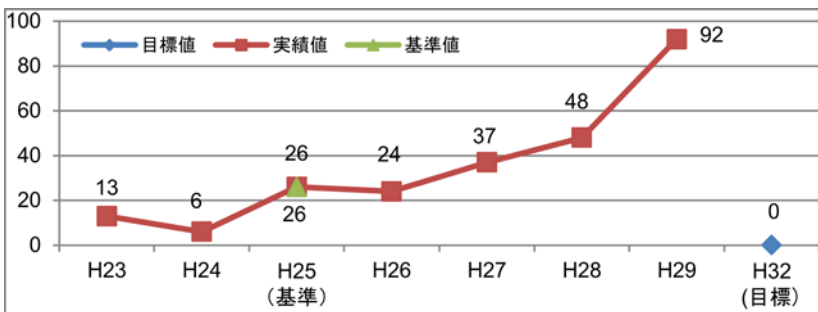
【現状値(29年度)】
21.2%

【目標値(32年度)】
31.6%

【分析】

- 平成24年から29年にかけて、微増ながら満足度は上昇しています。
- 市民相談体制の整備とともに、相談者に対して丁寧かつ適切な対応を行った結果として、満足度が上昇したものと考えられます。

⑤ 振り込め詐欺の被害件数



【現状値(29年度)】
92件

【目標値(32年度)】
0件

【分析】

- 振り込め詐欺の手口は多様化しており、従来のオレオレ詐欺、還付金等詐欺に加え、平成29年から新たな手口として、キャッシュカード手交型の詐欺が発生し、被害件数増加の一因となっています。

今後の課題と取組の方向性

●高齢者に対する交通安全対策及び振り込め詐欺対策が課題

- 市内の人身交通事故のうち、高齢者が関係する事故の割合は高い水準で推移していることから、交通安全教室や各種キャンペーン等により一層の取組みを推進するとともに、関係機関等との連携の強化に努めます。
- 高齢者の自動車事故防止のため、運転免許証の自主返納制度への関心が高まっており、周知啓発の取組みを進めます。
- 振り込め詐欺被害件数についても増加傾向が続いており、周知啓発等の取組みをさらに推進します。

●危機事態に対応する体制の継続的な強化が課題

- 日本各地で発生した災害や危機事態の教訓を本市の取組に生かすため、関係機関と連携協力しながら、自主防災組織の充実や住民の自発的な防災活動等の促進を図ります。
- 職員の訓練や研修、各種計画の見直しを行うなど、継続的に防災体制の強化に取り組めます。
- 想定される危機事態による被害の最小化及び被害からの迅速な回復を図るため、関係機関との連携協力のもと、地域防災計画等に基づく防災対策を推進します。

●市民相談窓口の周知・啓発及び相談体制の確保が課題

- 多種多様な相談に応じ、相談者の課題解決を図るため、国・県・警察をはじめとした関係機関や地域等との連携を強化し相談体制を確保するとともに、相談員の更なる質の向上に努めます。
- 相談窓口について、さらなる周知に取組み、困りごとや悩み事が発生した際に安心して相談できる体制を整えます。

【目指すべき将来像】

- 安全を守るという目標のもと一丸となり効果的な消防業務を効率的に推進している
- 市民に消防活動への理解と高い防火・防災意識があり、地域での助け合いの仕組みが整っている
- 火災や事故、急病などの際に、消防車や救急車が迅速に駆けつける
- 多様化する災害に効果的に対応できるよう、消防職員が高い能力を持っている
- 消防部隊や消防団の連携が強く、高い消防力を持っている

これまでの取組の総括**●地域と連携した消防体制の強化**

大規模災害発生時の対応は、消防だけではなく市民との連携が不可欠であることから、自治会を中心とした自主防災組織に対して、市民自らが初期消火を行えるよう移動式ホース格納箱の取扱いの訓練を行いました。また、訓練指導については、地域防災の中心となる消防団員が行うことで地域住民の技術向上を図るとともに、顔の見える関係を構築し、連携を強化することで地域消防力の向上に資する取組みを行いました。

●活動拠点整備と救急出動体制の強化

市南東部の消防力強化を図るため、老朽化した小和田出張所を移転整備し平成 29 年 4 月に供用を開始しました。移転した庁舎は、耐震性の高い構造で訓練設備を整備したことから消防施設として機能が大いに高まるとともに、主要道路へのアクセスが容易となったことで出動体制を充実強化しました。

その他、高まる救急需要へ対応するため、平成 30 年 3 月に、市の中心部に位置する消防署本署に救急隊を増隊し、市内一円の救急要請に柔軟に対応できる体制を整えました。

●消防救急無線のデジタル化と寒川町との消防指令業務の共同運用

平成 15 年 10 月に総務省が改正した電波法関係審査基準を受け、消防救急無線をデジタル化しました。

整備にあたっては、茅ヶ崎市・寒川町消防指令業務共同運用検討委員会により、様々な検討を行った結果、応援出動や財政的負担の軽減に効果のあることが確認されたことから、寒川町と共同で消防救急無線のデジタル化や消防緊急通信指令システムの整備を行うこととし、平成 28 年 2 月の消防本部の市役所本庁舎移転に合わせ、両市町の消防指令業務の共同運用を開始しました。

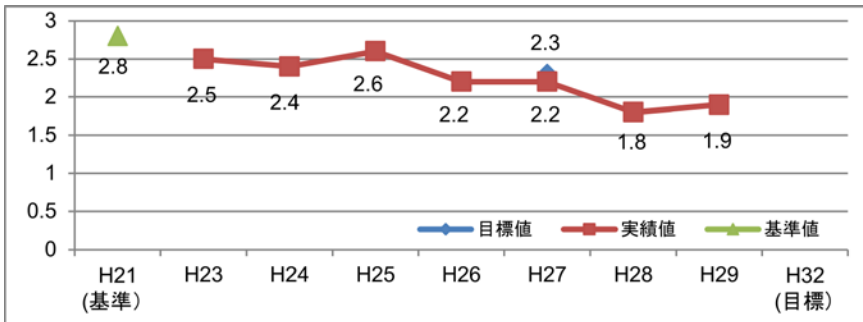
また、消防指令業務の共同運用の実績を踏まえ、平成 28 年 4 月に茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会を設置し、1 市 1 町の消防の広域化に向けた検討を開始しました。

●傷病者の社会復帰を前提としたバイスタンダーによる救命の促進

市民による早期通報と AED 等を使った一次救命処置が、救命率の向上に大きく影響することから、より多くの市民が普通救命講習会に参加できるよう、ホームページや広報紙を利用した広報を実施しました。7 年間で述べ 45,000 人の方に受講していただき、救命に関する正しい知識と技術を習得した市民が増えたことにより、市全体として救急体制が強化されました。

数値目標の達成状況

①平均出火率



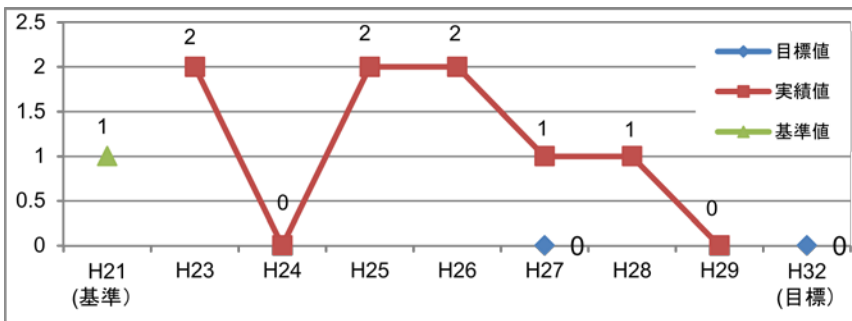
【現状値 (29年)】
1.9 件

【目標値 (32年)】
県平均値以下

【分析】

・平成26年以降、減少傾向となっており、日頃からの現場職員と連携した巡回広報や立入検査を行ってきた効果と評価しています。

②火災死者数



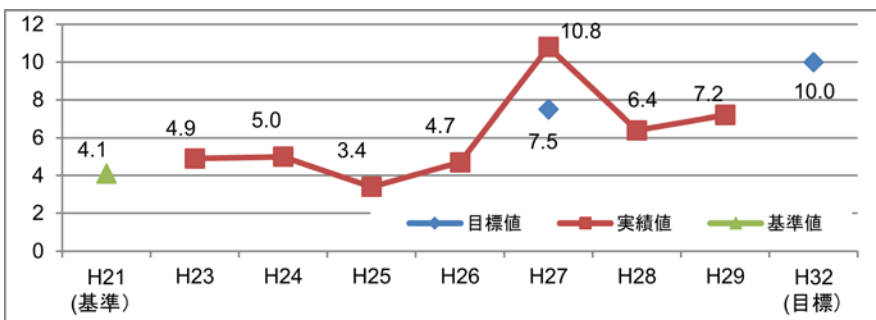
【現状値 (29年)】
0 人

【目標値 (32年)】
0 人

【分析】

・目標0人に対して、実績は1~2人となっています。

③救命率



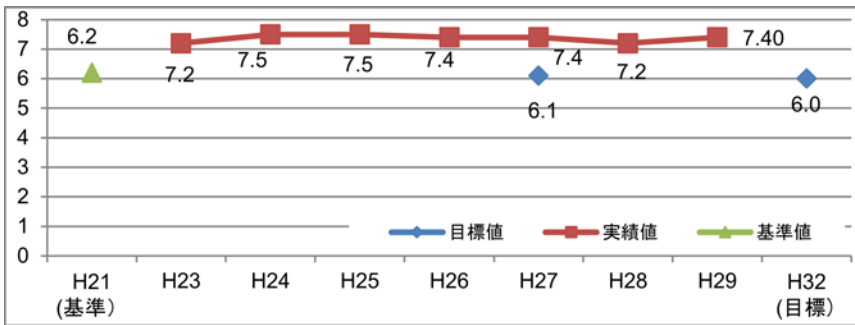
【現状値 (29年)】
7.2%

【目標値 (32年)】
10.0%

【分析】

・救急隊が搬送した全ての心肺停止傷病者の救命率を測っており、蘇生の可能性が著しく低いケースもあることから、目標達成は厳しい状況となっていますが、7年前と比べ救命率は上昇しており、救急活動は効果的に実施できていると評価しています。

④救急現場到着平均時間



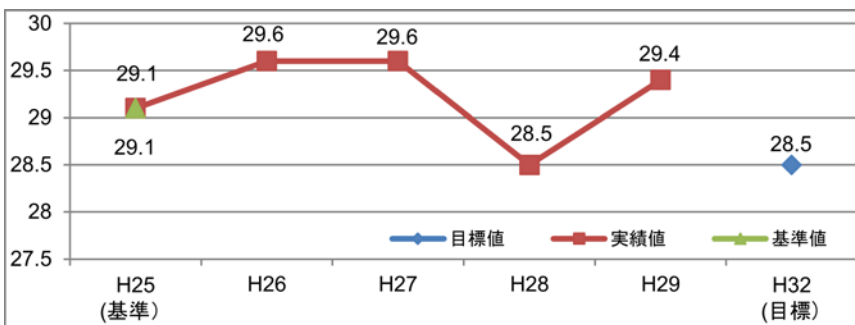
【現状値 (29 年)】
7.4 分

【目標値 (32 年)】
6.0 分

【分析】

- 昨今の救急需要の増加により、救急車が現場へ到着するまでの時間は延伸する傾向にあります。

⑤医療機関搬送収容時間



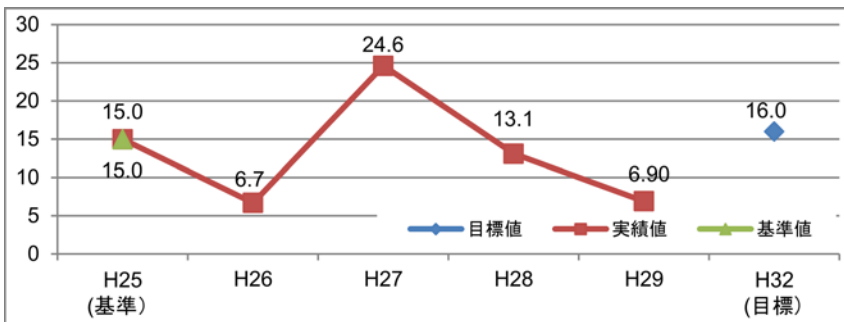
【現状値 (29 年)】
29.4 分

【目標値 (32 年)】
28.5 分以下

【分析】

- 救急需要の増加により、通報から医療機関までの搬送時間は延伸する傾向にあります。

⑥心原性で目撃のある心肺停止傷病者を対象にした救命率



【現状値 (29 年)】
6.9%

【目標値 (32 年)】
16.0%

【分析】

- 傷病者の状態にも左右される指標となっていますが、救急現場に居合わせた人による早期通報と胸部圧迫や AED を用いた一次救命処置と、消防隊の救急支援活動を含む救急救命士が行う二次救命処置のつながりが救命率の向上に重要であることが読み取れます

今後の課題と取組の方向性

●地域防災力の向上が課題

→大規模地震等の災害発生時の対応については、消防だけの力では対応が困難であることが予測されることから、地域住民や防災部局との連携を強化し、移動式ホース格納箱の訓練等を通じて地域防災力が向上するよう取組むとともに、迅速確実な現場活動に向けた日頃の訓練に取り組めます。

●医療機関への迅速な搬送と救命率の向上が課題

→本市では119番通報から、医療機関に到着するまでの所要時間の平均値が29年の統計で29.4分と神奈川県内でもトップクラスとなっています。今後も救急出動件数は増加が見込まれるなか、救命率の向上に向けては、消防隊による救急支援体制の強化はもとより、市民による素早い一次救命処置が効果的に実施されることが大きく影響することから、今後も救命講習会等への参加を広く呼びかけ、消防の活動に対して市民の理解と協力を求め、市全体で救急体制が強化できるよう取組みを進めます。

●効果的・効率的な消防組織の体制整備が課題

→人口減少や少子高齢化の進行など、社会・経済情勢が大きく変化するなか、時代の変化に柔軟な対応ができ、市民の安全・安心が確保できる消防力を確保しつつ、効率的で持続可能な組織運営ができる消防体制を構築するため、消防の広域化について検討を進めます。

●火災の予防対策が課題

→本市における火災件数自体は減少していますが、安全かつ便利な火気使用機器等の進歩に伴って、防火意識が希薄となり、火災予防への関心が低くなる傾向にあることから、火災予防普及啓発活動を行い、市民の防火に対する意識を高めます。

→全国的な火災による死者の7割が住宅での火災であり、その多くが高齢者となっていることから、福祉部局との協力しながら、高齢者世帯を中心に住宅用火災警報器の普及啓発を行い、逃げ遅れによる被害の軽減を図ります。

●活動拠点や消防設備の整備が課題

→大規模災害発生時においても迅速かつ確実に消防活動ができるよう、耐震性が高く機能的な庁舎の再整備、建物や道路の整備状況等の地域の実情を加味した消防水利の整備とその維持管理が必要ですが、これらの事業には、多額の経費を要することから、対費用効果を考慮し総合的な検討を進めます。

【市政展開の方向性】

茅ヶ崎市は、海・川・里山の自然環境に恵まれ、平たんな地形にコンパクトな市街地が形成されており、この茅ヶ崎らしい都市の特徴を十分に生かした「住んでよかった、住み続けたい」と思える魅力あるまちを維持・創造します。

現在の都市構造を基本に都市の成熟を図るため、市街地の無秩序な拡大を抑制して自然環境との調和を図るなど、地域の特性に配慮した都市づくりや道路などの基盤整備に取り組みます。

市民生活の利便性を高める都市機能を効果的に集約した都市拠点の整備や、公共交通を主体とした環境負荷の少ない交通体系の形成を目指します。

公共下水道の污水管の整備と水洗化普及率の向上により、川の水質を良好に保ちます。また、雨水対策を充実させ、浸水被害の軽減を図るとともに、川に親しめる快適な水環境を創出します。

茅ヶ崎の高い知名度や地域資源、企業の先端技術などを生かしながら、各産業の連携やブランド化戦略を進めて、多くの人々が訪れる魅力と活力を育てるとともに、市内での雇用創出や次世代の定住を図ります。

自然環境など地域の特性に配慮し、生活や防災性、産業に配慮した活力あるまちづくりを図ります。

政策目標

政策目標 11	魅力にあふれ住み続けたいまち	[都市づくり]
政策目標 12	だれもが快適に過ごせるまち	[土木・基盤]
政策目標 13	快適な水環境が守られるまち	[下水道・河川]
政策目標 14	地域の魅力と活力のある産業のまち	[産業・雇用]
政策目標 15	農地の適正で有効な利用を図る	[農業委員会]

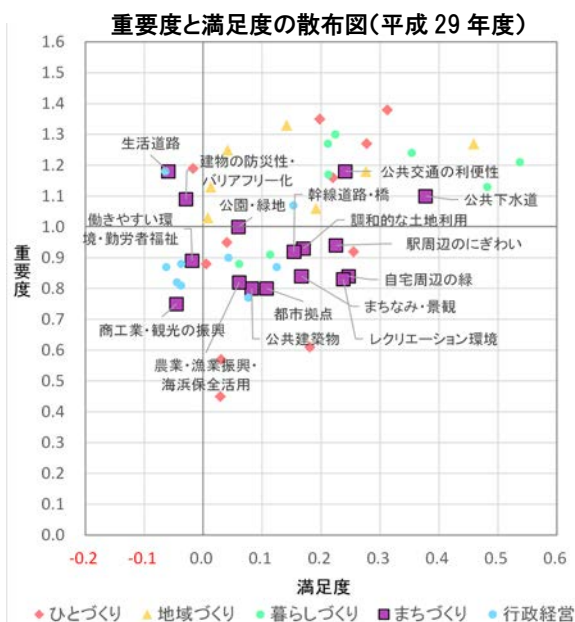
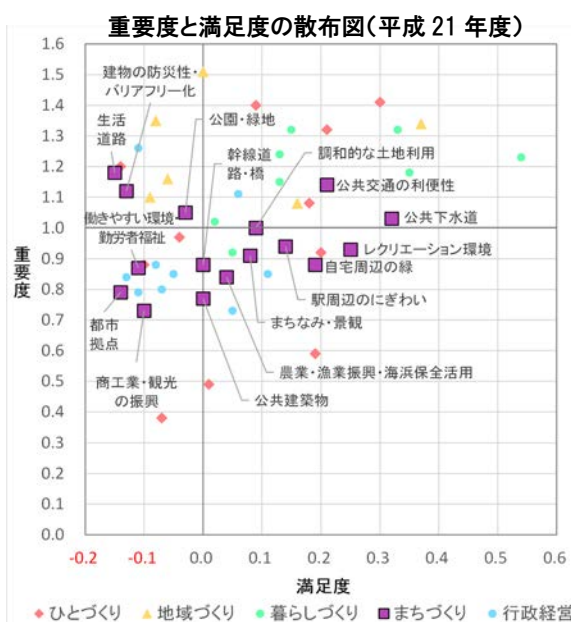
【基本理念 4 に関する取組の方向性】

- ◆ 魅力と活力のある都市空間の形成
- ◆ 総合的な土地利用施策
- ◆ 地域特性に応じた市街地環境の改善、基盤整備
- ◆ 環状道路や主要幹線道路の整備と狭あい道路の解消、無電柱化の推進
- ◆ 雨水対策の充実と快適な水環境の創出
- ◆ 名産業の生産性向上とブランド価値の創造、雇用促進の環境づくり
- ◆ 産業系土地利用の検討と企業誘致
- ◆ 浜見平地区の段階的な整備

これまでの取組の総括

- 美住町地区、茅ヶ崎漁港周辺地区、浜見平地区について、地区計画を決定
- 準防火地域の指定や萩園字上ノ前地区などの用途地域の見直しを実施
- 都市マスタープランをはじめ、景観計画、みどりの基本計画等各種計画に基づく取組を推進
- 開発行為時の規制と秩序あるまちづくりを促進するため、法令に基づく指導等を実施
- みどりの保全や緑化の推進を図るため、特別緑地保全地区の指定や生け垣築造事業等を実施
- 幹線道路・環状道路の整備の推進
- 歩道整備やバリアフリー化による歩行空間の確保
- 柳島キャンプ場や市民の森などレクリエーションという視点から充実を推進
- 辻堂駅周辺地区について、藤沢市や関係機関等と連携し、辻堂駅改良及び西口跨線橋を整備
- 浜見平地区について、市道0121号線（鉄砲通り）の電線地中化工事等を実施
- 予約型乗合バスの導入やコミュニティバスのルートの見直しの実施
- ちがさき自転車プランの改定、鉄砲道の自転車専用レーンの整備、レンタサイクル事業の実施
- 公共下水道（汚水・雨水）及び河川を整備及び維持管理に努め、浸水や環境負荷の軽減を推進
- 産業面・観光面から活性化を図るため、商業者への各種支援を実施
- 農商連携による新商品開発やブランド商品づくりを推進
- 他分野他業者の多様な主体と連携し、市内の回遊性を高め、観光客の増加を促進
- 市内の雇用創出のため、子育て中の女性が子どもを見守りながら働ける事業所を誘致
- 住宅及び特定建築物の耐震化率の向上を図るため、周知啓発活動や補助事業を実施
- 萩園字上ノ前地区について、土地区画整理組合へ支援を行い、産業系への土地利用転換を促進

市民意識の動向



<平成 21 年度から平成 29 年度への推移の分析>

満足度については、全ての項目についておおむね上昇しており、特に、「都市拠点」、「幹線・道路」は顕著に向上しており、辻堂駅西口周辺地区や浜見平地区等での拠点づくり等が市民にとって実感を伴う成果となっていると推測されます

今後の方向性

重要度が高いもののうち、満足度の向上は見られたものの、未だにマイナスとなっている「生活道路」「建物の防災性、バリアフリー化」については地域性を考慮しながら、引き続き、優先的に取り組む必要があります。

【目指すべき将来像】

- 都市計画制度が適正に運用され、市街地と自然の良好なバランスが保たれている
- 地域特性を生かしたきめ細かなルールで、秩序ある土地利用や良好な住環境が維持・創出されている
- 中心市街地や都市拠点の利便性が高まり、徒歩や公共交通、自転車を利用する割合が高まっている
- 都市の防災性能が向上している
- 地域特性を生かした魅力ある景観を、市民・事業者・行政が一体となって、維持・創出している
- 豊かな自然環境が保全され、身近にみどりが感じられる

これまでの取組の総括**●都市計画制度の活用**

地域の特性を生かしたルールづくりや良好な市街地形成に向け、地域ごとのまちづくりにあわせ用途地域や高度地区等の変更を行いました。また、地区計画の導入件数についても、平成25年度までに9件、27年度には11件と順調に進捗しました。

●快適な住まいや住環境づくりの支援

どこに相談したら良いかわからない等の「住まいに関する悩み」を持つ方に対し、相談内容を整理し、適切な担当課や関係機関・団体につなぐ、「住まいの相談窓口」を開設し、快適な住まいや住環境づくりを支援しました。

●公共交通の充実

茅ヶ崎市総合交通プラン及び茅ヶ崎市乗合交通整備計画に基づき導入したコミュニティバスえぼし号及び予約型乗合バスは、サービスの改良及び利用促進イベント等のソフト施策を実施したことにより、利用者数は増加しており、市民の意識においても交通手段の選択肢として定着してきているものといえます。

●地域主体の防災まちづくりへの支援

個人（自助）、地域（共助）から、どのような方法で防災まちづくりを行うことができるかワークショップ形式で議論を行い、地域の災害リスクと地域防災力を向上させるための取り組みを検討しました。すぐに着手できる取組については地域が実施するための支援を行いました。

●周知啓発と補助事業による建築物の耐震化

建築なんでも相談会、耐震セミナーの開催、耐震ちがさきの発行等による周知啓発を行うとともに、木造住宅、耐震シェルター、分譲マンション、避難路沿道建築物及び大規模建築物の耐震化の促進に係る補助事業を実施することにより耐震化を推進しました。

●景観資源の指定、公共サインの整備・街路樹リニューアル

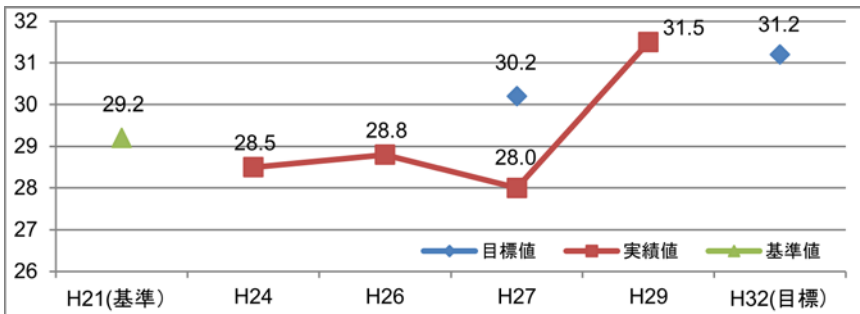
人々にとって愛着のある資源を、生活の中で変わることなく触れられるように景観資源として指定し、保全を進めました。また、公共サインや街路樹リニューアルを行い、街なかでの生活を快適なものとするとともに、茅ヶ崎の魅力向上に努めました。

●みどりに関する条例及び計画の見直し、特別緑地保全地区指定、自然環境評価調査業務

生物多様性のある自然を守り、次世代へ豊かなみどりを継承し、快適な都市と健康で心豊かな生活を支えるみどりを創造するため、茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例を見直すとともに、茅ヶ崎市みどりの基本計画の改定に向けた取組を実施しました。また、都市緑地法などの法制度を活用し、特別緑地保全地区を2地区指定するとともに、とくに重要度の高い自然環境を保全するために4地区の保全管理計画を作成しました。併せて、市民・事業者・行政の協働を推進し、緑化・緑地保全活動の支援を行いました。

数値目標の達成状況

①「まちなみ・景観に満足している」と思う市民の割合



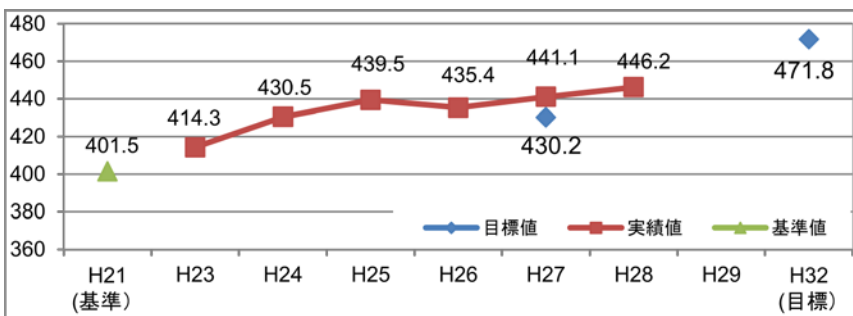
【現状値(29年度)】
31.5%

【目標値(32年度)】
31.2%以上

【分析】

・平成27年度までは、基準値及び目標値を下回っていましたが、平成29年度時点では目標を達成しています。29年度時点で数値の上昇が見られることから、景観施策の一環として行った公共サインの整備や鉄砲道の街路樹リニューアル等の事業が満足度に寄与したものと考えられます。

②年間公共交通利用回数(市民1人当たり)



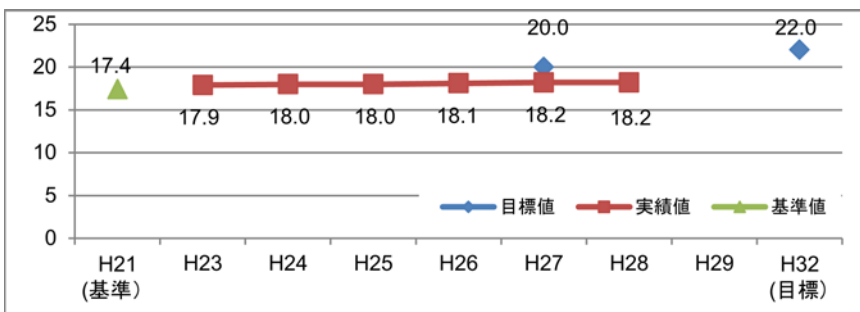
【現状値(29年度)】
回

【目標値(32年度)】
471.8回

【分析】

・実績の増加率は鈍化しているものの、増加傾向は継続しており、数値目標についても、現時点では達成できています。

③市域面積における緑地面積率



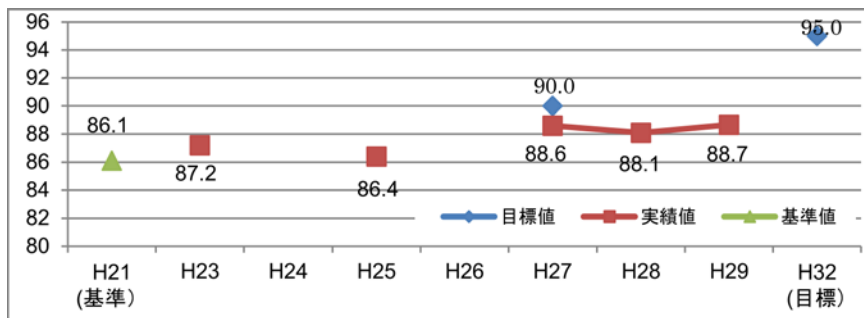
【現状値(29年度)】
7.2%

【目標値(32年度)】
22.0%

【分析】

・茅ヶ崎里山公園や柳島スポーツ公園などの都市公園や特別緑地保全地区の増加により、平成23~29年度にかけて数値は微増しています。

④特定建築物の耐震化率



【現状値(29年度)】

88.7%

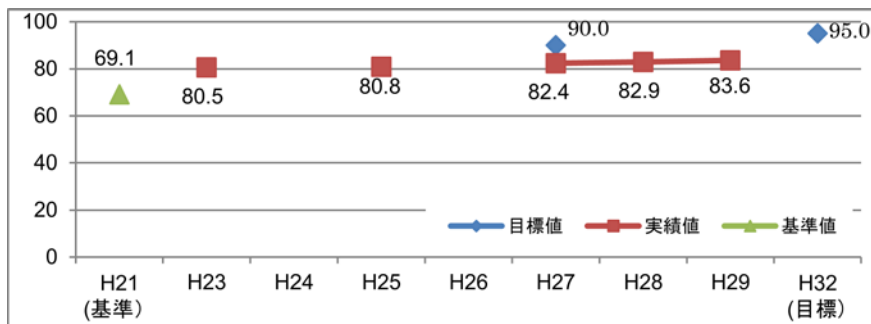
【目標値(32年度)】

95.0%

【分析】

- 平成 27、29 年度の耐震化率は推計値ですが、補助事業とともに個別訪問等の周知啓発を継続して行うことにより、微増ながら耐震化率は改善しています。

⑤住宅の耐震化率



【現状値(29年度)】

83.6%

【目標値(32年度)】

95.0%

【分析】

- 平成 27、29 年度の耐震化率は推計値ですが、補助事業とともに相談会や説明会等の周知啓発を継続して行うことにより、微増ながら耐震化率は改善しています。

今後の課題と取組の方向性

●都市計画制度の活用が課題

→良好な市街地環境の整備にあたり、きめ細かなルール作りを進めるには、住民等の利害関係者との合意が不可欠です。特に住民発意の地区計画制度などを促すため、継続的な周知啓発を行います。

●都市農地の保全が課題

→平成 34 年に当初指定（平成 4 年）の生産緑地が指定 30 年を迎えることから、特定生産緑地制度を活用し、都市農地の保全に積極的に努めます。

●公共交通の最適化が課題

→今までのような大量輸送対個別輸送や民間事業者による一方方向の公共交通だけではなく、地域に潜在的にあるニーズと働き手をうまく結び付け、その地域により適した交通手段を検討するため、最新事例等を研究するとともに、地域の方々との協議を進めます。

→既存の公共交通については、路線バス、コミュニティバスを問わず、よりニーズにあったものとなるよう、調査研究を行います。

→コミュニティバスえぼし号及び予約型乗合バスは社会実験として行っているため、適正な負担割合について継続的に協議を進めます。

●地域（個人）特性を踏まえた住環境の整備が課題

→今後、自宅で居住し続ける高齢者などの増加が見込まれるため、住み慣れた地域に住み続けることができる環境づくりを、地域・民間事業者とともに推進します。

→高齢化の進展及び人口の減少に伴い、空き家の増加が見込まれることから、地域・民間事業者と連携を図りながら、これまで以上にきめ細やかな支援を行える体制を構築します。

●資源の魅力に触れ、屋外で活動できる空間の創出が課題

→都市機能が近接している環境の整備や、楽しくリラックスして過ごせる空間づくりなど、いかに屋外での生活を充実したものにするかが、今後のまちづくりのテーマであると捉え、単に資源を保全するだけでなく、茅ヶ崎が本来持っている魅力を楽しむことができる様な空間づくりを行うとともに、魅力を伝え、触れられる機会を創出します。

●自然環境の保全が課題

→豊かな自然環境を次世代へ継承するため、建築行為など一定の行為の制限が可能となる特別緑地保全地区の指定等を推進します。

→市街地等での緑化の推進を検討するとともに、都市緑地法に基づく市民緑地や市条例に基づく保存樹林の指定などによる緑地の確保を進めます。

●建築物の耐震化が課題

→東日本大震災から 7 年が経過し、震災に対する意識がうすらぎつつあることや、経済的な理由等から耐震化の進捗が鈍化しています。旧耐震基準で建築された木造住宅は、築 37 年経過し、老朽化が進んでいることから、景気動向や新技術などの動向を見きわめつつ、メリハリのある補助事業メニューを展開するとともに、特に周囲に大きな影響のある建築物に重点を置きつつ耐震化率の向上に努めます。

【目指すべき将来像】

- 道路情報管理システムが構築され、道水路敷が効率的に管理・利用されている
- 道路・橋りょうの整備により、渋滞の緩和効果があらわれている
- 生活道路の整備などにより、狭あい道路の多いエリアが縮小している
- 公園・緑地が市民の憩いや交流の場として、親しみを持って利用されている
- 公共建築物の耐震化が進み、安心して利用し、住み続けることができる

これまでの取組の総括**●道水路敷の境界確定や電子データ化による管理の推進**

公図ベースにおいて、現在認定外の道路、水路の総延長を確定することができました。

●公共基準点の設置

基準点の存在しない空白区域解消のため優先順位を決定し、1,350点を設置しました。

●鉄砲道以南区域の地籍調査の実施

津波による浸水が予想される鉄砲道以南を緊急重点区域と位置付け、平成26年度に「茅ヶ崎市緊急重点区域官民境界等先行調査事業計画」を策定し、官民境界等先行調査を0.5k㎡実施しました。

●生活道路の整備の促進

狭あい道路整備事業については、平成26年度に狭あい道路整備延長状況調査のための基礎資料の作成を業務委託により実施しました。市内2,140路線、市街化区域・市街化調整区域別の道路延長及び整備率を算出し、より正確な数字を把握することで、効果的な事業計画を立てることができました。26年度から新たな目標値を設定し、29年度は39.48%と概ね成果があがっています。

また、橋りょう耐震補強等整備事業については、市内の27橋のうち、主要な14橋について26年度までに整備を完了しました。また、28年度からは、定期点検と健全性の診断を行い、茅ヶ崎市橋りょう等長寿命化修繕計画に基づき、順次、補修・補強工事を実施し、長寿命化対策を推進しています。

●幹線道路・環状道路の整備の実施

都市計画道路の整備率は、平成25年度末の改良率が58.2%となり目標を達成しています。また、幹線市道については、香川甘沼線道路改良工事が26年度に完成し、進捗率は40.8%となるとともに、東海岸寒川線の幸町交差点改良事業や、上赤羽根堤線及び高田菟園線等、茅ヶ崎市道路整備プログラムの第1期整備区間に位置づけられている路線に着手し設計測量が完了し、用地買収等を実施しています。

●住区基幹公園整備の促進

公園拡充については、年に1~2か所程度公園数が増加しており、平成29年度までに13か所の公園、緑地等が増加しました。中央公園再整備事業について、26年度に中央公園再整備計画を策定し、28年度に中央公園再整備基本設計業務を委託しました。その後、まずは老朽化した管理棟のバリアフリー化を図るため、29年度に中央公園管理棟建替工事実施設計業務を行い、30年度より管理棟建て替え工事を実施します。

公園の遊具については、点検の結果に基づく施設更新・改修を26年度まで実施しました。柳島キャンプ場については、28、29年度に協働推進事業にて運営し、指定管理者制度の導入検討を進め、30年度より実施します。

●公共建築物の整備

現総合計画において、旧耐震基準の公共施設（教育施設以外）10棟に対し、5棟の耐震改修を行い、平成27年度には旧庁舎が耐震化され、残り4棟となっています。

公共施設整備・再編計画(改訂版)に基づく市営住宅の計画的な建替えとして(仮称)市営小和田住宅外複合施設の整備を進めており、29年度までに実施設計業務を完了しました。

●既存住宅ストックの有効活用

市営香川住宅において、給湯器及び浴室の改修を順次行い、平成29年度までに83戸（約62%）とすることができました。

27年度から29年度まで提案型民間活用制度を導入し、市営住宅修繕業務を一括委託することにより、民間事業者の知識、経験を活かした効率的で迅速な修繕を行うことができ、住宅ストックの長寿命化を図りました。

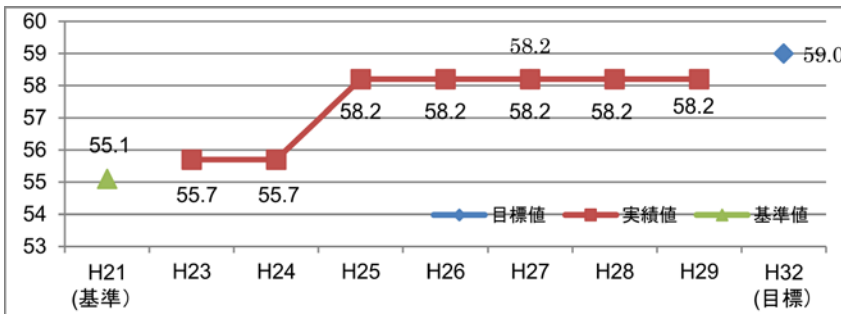
28年度には、予防保全工事として、松林住宅外壁改修を行い長寿命化を図りました。

●住宅セーフティネットの機能向上

借上げ型市営住宅は、目標供給戸数の約78%である159戸を平成29年度までに供給しました。

数値目標の達成状況

①都市計画道路の整備率



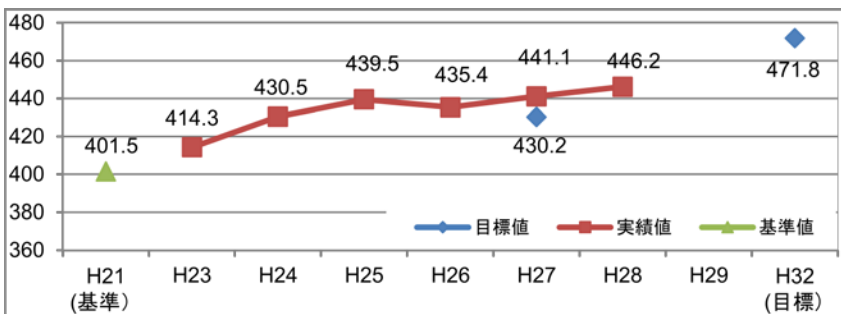
【現状値(29年度)】
58.2%

【目標値(32年度)】
59.0%

【分析】

- 都市計画道路の整備を実施したことで、平成25年度末の整備率が58.2%となり、平成27年度の目標値を達成し、交通の円滑化を図りましたが、都市計画道路の整備率は近隣市と比較しても未だ低い水準にとどまり、交通渋滞や歩行者・自転車の安全性などの面で多くの課題を抱えています

②道路の歩道整備延長



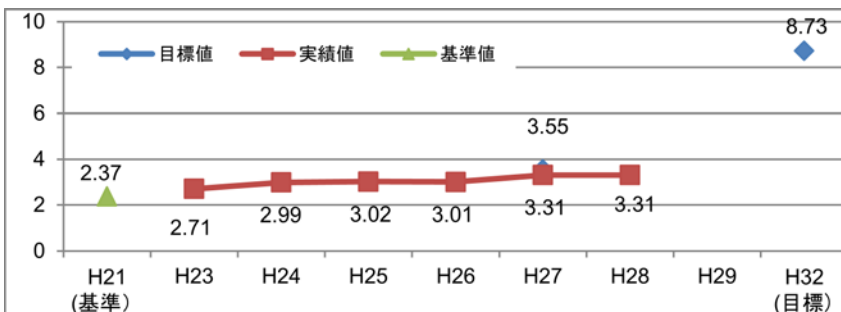
【現状値(29年度)】
8.5km

【目標値(32年度)】
8.1km

【分析】

- 誰もが利用しやすい道路空間を確保するため、既存歩道の段差解消や歩道整備を進めてきた結果、平成32年度の目標値8.1kmを上回る実績値であり順調に整備が進んでいます。

③市民1人当たりの都市公園面積



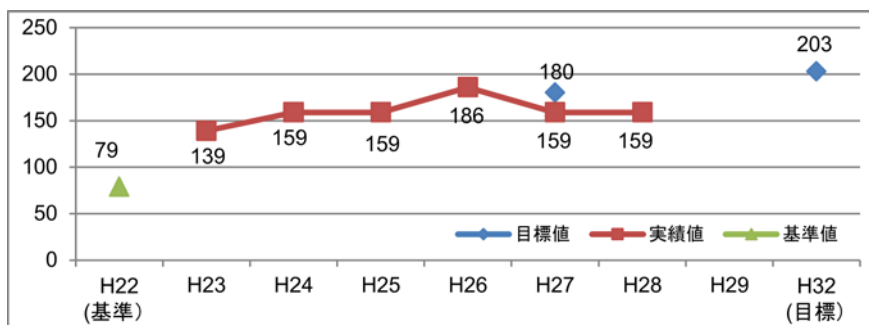
【現状値(29年度)】
3.31
m²/人

【目標値(32年度)】
8.73
m²/人

【分析】

- 実績についてはほぼ水平に近く、目標値を若干下回るが、住民一人当たりの公園面積は増加しています。

④高齢者・障害者等に配慮した良質な市営住宅の供給戸数



【現状値(29年度)】
戸

【目標値(32年度)】
203戸

【分析】

・「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」において、市営住宅の供給目標戸数を平成 32 年度末までに 534 戸（借上型 203 戸、直接建設型 331 戸）としています。借上型は、平成 27 年度末までに目標戸数の約 78%となる 159 戸を供給しており、目標達成に向けて概ね計画どおりに進捗しています。

今後の課題と取組の方向性

●進捗について計画と乖離が見られる地籍調査事業の見直しが課題

→国・県の補助金内示率に事業の進捗が左右されることに伴い、「茅ヶ崎市緊急重点区域官民境界等先行事業調査計画」の見直しが必要です。見直しにあたっては、災害後の速やかな復旧・復興の位置づけだけでなく、その成果について道水路財産を効率的かつ適正に管理・利用していくため、経営的視点を持って取り組みます。

●社会ニーズの変化に対応した道路整備の推進が課題

→都市計画道路の見直しや県のかながわのみちづくり計画と連携し、茅ヶ崎市道路整備プログラムの改定を行います。道路整備プログラムの検証及び改定では、道路整備の計画（事業の進捗目標）と事業の完了・継続・着手状況の比較検証を行い、計画に従って進捗していない場合は、要因分析等による道路整備の計画の達成状況の評価を実施します。また、道路整備プログラムの評価方法・評価指標の適合性を再検証し、その検証結果を次期道路整備プログラムへ反映させ、限られた財源の中で、効率的・効果的な道路整備を計画的に進めます。

→既に整備されている道路を適切に維持・保全していくため、幹線道路の舗装や照明灯、ガードレールといった道路の付属施設等に関する維持管理を、優先順位を付けながら行います。

→安全・安心な道路環境の向上を目指し、道路排水ポンプやエレベーター、エスカレーター、ツインウェイのロードヒーティング等の機械設備の施設台帳を再編成し補修履歴を残すことで、効率的な維持保全に取り組みます。

●公園の拡充と既存公園の適正な維持管理が課題

→公園用地の確保が難しいことから、未利用地など利活用できる土地の情報をいち早く収集し、公園空白地に公園を優先的に配置できるよう努めます。既存公園については、改修する遊具の優先順位を決定する仕組みを踏まえた公園施設長寿命化計画を策定し、安全・安心な公園づくりに取り組みます。

●柳島キャンプ場の管理運営の充実が課題

→指定管理者による運営へ移行しましたが、利用者の拡大を図るために、定期的なモニタリングより運営体制を確認し、さらなるサービスの向上を目指します。

●老朽化した市営住宅の維持保全が課題

→施設の老朽化等により、修繕箇所が増えることが想定されるため、市営住宅全体の中長期的な供給方針を明確化し、より費用対効果を意識した修繕と計画的な維持保全を図るとともに、市営住宅の給湯設備改修については、見送っていた住戸の整備に努めます。

【目指すべき将来像】

- 下水道経営方針に基づき、経営の健全化、安定化が図られている
- 水洗化により多くの世帯が快適な生活を営んでいる
- 下水道の整備と水洗化普及率の向上により、川の水質が良好に保たれている
- 雨水対策が充実し、浸水被害が減少している
- 川辺の自然と人がふれあえる水辺空間が整備され、多くの市民に親しまれている
- 下水道の長寿命化が進められている

これまでの取組の総括**●下水道使用料の賦課徴収事務並びに水洗化の普及及び促進**

下水道整備区域の水洗化率を向上に取り組みました。また、使用料の徴収を水道料金との一括徴収として行うことで高い徴収率を維持し、下水道事業の安定的な経営を持続しました。

●公共下水道（汚水・雨水）、及び河川整備

社会資本整備総合交付金等の財源確保に努めるとともに、難易度の高い工事における設計積算・現場監理や専門性の高い補償交渉等に係る業務の一部を民間事業者に委ねることや、施工方法の見直し等により、事業の効率化とコスト縮減を図りました。

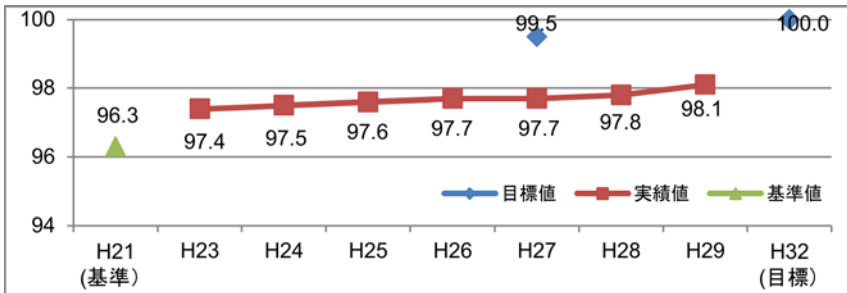
雨水対策においては、雨水排除能力の確保を図る整備に加えて、面的な対策である貯留・浸透などの雨水流出抑制対策をあわせて実施しました。

●公共下水道の維持管理

茅ヶ崎市公共下水道管路施設長寿命化基本計画や茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画を策定し、計画的かつ効率的な改築事業を進め、不明水量の削減や下水道サービスの持続的な提供を行いました。

数値目標の達成状況

①公共下水道（污水）整備率



【現状値(29年度)】

98.1%

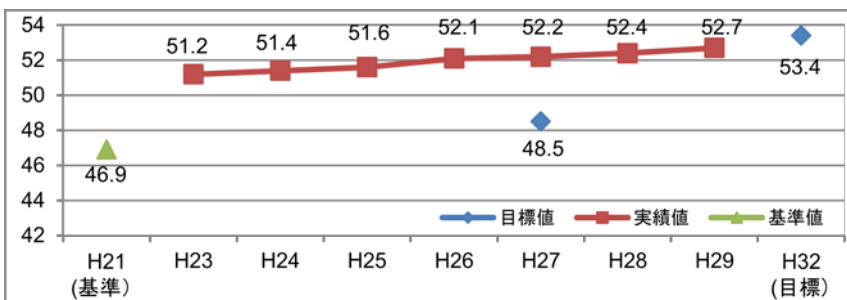
【目標値(32年度)】

100.0%

【分析】

- 汚水整備率については、茅ヶ崎市下水道整備計画に基づき整備を進めた結果、目標値の達成に向け順調に推移しています。
- 残された未整備箇所の整備については、地下埋設物が錯綜し支障物件が多い箇所や、宅地利用がされていない箇所、さらに関係住民による整備要望に向けた合意形成など様々な課題等があります。

②公共下水道（雨水）整備率



【現状値(29年度)】

52.7%

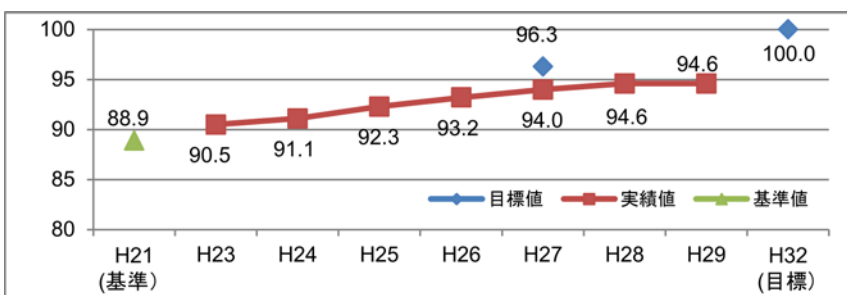
【目標値(32年度)】

53.4%

【分析】

- 雨水整備率については、茅ヶ崎市下水道整備計画に基づき整備を進めた結果、目標値の達成に向け順調に推移しています。

③公共下水道（雨水幹線）整備率



【現状値(29年度)】

94.6%

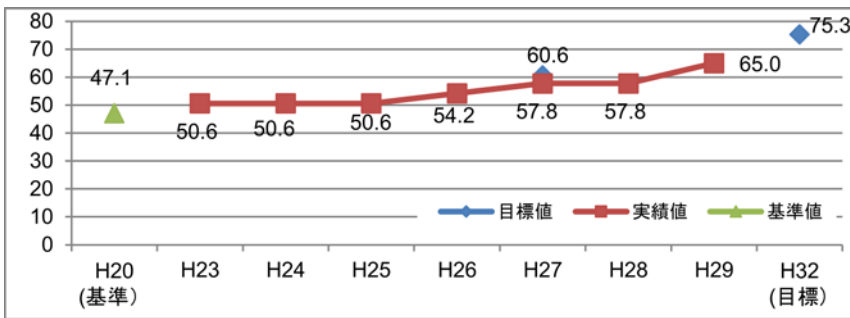
【目標値(32年度)】

100%

【分析】

- 雨水幹線整備率については、茅ヶ崎市下水道整備計画に基づき、萩園第2雨水幹線、浜竹雨水幹線の整備を進めてきた結果、平成29年度には、ほぼ完了となっています。

④河川整備の進捗率



【現状値 (29 年度)】
65.0%

【目標値 (32 年度)】
75.3%

【分析】

- ・河川整備進捗率については護岸整備を進め、目標値の達成に向け順調に推移しています。
- ・準用河川千ノ川の整備は用地買収等の課題がありますが、隣接する関係者との調整を進める必要があります。

今後の課題と取組の方向性

●水洗化の普及及び促進が課題

→人口減少とともに、使用料収入の減少が予想されるなか、下水道経営の基盤となる下水道使用料を確保し、安定的な経営を行うため、下水道整備区域における未接続世帯の解消に向けた取組を進めます。

●公共下水道（汚水・雨水）・河川整備に係るコスト縮減と事業費の平準化が課題

→公共下水道（汚水・雨水）・河川整備の継続的な実施に向けて、交付金を含めた財源の確保に努めるとともに、選択と集中の観点から経済性や施工性を考慮した整備ルートの変更、整備対象の見直しを行うとともに、継続的なコスト縮減に取り組めます。

→事業規模が大きい雨水対策については、施設整備のハード対策だけでなく、既存の雨水貯留・浸透（流出抑制対策）等のソフト対策を併せて、総合的に検討を行います。

●老朽化が進む膨大な公共下水道施設の維持管理が課題

→ストックマネジメント手法を用いた茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画に基づき、計画的な維持管理業務を推進するとともに、点検・調査を確実に実施し改築事業を行い、安定的に下水道サービスを提供します。

→地震や大雨等の災害対応や社会情勢、市民ニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直しながら、PDCA サイクルにより下水道施設の維持管理業務を継続的に改善することで、施設管理の最適化を図ります。

【目指すべき将来像】

- 茅ヶ崎の魅力の発信により、まちが活性化し、地域経済が好循環している
- 商業や農業・水産業の後継者と新規起業者、新規就農者が増加している
- 既存企業の操業環境が充実され、新たな企業立地や雇用が創出されている
- 観光のネットワークが形成されている
- 市民生活の利便性の高い都市拠点が整備され、活力あるまちとなっている

これまでの取組の総括**●中小企業者への支援**

中小企業支援については制度融資の実施や借入金に対する信用保証料補助・利子補給を中心に実施しており、本制度の利用実績が伸びていることから市内金融機関と連携した支援が実施できていると考えます。

●観光客誘客の促進

さがみ縦貫道路や湘南新宿ライン等によるインフラの充実を契機と捉え、広域連携による観光資源のネットワーク形成や誘客キャンペーンの実施、産学公の連携による着地型観光の開発等の施策を展開してきました。その結果、入込観光客や観光消費額の増加に結び付いたと考えます。

●地産地消の推進

消費者への地場農水産物の魅力の発信及び農業者・漁業者への支援等を行い、地場農水産物の生産、消費意識の推進を図りました。

●農業後継者の育成

新規就農支援事業を推進した結果、平成30年3月31日までに10人が市内で就農し、計444aを耕作しています。

●認定農業者や中心経営体等への農地集積

耕作放棄地の発生を抑制を目的に、認定農業者、中心経営体等の担い手へ遊休農地の幹旋等に取り組んだことで、平成23～29年度で625aの利用権設定による農地集積が行われており、耕地面積の減少の歯止め効果があったと考えます。

●総合的な就職支援事業

平成22年度から勤労市民会館内に国と共同で設置した「茅ヶ崎市ふるさとハローワーク」で、職業相談・紹介、求人情報の提供を行いました。ハローワークの新規就業者数は目標値に達成していないものの、同会館内で指定管理者により、適職探しから面接対策までをサポートする講座及び相談等を実施し、総合的な就職支援が実施できています。そのほかの支援として、市単独での企業説明会及び国、近隣自治体と合同での就職面接会を実施し、企業と求職者とのマッチングの機会を提供してきました。

●女性の働きやすい環境づくり

「茅ヶ崎市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」のリーディングプロジェクトで位置付けている「多様な働き手、働き方創出事業」として「女性の働きやすい環境づくり」を推進するため、「女性のための就職支援施設整備費補助金」を創設し、子育て中の女性が子どもを見守りながら安心して働ける就職支援施設を運営する事業所を誘致し、市内の雇用を創出しました。

●辻堂駅西口周辺地区の住・商・工が調和した土地利用への誘導

隣接する藤沢市の大規模工場跡地の商業施設への開発を軸に、辻堂駅の改良及び西口跨線橋を整備しました。また、パナソニック跡地での区画整理事業に対する助言・指導を行い、地域の住民のコミュニティの形成活動の場や、防災機能を有した場として有効に活用するための整備を行いました。

●浜見平地区の公共施設・商業施設の段階的整備

UR 都市機構の浜見平団地建て替え事業に併せ、生活の利便性や防災性の向上を図るとともに、道路の電線地中化や水路の緑道化、公園整備等の公共施設の整備を行いました。

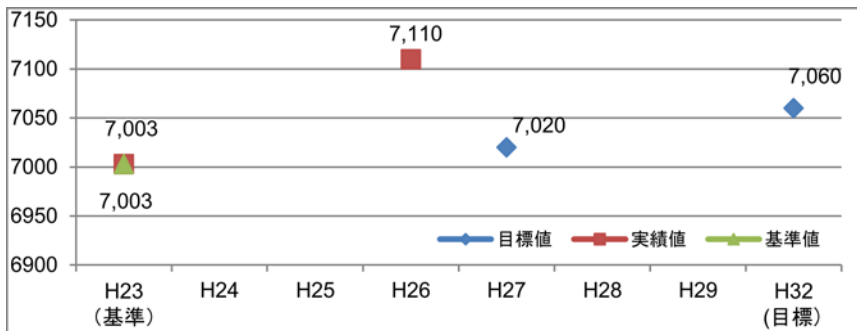
また、ハマミーナ（茅ヶ崎市南西部複合施設）や商業施設の整備も段階的に行いました。

●萩園地区の産業系市街地整備の推進

萩園地区の産業系への土地利用転換を推進するため、技術的支援を行い、土地区画整理組合の設立を認可しました。

数値目標の達成状況

①市内事業所数



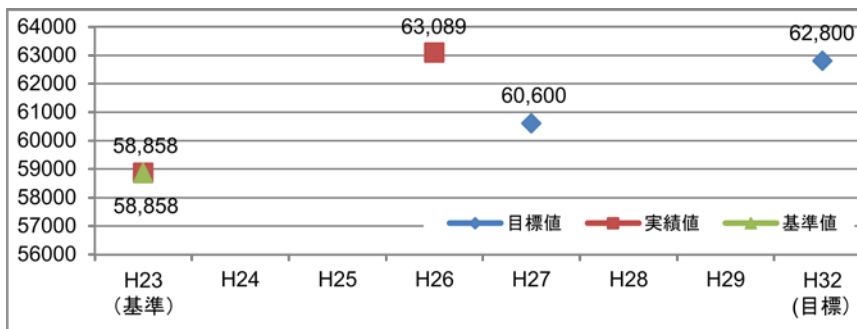
【現状値(29年度)】

【目標値(32年度)】
7,060 事業所

【分析】

- 基準年度と比較して、平成 26 年度は増加となり目標値を上回っています。
- 国内では好景気とされているが、中小企業者においては景気の実感が薄く、大企業や大型商業施設へ需要が集中する傾向にあり、市内事業者においても設備の老朽化による生産性の低下や経営者の高齢化による事業承継の問題等多くの課題を抱えており、予断を許さない状況にあります。

②市内従業者数



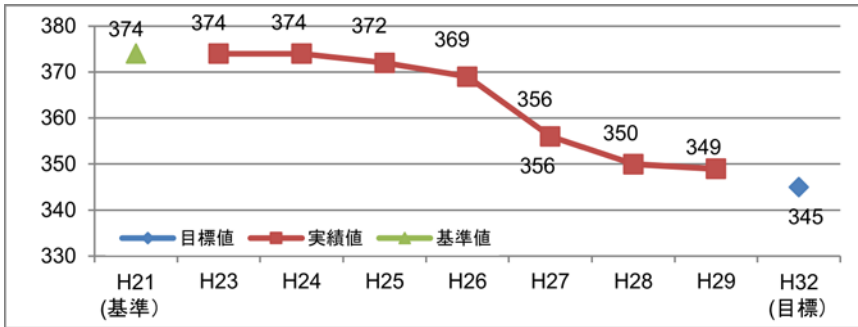
【現状値(29年度)】

【目標値(32年度)】
62,800 人

【分析】

- 市内事業所数の変動と比例し市内従業者数が推移しているものと考えられ、平成 26 年度は目標値を上回っています。
- 就業活動者への支援策の充実等の成果が出ていると考えるが、市内中小企業者では人手不足が課題とされています。

③ 耕地面積



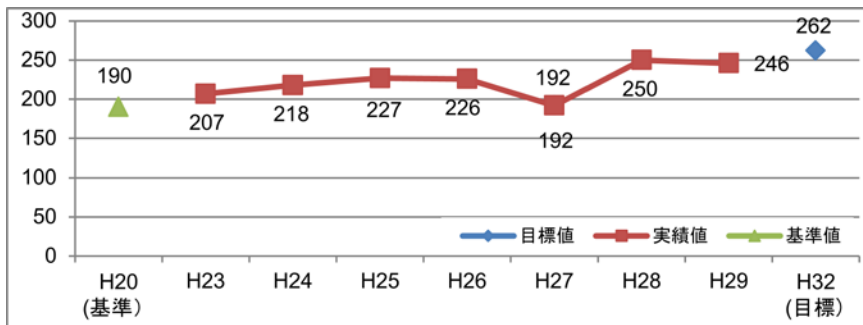
【現状値(29年度)】

【目標値(32年度)】
345ha

【分析】

- 農業従事者数が1,102人(平成22年)から875人(平成27年)と約20%減少している中、認定農業者、中心経営体等新たな農業の担い手への遊休農地の斡旋などの効果で、28年度を除き、減少率を毎年1%以下に抑えることができています。
- 認定農業者、中心的経営体等への農地のあっせん実績は、23年度から29年度にかけて、年平均89aとなっています。

④ 農業従事者1人当たりの年間農業産出額



【現状値(29年度)】

【目標値(32年度)】
262万円

【分析】

- 認定農業者、中心的経営体等新たな農業の担い手への農地集積が図られていることや農業従事者数が減少しているため、産出額が全体として増加していると考えられます。
- 市内全体の農業産出額については、22.9億円(平成17年)から21.6億円(平成27年推定値)と大きな減少は見られません。

今後の課題と取組の方向性

●社会情勢や経済状況の変化を的確にとらえた事業者支援が課題

→事業者への支援については、市が単独で実施することには限界もあるため、国や県、商工団体など多様な主体と連携しつつ、より効果的な支援を実施していきます。

●高齢化により一層深刻になる農業後継者の育成が課題

→農業後継者の育成等に係る支援をはじめ、農地の保全・有効利用、農業経営の規模拡大・経営改善などを推進する農業施策について、今後も引き続き実施していきます。

●少子高齢化の進展等による労働人口の減少が課題

→セカンドライフに入った高齢者や、子育て中の女性の方のニーズ等も反映させながら、就職に関する相談やカウンセリング、各種講座の開催、事業所と求職者のマッチング事業の実施等により就職活動の支援をします。

→多様な働き手、働き方を創出する意識啓発のため、関係機関と連携をしながら、事業主等を対象としたセミナー及び講座等の実施、それに伴う情報提供を引き続き実施します。成果がすぐに顕在化しないものではありませんが、PDCAによる検証をしっかりと行い、課題解決に向けて取り組みます。

●多世代が地域で支え合うコミュニティの形成が課題

→自立的な地域活動を支える持続可能な地域の仕組みづくりを目指し、一つのまちとしてトータルでデザインを行っていきます。具体的には、UR 都市機構の団地建て替え事業の進捗に併せ、公共施設の整備を行うほか、地域住民や事業者、行政などが協力・連携して、活力や魅力を創出する機能を備えた生活拠点づくり、防災機能を有する公園を中心とした防災拠点づくり、家族構成の変化や多様なライフスタイルに応える住宅供給に取り組みます。

これまでの取組の総括

●法改正等への対応

平成 23 年度より毎年、市内全ての農地の利用状況調査を実施するなど、農地法や農業委員会等に関する法律など、関係法令の度重なる改正に対応しました。

また、25 年に農地中間管理事業の推進に関する法律が制定されたことに伴い、農地中間管理機構を活用し、これまで 10 件の農地のマッチングを行いました。

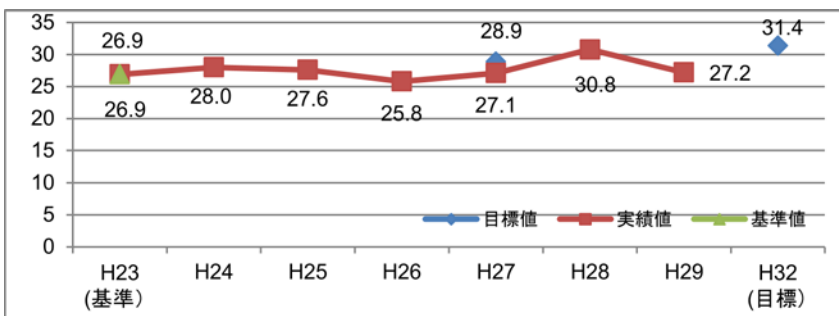
農地情報の把握にあたっては、26 年度の農地法の改正により農地台帳システムを導入し、毎年、固定資産課税台帳と住民基本台帳との照合を行っています。

28 年度には、違反転用対策について、県等の関係機関と連携し、定期的に違反指導を実施したことで、長期経過してしまい是正困難な農地法違反 1 件を農地に復元しました。

28 年の農業委員会等に関する法律の改正では、農業委員の選出方法が大幅に変更されるとともに、新たに農地利用最適化推進委員を委嘱することとなりました。29 年度に農業委員会は新体制に移行し、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定しました。

数値目標の達成状況

①耕作放棄地面積



【現状値 (29 年度)】
27.2ha

【目標値 (32 年度)】
31.4ha

【分析】

- 平成 28 年度において耕作放棄地面積が目標値を上回ってしまったものの、農地パトロールの実施や新規就農者へのあっせん等により、29 年度には減少しています。

今後の課題と取組の方向性

●農地等の利用の最適化が課題

→農業従事者の高齢化や農業後継者不足等により農業人口が減少する中、遊休農地の発生予防・解消を進めるためには、新規参入の促進や担い手への農地の利用集積・集約化を図っていく必要があることから、農地法に定められた農地の利用状況調査及びその結果を受けた利用意向調査による情報を集計して農地台帳に登載するとともに、神奈川県、農地中間管理機構及び関係部局等とも連携し、農地等の利用の最適化や違反転用対策への取組を進めます。

●都市農地の確保が課題

→市街化区域内の生産緑地地区に指定された農地は、都市緑地法等の一部を改正する法律が施行されたものの、平成34年には指定後30年を経過する農地も多く、生産緑地の指定解除が進む可能性があります。生産緑地は、農地が持つ多面的機能（緑地機能や防災・減災機能、環境保全機能など）に着目し、良好な都市環境を形成するという観点からも関係部局と連携し、計画的な保全に努めます。

【市政展開の方向性】

業務効率化による経常経費の抑制、事務事業評価による効率的な予算配分などを通じて、将来への投資が可能な財政基盤を維持するとともに、適正な予算・人員編成に基づいて、課題解決に向け効果的な政策を迅速かつ着実に立案・実行し、具体的な成果を上げます。

分権型社会における自治体経営の担い手となり、多様化する市民ニーズに的確に対応できる創造性豊かな人材を育成します。

政策や事務事業の成果は、暮らしの質や市民満足度の向上など、金銭的な価値では測れない効果も含めて的確に評価を行い、さらなる効果を得られるよう改善を進める仕組みを構築し、評価結果を生かした進行管理による行政経営を行います。

市民や事業者とのコミュニケーションや協働の取り組みを活発に進められる体制を構築し、市民サービスの新たな担い手となる多様な主体を育成するとともに、市民の主体的な活動に委ねるべきこと、民間企業の資金やノウハウを生かすべきことを見極め、新しい形の「公共」の形成を進めます。

政策目標		
政策目標 16	社会の変化に対応できる行政経営	[企画]
政策目標 17	それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営	[総務]
政策目標 18	ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営	[財務]
政策目標 19	公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る	[会計]
政策目標 20	住民の意思を行政に反映させる	[選挙]
政策目標 21	行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する	[監査]

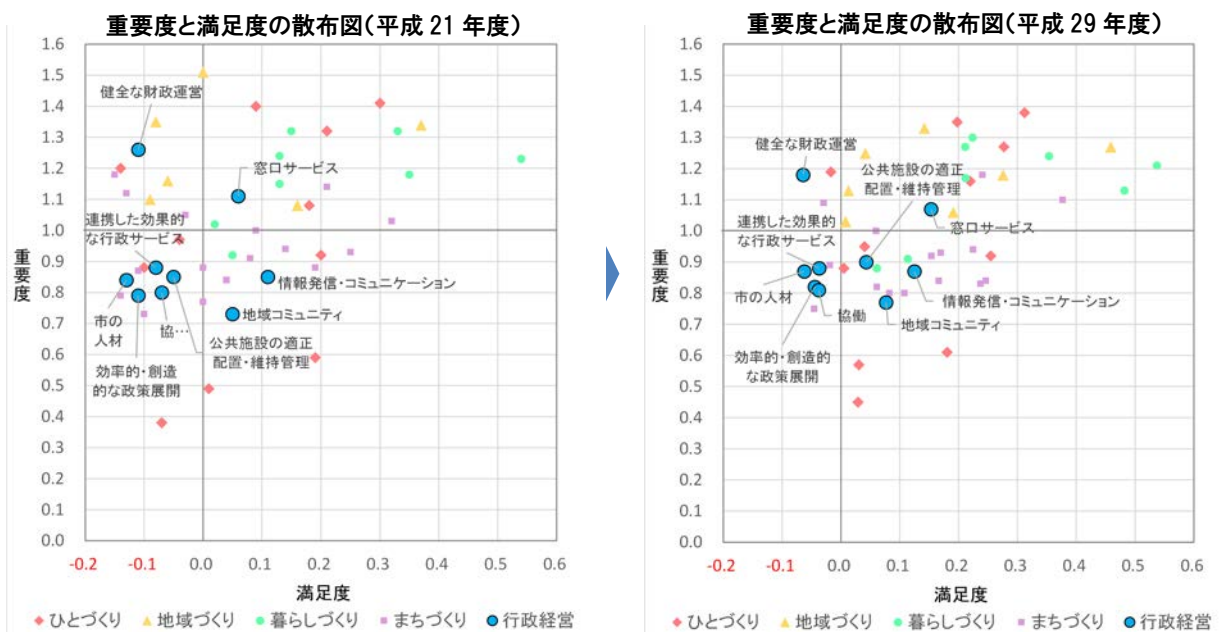
【基本理念5に関する取組の方向性】

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自主性や自立性の向上 ◆ 権限移譲に伴う確実な税財源移譲 ◆ 行政改革 ◆ ニーズに合致した市民サービス ◆ 明確な目標に基づく政策展開 ◆ 政策形成能力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の力を発揮できる仕組みづくり ◆ 団体の自立的活動の応援 ◆ 提案型協働事業の実施 ◆ 新しい公共の形成 ◆ 歳出抑制と財源確保 |
|---|--|

これまでの取組の総括

- 行政改革大綱又は経営改善方針に基づく取組を推進
- 情報システムの最適化を推進
- 市の外郭団体の整理統合を推進
- 事務事業評価等により事業の進行管理、業務改善、事業の休廃止の検討を実施
- 市税滞納額の縮減、徴収率の向上を図り歳入を確保
- 広告事業や貸付事業などを行うことで行政財産を活用した財源確保を推進
- 庁舎等のLED化といった歳出削減策を実施
- 職員定数のミスマッチ解消に向けた取組に着手
- 「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」に基づく施策を推進
- 「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき施策を推進
- 職員の人材育成を推進するため、採用試験改革や複線型人事システム、職員研修制度を充実
- 職員のモチベーション向上を図るため、人事評価の結果の処遇反映を開始
- 市民満足度調査の結果等を踏まえ、総合計画の中間見直しや政策・施策評価を実施
- 提案型民間活用制度をはじめとした公民連携手法を用いて事業実施主体の最適化を推進
- 新しい公共の形成に向け、協働推進事業を継続的に実施

市民意識の動向



＜平成 21 年度から平成 29 年度への推移の分析＞

満足度は、全体的に上昇傾向となっていますが、特に「公共施設の適正配置・維持管理」については、マイナス値からプラス値へ改善が見られており、公共施設整備・再編計画に基づく事業に一定の進捗があったことがその要因と推測されます。

今後の方向性

「健全な財政運営」については、重要度が高いにも関わらず、依然としてマイナス値となっています。将来負担に留意した財政運営に努めるとともに、市民に対してわかりやすい財政状況の公表に努める必要があります。

【目指すべき将来像】

- 市民ニーズや時代の変化に迅速に対応した市民サービスが提供されている
- 各種情報を整理・体系化し、一元的かつ総合的にわかりやすい形で市民に提供されている
- 目標が明確に示され、成果指標によるPDCAサイクルに基づく改善が行われている
- 経営的視点に立った改善により、無駄のない組織・人員による執行体制がとられている
- 組織の使命や責任が明確になっている
- 国・県・他の自治体との連携が強化され、市民サービスの充実が進んでいる
- 時間、場所などに制約されない利便性の高い市民サービスが行われている

これまでの取組の総括**●戦略的な計画立案と成果を上げる事業展開**

「総合計画実施計画」を第1次から第4次まで策定し、市政を推進してきました。策定にあたっては重点的に取り組む事項を明確にした上で、事業採択を行いました。

重要な社会課題に横断的に対応するため、「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」や「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、戦略的に施策を推進しました。

●総合計画の確実な進行管理

総合計画の進行管理において、各施策目標の達成状況は、平成27年度の目標値85%以上に対して、51.6%となっており、目標値を下回っています。客観的な指標により、総合計画の進行管理を行うという計画策定時の目的は一定程度達成することができました。

●変化に対応した行政経営

庁内横断的課題に対しては、計画当初の組織を維持することを前提としながらも、部局横断的プロジェクト組織の設置や、専門的に対応するための職の設置等、様々な運用手法により柔軟に対応してきました。また、「新しい公共の形成」を具現化するために「公民連携推進のための基本的な考え方」を策定し、提案型民間活用制度をはじめとした公民連携手法を用いて事業実施主体の最適化を通じた効率的な行政運営や市民サービスの向上に努めました。

●行政改革の実施

「経営改善方針」のもと、重点項目毎に行革重点推進事業の進捗管理を行うとともに、新たな位置づけ等を推進しました。平成29年2月には、「C3成長加速化方針」を策定し、補助金・扶助費等の各種制度の見直しや働きかたの見直しをはじめとする取組を強力に推進しました。職員定数に関しては、第3次・第4次定員適正化計画を推進しましたが、市民ニーズの多様化や社会制度の改正等、新たな業務への対応に迫られ、結果的に目標値を上回る職員数となっています。このことを受け、第4次実施計画策定時には、将来的にあるべき姿としての事業と定数のミスマッチが解消された適正な職員配置を目指す取り組みに着手しました。

●市民との情報共有

「平成 29 年度 茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査」によると、市政情報を知りたい場合に利用している広報媒体は、広報ちがさきが 77.8%であり、基幹媒体となっています。また、ホームページについても、年度ごとに増減はあるものの毎年度 1 千万件のアクセス数となっていることから、市の情報を得るための媒体として多く活用されています。広報ちがさきを基幹媒体としながら、ホームページなど他の媒体を含めて情報を提供することで、市民との情報共有を図りました。

●他の自治体との連携による課題解決と市民サービス向上

単一自治体だけで解決できない様々な課題について、近隣市町との連携し、広域での取組を推進しました。特に、2市1町でのパスポートセンターの開設や1市1町での推進計画に基づく各事業を実施したことなどにより、市民サービスの向上に努めました。

●国や県との連携による事業の円滑な推進

市内の国道や河川に関する課題について、地域との調整などを行い、事業の円滑な推進を図りました。特に、さがみ縦貫道路の全面開通は、市内交通ネットワークの向上につながったと考えています。

●権限移譲の促進

県の事務処理特例条例に基づき、権限の移譲を受けることにより、市民サービスの向上を図りました。また、国が平成 26 年度より開始した提案募集方式を積極的に活用したことにより、庁内でも地方分権に関する意識向上が見られるなどの成果がありました。

●システムの最適化の推進

住民記録・国保・税等の基幹系システムの最適化として、従来の汎用機からのオープン化を行い、「情報システムに係るトータルコストの削減」「体系的な情報システム管理の実現」「公平かつ透明性の高い調達」を実現しました。また、基幹系システム以外にも職員が内部事務で利用するシステムについても同様に最適化を実現しました。

●情報セキュリティの確保

市は、市民の財産に関する情報を取り扱うシステムなどを管理する必要があることから、情報セキュリティの確保は最重要課題であるため、継続的に情報セキュリティ監査及び情報セキュリティ研修を行い、セキュリティに関する職員意識の向上、適正な業務運用の維持を図りました。

また、マイナンバー制度が開始されたことに伴い、総務省の「自治体情報システム強靱性向上モデル」に対応し、より高度な情報セキュリティ対策を実現しました。

●戦略的かつ経営的視点に立った公共施設の再編整備

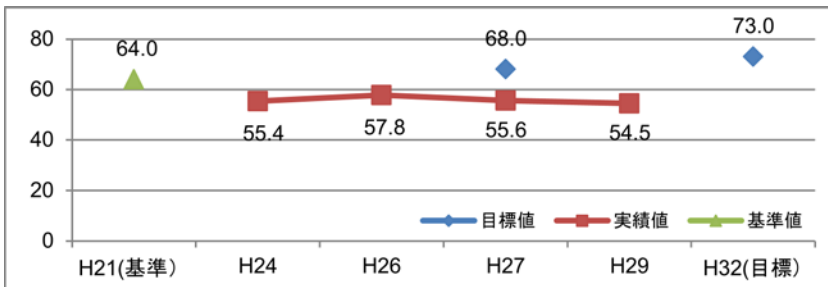
「公共施設整備・再編計画」による公共施設の再整備は、社会・経済情勢の変化に柔軟に対応するため適時適切な改定を実施しながら事業を推進し、平成 28 年 1 月には市役所本庁舎を供用開始するなど、30 年度までに事業費ベースで約 7 割が完成予定となりました。未利用の公有地についても、一部の複合化も含めて 3 地区にコミュニティーセンターを整備しました。また、資源物選別処理施設跡地の一部は県警察署用地として売却するなど、本市の財政面のみではなく市民の安全安心な生活に重要な施設の為に売却することで、単なる市有地の売却ではなく、敷地特性を生かした有効な売却を実施しました。

●公共施設の適切な維持管理と長寿命化

「公共建築物中長期保全計画」は、様々な事業調整の中で事業の推進が厳しい中、各施設の状況等を確認・精査を行い、予防保全工事を実施しました。

数値目標の達成状況

①「茅ヶ崎市に住み続けたい」と思う市民の割合



【現状値(29年度)】

54.5%

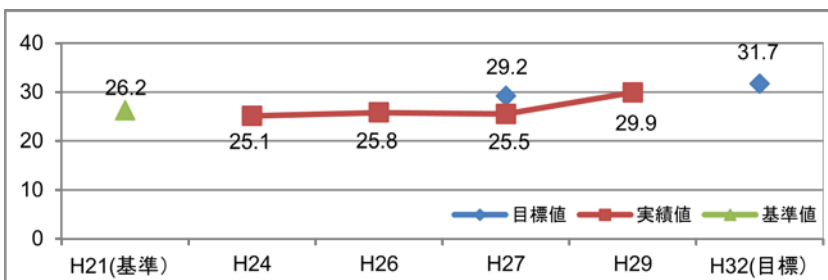
【目標値(32年度)】

73.0%

【分析】

- 基準値から、約 10 ポイント低い 55%前後で推移し、特に平成 26 年度以降は下降傾向で推移しており、現時点では目標の達成は難しいと考えられます。
- また、「市外に移り住みたい」と回答した市民は 2.7%~4.6%と低い数値で推移しているものの、近年は微増の傾向が見られます。
- 29 年度調査において、「市外へ移り住みたい」とした理由は、「行政サービスに不満がある」が 1 位となっており、市民ニーズと政策にずれが生じている可能性も考えられます。

②行政サービスへの満足度



【現状値(29年度)】

29.9%

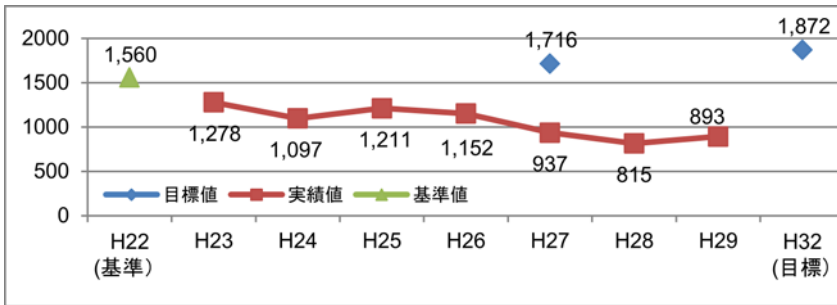
【目標値(32年度)】

31.7%

【分析】

- 中間時点までは、基準値から約 10 ポイント低い 25%代で推移していたものの、29 年度では、基準値を超える結果となっています。
- 分野別の満足度を見ると、「行政経営」の評価が低く、「暮らしづくり」の評価が高い結果となっています。
- 29 年度の調査において、「行政経営」のうち特に満足度の低い項目として、「多様化する市民ニーズに対する市の人材」、「計画的で、透明性の高い健全な財政運営」が挙げられる。

③ホームページアクセス件数（トップページ）



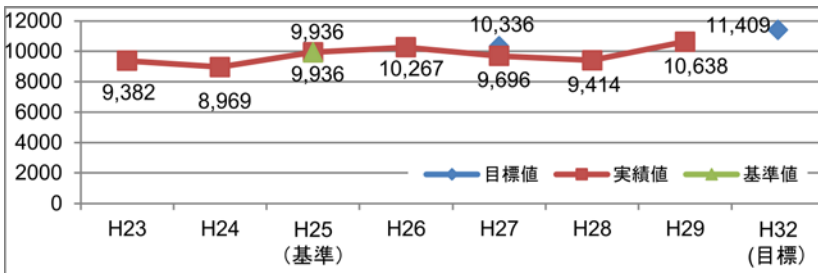
【現状値(29年度)】
893千件

【目標値(32年度)】
1,872千件

【分析】

- ・21年度にCMS導入した効果等を考慮し、22年度の実績見込みを基準に年2%増加を目標としたが、29年度の実績が目標値に対して50.2%となっています。
- ・トップページアクセス数の減少要因としては、検索機能等の向上により、トップページを経由せずに各ページを閲覧することが可能となったことが考えられます。

④ホームページアクセス件数（全件）



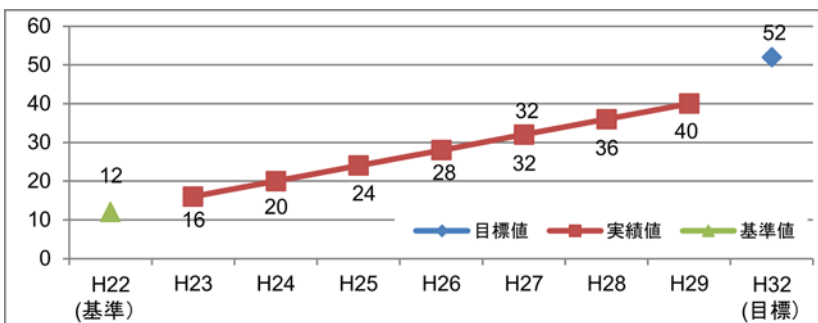
【現状値(29年度)】
10,638千件

【目標値(32年度)】
11,409千件

【分析】

- ・29年度のアクセス件数は目標値の1100万件に対して96.7%の1064万件でした。
- ・全体としてみればおおむね目標を達成しており、情報を得る手段としてホームページを利用することが定着してきていると考えます。

⑤広域連携に向けて取り組んだ事業の件数（累計）



【現状値(29年度)】
40件

【目標値(32年度)】
52件

【分析】

- ・茅ヶ崎市、藤沢市及び寒川町で組織する湘南広域行政都市協議会において、相互の連携・協調を図るため、各種情報交換を行い、広域連携の可能性を検討してきた結果、広域連携に向けた取組件数の実績は目標を達成しました。

今後の課題と取組の方向性

●的確な行政評価と施策への反映が課題

→次期総合計画の進行管理のための評価のあり方については、現計画の課題を踏まえ、より一層のPDCAサイクルの見える化を図る必要があります。指標の設定についても、活動量ではなく成果を的確に捕捉する指標であること、経年の変化を容易に把握できるような継続性のある指標であること、他の類似団体との比較が可能な指標であることなどの設定要件を定めるなどの検討を進めます。

●加速する少子高齢化・人口減少社会への対応が課題

→子育て層の定住促進は、首都圏の自治体でも取り組みを始めており、本市でも転入超過傾向にある今から先手を打ったシティプロモーションを進めていきます。また、少子高齢社会、人口減少社会による変化、機会、課題などを様々な手法で継続的に伝達し、意識喚起、保持を図ります。

●民間活力の積極的な活用が課題

→厳しい財政状況が引き続き予想され、また、多様な担い手が出現している現状において、安定した市民サービスを提供する持続可能な基礎自治体としてあり続けるため、行政の役割を精査した上で、積極的な民間活力の活用を通じた効率的な行政運営を目指します。

●財源確保の積極的な推進が課題

→歳入の根幹をなす市税の大幅な伸びが期待できない現状にあっては、市税や料の徴収強化のほか、広告や使用料、クラウドファンディングやネーミングライツといった、様々な手法を用いた自主財源の確保に積極的に努めます。

●時代に即した市民への的確な情報提供が課題

→SNSの拡大など、媒体が多様化していることから、媒体の特性を捉えて効果的な情報発信を行っていくには、職員一人ひとりの理解が不可欠です。広報を戦略的に推進するためのガイドラインを軸に効果的な広報を推進するため、職員の意識醸成及び発信するための能力の向上に努めます。

●更なる権限移譲の推進（中核市移行）が課題

→権限移譲により、効率的で質の高い市民サービスの提供を可能にするため、中核市移行に向けた課題解決の検討を進め、「（仮称）中核市移行基本計画」の策定を目指すとともに、国や県に対し財政等支援の要請等を行い、円滑な移行が実現できるよう努めます。

●北部地域道路整備の推進が課題

→県立茅ヶ崎里山公園と合わせて整備を行ってきた北部地域道路整備事業に係る未整備路線のうち、公園の外周道路である市道8570号線については用地買収が完了しており、長年の懸案である行谷芹沢線及び市道8570号線の接合部である公園西側駐車場周辺の道路整備を優先的に進め、交通の利便性や安全性の向上に努めます。

●ICTを活用した行政事務の効率化が課題

→最新のICTの活用に係る最初の一步として、本市における定型的な単純作業をAI、RPAなどにより削減し、職員が政策の企画立案等の創造的な業務に専念出来る職場環境を構築します。また、本市では、基幹系システムについてオープン化を実現していますが、次期基幹系システムの更新時においては、平成29年度に国が策定した「地方公共団体におけるクラウド導入に係るロードマップ」を踏まえ、基幹系システムのクラウド化を検討します。

●ICTを活用した市民サービスの向上が課題

→新たな社会インフラとして位置づけているマイナンバー等を活用した施策について、情報セキュリティを適切に確保しながら推進し、市民サービスの向上を図ります。また、国が定める「官民データ活用推進基本計画」に基づき、オープンデータの拡大やビッグデータの活用といったデータの利活用を庁内横断的に実現することにより、新しいイノベーションの創出を目指します。

●経営戦略的な視点にたった計画的な公共施設の再編・再整備が課題

→今後、施設に関する考え方が本市の財政状況に大きな影響を与えることを踏まえ、将来を想定した次世代へ繋げる施設の再編・再整備へ向け、まずは全ての基本となる公共施設等再編整備基金および中長期保全基本予算の安定確保をベースに、「財務・供給・質」のバランスを取っていきます。さらに「情報と計画」を横断的にリンクさせた財政改善に直結する「次世代型の公共施設総合マネジメント」に着手します。

【目指すべき将来像】

- 市民参加が進み、市民がまちづくりの主役となっている
- 市民によって多くの公共的な役割が主体的に担われている
- 職員一人一人の能力が生かされ、組織としても個人としても大いに発揮されている
- 行政文書や各種資料が適正に管理され、市政に関する情報がわかりやすく提供されている
- 新たな課題に的確に対応する施策展開を支える例規が整備されている

これまでの取組の総括**●市民参加の推進**

市民や市民活動団体、NPO、地縁組織等を始めとした市民で組織する団体の活動支援、育成支援及び担い手の発掘等に取り組んだ結果、「市民活動団体の登録数」については目標値を超える結果となっています。また、平成 25 年度に制定した茅ヶ崎市市民参加条例に基づく様々な市民参加の手法を通じて、市民から寄せられた市政全般に関する意見や提案等について、多様な視点をもって検討し、市政に反映するための取組を実施しました。

●公共的役割を担う市民団体等への支援

地域におけるコミュニティの活動拠点となる地域集会施設を順次整備し、市内 13 地区のうち 11 地区まで整備が完了しました。また、地域の課題解決に主体的に取り組む新たなコミュニティ「まちちから協議会」の設立支援及び、その後の取組に係る支援を行いました。

●人材育成の推進

主に「適材適所の職員配置」、「適正な実績評価」、「人材育成」の 3 つの取組を進めました。「適材適所の職員配置」については、職員の意向調査などを踏まえた配置換えを実施するとともに、多様で有用な人材確保を進め、「適正な実績評価」については、人事評価制度の処遇への反映や管理・監督職への研修を実施し、人事評価制度の適正な運用や職員の意欲、知識・技術の向上に努めました。

また、「人材育成」については、職位ごとに求められる基礎的知識等の習得を図る階層別研修や専門的な知識を身につける派遣研修など様々な職員研修を実施し、市民ニーズに的確に対応できる人材育成を進めました。取組の結果として、「自己の能力が生かされていると考える職員の割合」が増加傾向にあります。

●行政文書の適正管理の徹底

行政文書は常に適正に管理されるべきものという考えの下、文書保管状況の調査結果を踏まえ、個別に指導を行ってきた結果、平成 29 年度の文書保管状況調査において、全ての部局で最良の評価を受けることができました。

また、マイナンバーを含む個人情報の取り扱いについて、いわゆる番号法と整合を図り、マイナンバーを含む個人情報の適正な取り扱いを定めるための個人情報保護条例の改正を行うとともに、市政に対する市民の理解を深めるため、附属機関の会議の公開を位置づけるための情報公開条例の改正を行い、例規の面においても整備を進めました。

●例規等の適切な整備

様々な部局において施策展開を行うため、必要に応じて適切に例規の制定、改正等を行いました。また、平成 27 年度から 28 年度にかけて、市の条例等が社会状況や地域の実情に即した適切なものかどうかという観点からの点検・見直しを実施しました。

●快適な窓口サービスの環境整備

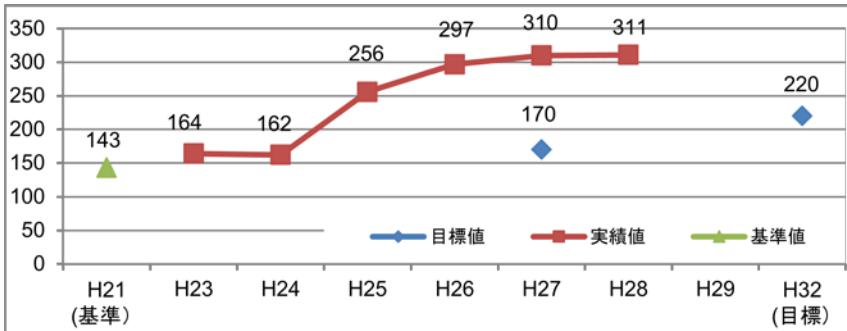
市役所の新庁舎移転に合わせて、窓口利用者が分かりやすく、かつ効率的に手続を行えるよう、連携型窓口システム、証明発行窓口の一元化、フロアマネージャーによる案内業務等を導入し、さらなる窓口サービスの向上を実現しました。

また、出張所、市民窓口センターの運営及びコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付により、身近な地域での利便性の高い窓口サービスを推進し、本庁市民課窓口の混雑緩和を図りました。

小出支所は、取扱業務項目数を増やすことで高齢者等が身近な場所で市民サービスを受けられる環境づくりを推進し、北部の行政拠点として地域における利便性の向上を図りました。

数値目標の達成状況

①業務連携・協力する民間非営利組織等の数



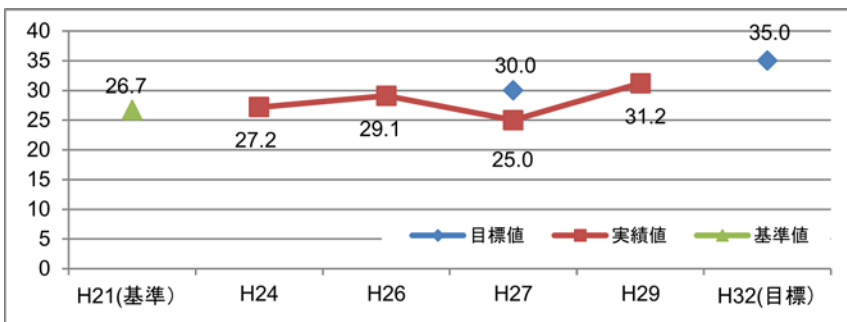
【現状値 (29 年度)】
511

【目標値 (32 年度)】
220

【分析】

- 社会情勢の変化に対応するため、市政の基軸の一つとして「新しい公共の形成」を位置づけ、行政経営の転換を図るために、各課かいにおいて非営利組織との連携・協力を意識した事業を展開し、市民サービスを継続的・安定的に提供する環境づくりを推進したことで、目標値を大幅に上回りました。特に、防災分野やスポーツ分野を中心に「事業協力」や「共催」手法による事業実施が増加していることが大きな要因となっています。

②「窓口サービスが迅速・的確に処理されている」と思う市民の割合



【現状値 (29 年度)】
31.2%

【目標値 (32 年度)】
35.0%

【分析】

- 窓口サービスへの満足度は、中間時点では計画策定時（基準値）を下回り目標達成に至りませんでした。平成 29（2017）年度には大幅に上昇し、最終目標に近づきました。

今後の課題と取組の方向性

●地域集会施設未整備地区への対応が課題

→市内13地区のうち11地区について地域集会施設の整備が完了したことから、未整備の2地区について、他の公共施設の再編、整備状況等を踏まえ、関係部局との協議を進めます。

●地域コミュニティ制度の運用が課題

→平成28年4月に施行された、「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例」に基づきスタートした新たなコミュニティ制度について、これまで運用の中で見えてきた課題について、より適した制度にすべく、継続的な検証を行います。

●市民活動団体の育成及び今後の協働事業のあり方の検討が課題

→公共事業の担い手となる事業型NPOとして、継続的に公共事業に取り組んでいくことが出来る市民活動団体の育成に向け、市民活動推進補助事業を活用するとともに、中間支援施設である市民活動サポートセンターの業務と合わせ、広く市民活動団体を支援し育成を推進します。

→協働推進事業運用開始当初との市民活動を取り巻く環境の変化を踏まえながら、将来を見据えたうえで、制度のあるべき姿の検証を行います。

●職員がやる気を持ち、成果を出せる体制づくりが課題

→「自己の能力が生かされていると考える職員の割合」を平成32年度で90%以上にすることを目標に取組を進めており、年々増加傾向にあるものの、実績値とは乖離がある状況であることから、これまでの取組を継続して実施するとともに、人材育成の取組と連動した的確な配置管理をより一層進めます。

→平成30年度から人事評価制度の中にマネジメント評価を導入しており、より一層、マネジメント能力の向上を図り、一人ひとりが能力を発揮できる、働きやすい職場環境を創出します。

→職員採用試験に関しては、これまで「脱・公務員試験宣言」として改革を進めてきたが、学生等の就職活動も時代と共に変化しており、こうした状況への柔軟に対応しながら多様で有用な人材の確保に努めます。

→人事評価制度を活用して、職場における対話の機会を確保するなど、コミュニケーションを通じた人材育成、職員の意欲の向上を図るとともに、ワークライフバランスを推進し、職員の健康の保持・増進を図ります。

●例規等の適切な整備が課題

→各課において、適法かつ適切に事務を執行できるよう、法曹有資格者である特定任期付職員が初期の段階から法的な相談に対応できる体制を整備します。あわせて、職員の法務能力の向上のための研修を行います。

●保存期間満了後の行政文書への対応が課題

→保存期間が満了した行政文書について、歴史的に価値のある文書の保管場所の確保や廃棄のあり方や公開の方法を検討し、公文書管理法の趣旨に則った(仮称)公文書管理条例の策定に向けた取組を進めます。

●窓口サービスの質の維持・向上が課題

- 窓口サービスの質の維持又はさらなる向上を目指し、フロアマネージャーと総合案内の連携など効果的な手法を検証するとともに、定例・定型的な業務についてアウトソースの活用の可能性など、実施方法の最適化を検討します。
- 毎月第2第4土曜日の市民課の開庁、市民窓口センター（茅ヶ崎駅前・萩園）における繁忙期の週休日の開庁、3出張所の開設、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスの実施など、窓口の分散化が進んでいるなか、必要性や開庁日・時間などについて再度検討を行います。
- 小出支所にあっては、市民課、各出張所等及び各担当課との連携のもと、取扱業務の拡大による新規業務等については、様々な研修に参加し、スキルを職場還元することで、事務効率を高めます。

【目指すべき将来像】

- 中長期的な視野に立った、計画的な財政運営が行われている
- 財政状況が市民にわかりやすく公表され、市の財政運営が市民に理解されている
- 市民が納付しやすい体制が整い、高い徴収率が確保されている
- 市民から信頼される、市民税の課税が行われている
- 市民から信頼される、固定資産税の課税が行われている
- 財産管理や契約行為が透明性・公正性・公平性を確保している

これまでの取組の総括**●安定した財源確保**

平成 27 年 4 月より、新たな歳入確保策の 1 つとして、返礼品付きふるさと納税を開始しました。取組の結果、27 年度以降の実績として毎年 2,000 万円以上の寄附をいただいています。

●財務情報の透明化

平成 28 年度決算より、新しい財務書類の作成基準である統一的な基準に基づく財務書類を作成しています。固定資産台帳の整備により、市が保有する全ての資産の残高が明らかになるとともに、財務書類において、現金主義では見えにくいコスト（減価償却費や退職手当引当金など）や、資産・負債のストック状況がより明らかになり、財務情報の透明性が向上しました。

●納付しやすい環境づくり

納付しやすい環境づくりとして、27 年 1 月よりペイジー収納を開始するとともに、広報紙等で口座振替やコンビニエンスストアでの納付を周知しました。

●滞納額の縮減

市税徴収率については、納税推進センターの活用により、職員が効果的な滞納整理を行うことができたため、徴収率の向上に繋がりました。また、財産調査、差押、インターネット公売、不動産公売など滞納処分の強化により、市税徴収率は 92.84%であった 21 年度以降、8 年連続して上昇しており、29 年度は 97.45%と目標値を上回る徴収率を達成しました。

●課税対象の正確な把握

個人市民税については、条例上非課税の対象者について、非課税であるかどうか、申告が必要であるかどうかを往復はがきで調査し、適切に未申告調査を行うことで、成果を上げました。

法人市民税については、未申告法人に対して、文書や電話連絡により申告指導を実施し、税負担の公平性を保つとともに市民税の増収につなげました。

●市民税に対する理解の向上

複雑な税制度について納税者に理解してもらうため、分かりやすい説明ができるよう職員の税知識と説明能力の向上に努めました。このことにより、市内に税務署がないことから確定申告を行うための会場を設け、利便性向上を図っている現状において、終日混雑する確定申告期間中の会場待ち時間が解消又は短縮し、サービスの向上を図りました。また、市民税課の窓口業務についても同様に待ち時間の解消又は短縮し、サービスの向上を図りました。

●効率的な課税事務の遂行

税基幹システムの有効活用による給与支払報告書や法人市民税の申告書受信及び「国税連携」による確定申告書などの課税資料をデータ受信することにより、適切かつ効率的な課税事務を行いました。

●固定資産税に対する理解の向上

固定資産税の評価や税額算出のしくみが複雑で分かりにくいいため、新築家屋調査時に説明用パンフレットを配布する等、丁寧な説明を行いました。

●財産運用の費用軽減と環境への配慮

庁舎のエネルギー使用（面積 1 m²当たり）については、年度の目標値を上回っており、平成 29 年度においても 22 年度と比べ 15.3%の目標に対して 28.13%の削減と目標を大幅にクリアするなど、環境負荷の低減に加え、維持管理経費の軽減も図りました。

●財産の有効活用と適正な取得・売却

固定資産台帳については、利用状況が不明なデータ等について過去の文書等と突合し、資産所管課を特定する等、詳細な調整・確認を行い、平成 28 年度に完成しました。また、土地の処分・売却については、予算額を上回る歳入を確保するとともに、公用車への広告事業や自動販売機の貸付を行うことにより自主財源確保に努めました。

●透明性・公正性・公平性・競争性を確保した入札・契約の執行

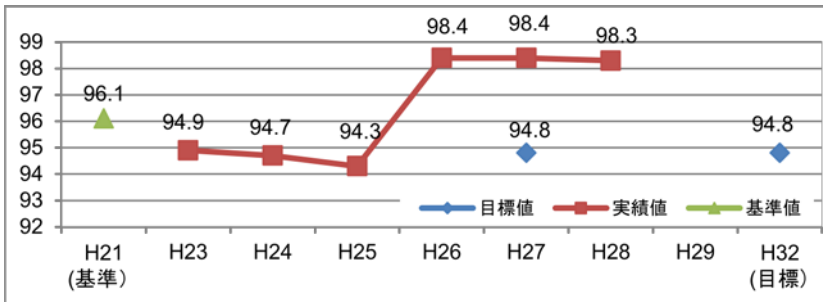
一般競争入札制度の改善に取り組んだ結果、23 年度の一般競争入札の割合 48.7%に対し、29 年度では 59.8%となり取組の成果が表れました。また、契約検査課執行により実施している工事等は 21 年度以降すべて電子入札により実施していましたが、物品等における事業者の入札についても、電子入札実施への理解を周知することにより、23 年度 95.2%であった電子入札の割合を、28 年度には 100%とすることができました。

●優良な公共調達

優良な公共調達を実現するため、完成検査とは別に、発注した工事が契約通りに履行されていることを確認する工事巡視を 25 年度より強化し、公共工事の品質確保を図りました。これまでの成果として、25 年度 14 件、26 年度 23 件、27 年度 23 件、28 年度 25 件、29 年度 54 件と着実に実施件数を伸ばしています。また、25 年度より優良建設工事表彰制度を導入し、29 年度までに延べ 60 者に対し表彰を実施しました。

数値目標の達成状況

① 経常収支比率



【現状値 (29 年度)】

98.3%

【目標値 (32 年度)】

94.8%

【分析】

- ・当初減少傾向で推移していましたが、平成 26 年度には、5.1 ポイント上昇した。
- ・保健所政令市移行に伴う職員数の増加や、保育需要の拡大に対応するための新たな待機児童対策への取組など、当初想定していなかった要因により数値が目標値を上回ったものと考えます。

② 実質赤字比率

区分	H21	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32
目標値	-	-	-	-	-	黒字	-	-	黒字
実績値	-	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字	-
基準値	黒字	-	-	-	-	-	-	-	-

【現状値 (29 年度)】

黒字

【目標値 (32 年度)】

黒字

※実質赤字比率とは、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合をいう。

【分析】

- ・実質赤字比率が早期健全化基準を超えた場合には、起債発行が制限されるため、財政の健全性を測るための基礎的な指標となりますが、本市においては、実質赤字額が生じていない黒字の状態であるため、財政状態は健全であると判断しています。

③ 連結実質赤字比率

区分	H21	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32
目標値	-	-	-	-	-	黒字	-	-	黒字
実績値	-	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字	-
基準値	黒字	-	-	-	-	-	-	-	-

【現状値 (29 年度)】

黒字

【目標値 (32 年度)】

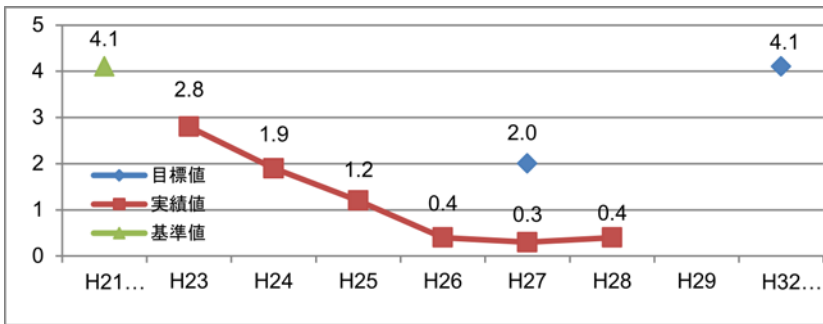
黒字

※連結実質赤字比率とは、標準財政規模に対する連結実質赤字額の割合をいう。

【分析】

- ・連結実質赤字比率は、全ての会計の黒字・赤字を合算して算出するもので、地方公共団体の実質的な資金不足の状況を示す指標となりますが、本市においては、連結実質赤字額が生じていない黒字の状態であるため、財政状態は健全であると判断しています。

④実質公債費比率



【現状値(29年度)】
0.4%

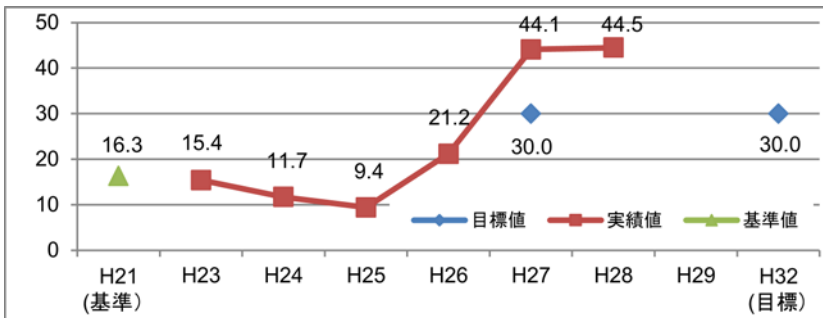
【目標値(32年度)】
4.1%

※義務的に負担しなければならない公債費などの経費の標準財政規模に対する比率をいう。

【分析】

- ・財政状況が健全であるかを測る早期健全化基準は25%であるところ、本市における現状は基準を大きく下回っており、財政状態は健全であると判断しています。

⑤将来負担比率



【現状値(29年度)】

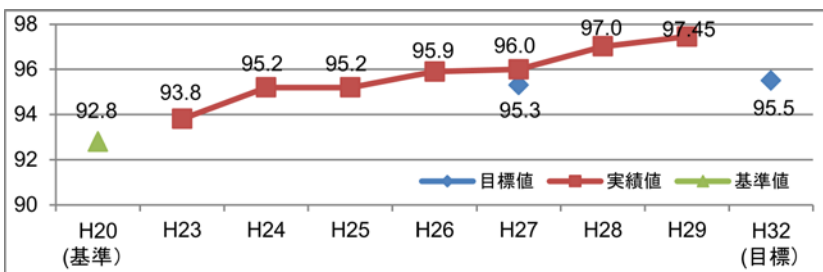
【目標値(32年度)】
30.0%

※一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をいう。

【分析】

- ・当初は減少傾向で推移していましたが、柳島スポーツ公園PFI事業による債務負担行為の設定、本庁舎の建替による起債の発行などにより、比率が上昇したことにより、中間年度の平成27年度においては、目標値を達成出来ていませんが、早期健全化基準である350%は大きく下回っている状態となっています。

⑥市税徴収率



【現状値(29年度)】
97.45%

【目標値(32年度)】
95.5%

【分析】

- ・近年の積極かつ徹底した徴収業務の推進により、平成21年度から市税徴収率は改善の傾向を示しており、平成29年度の実績において97.45%と、32年度目標を達成する状況となっています。

今後の課題と取組の方向性

●さらなる財源の確保が課題

- 持続的な市政発展に向けた取組を進めるための財源を確保するため、使用料等については、受益者負担額の算定基礎として財務書類を活用して、適正な水準の検討を行います。
- ふるさと納税の返礼品の更なる充実を図るとともに、クラウドファンディングやネーミングライツといった新たな財源確保策の推進に全庁一丸となって取り組みます。

●市税収入の更なる向上が課題

- 市税徴収率の更なる向上を目指し、差押不動産の公売、差押動産の検索・インターネット公売などを継続実施することで、職員の滞納処分のスキルの向上を図ります。
- 市民に対して申告義務があることの周知を徹底するため、電話や窓口など、市民に接する機会を利用して、粘り強く周知を行います。

●納税環境の質的向上が課題

- 口座振替やペイジー収納等の更なる周知により、納期内納付の向上を図るとともに、クレジットカード収納を導入し、現年度課税分の納期内納付の更なる向上を図ります。

●固定資産税に対する理解の向上が課題

- 公平・適正な課税に努めるとともに、納税者に対して固定資産税に対する理解を深めてもらうため、より分かり易い説明に努めます。

●行政財産の有効活用が課題

- 行政財産の貸付等、行政財産を有効に活用することで、自主財源の確保及び歳入増加につながることから、全庁にノウハウ提供を広く行います。

●電子入札システムの運用

- 現在、担当部局において紙入札で実施している指名競争入札を精査し、契約担当課にて一括して電子入札システムを用いて入札を実施することにより、全庁的な契約事務の負担軽減を図るとともに、電子入札を活用することによる入札時間の短縮、使用する紙や郵送代等の経費削減に繋がります。

これまでの取組の総括

●振込通知書の廃止

市から債権者へ振込を行う際に送付していた口座振込通知書の送付を廃止し、債権者の通帳へ伝票単位ごとに予算主管課かい名が印字されるよう変更し、事務の効率化と封筒作成に係る印刷製本費及び郵送に係る通信運搬費の経費節減を行いました。

●支払事務の迅速化

フロッピーディスクで行っていた口座振込データの授受を電話回線を使用した授受方法に変更し、支払（振込）の指定が支払 6 営業日前から 3 営業日前に短縮することで、債権者への迅速な支払いを可能としました。

●消込事務の一元化

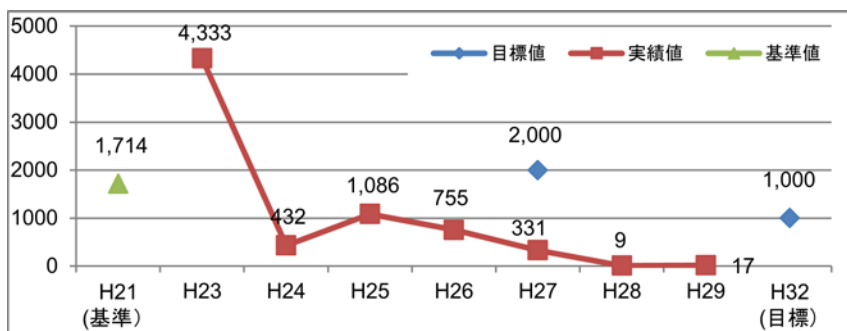
マルチペイメントネットワーク収納導入とあわせ、市税等に係る消込及び日計処理業務について関係課と連携し、会計課で一元化することで業務の効率化を行いました。

●基金の繰替運用

財政運営の安定を図るため、一時的な歳計現金不足等の財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるよう、条例改正を行いました。

数値目標の達成状況

①資金運用実績額（歳計現金）



【現状値(29年度)】

17 千円

【目標値(32年度)】

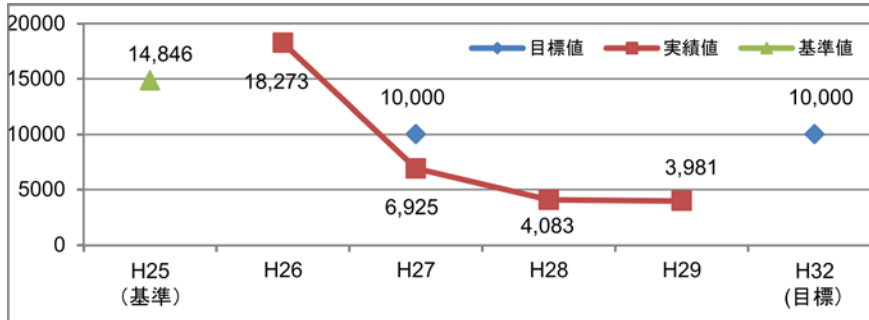
1,000 千円

【分析】

- ・資金管理の適正化を図るため、きめ細やかな資金計画管理表のもと、効率的に資金運用実績を確保していましたが、平成 24 年度以降は、経済情勢の影響を受け、市場の運用金利が低水準で推移していることから目標は達成できていません。
- ・情勢に左右される指標となっているため、目標達成が難しいことが見込まれます。

数値目標の達成状況

② 資金運用実績額（基金）



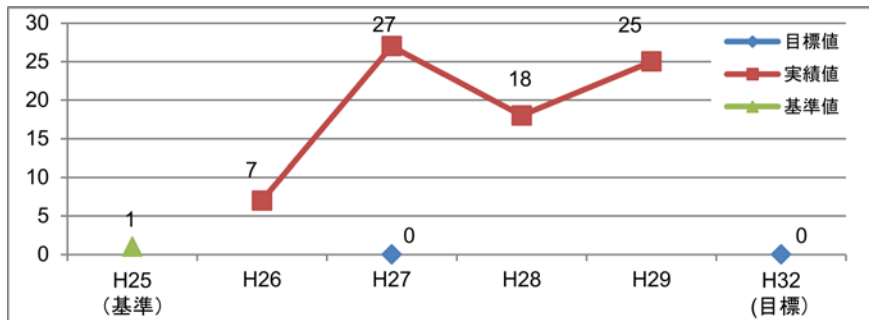
【現状値 (29 年度)】
3,981 千円

【目標値 (32 年度)】
10,000 千円

【分析】

- 新たに基本構想中間見直しの際に追加した指標となっておりますが、歳計現金と同様に、経済情勢の影響を受け、市場の運用金利が低水準で推移していることから目標は達成できていません。
- 情勢に左右される指標となっているため、目標達成が難しいことが見込まれます。

③ 例月出納検査の指摘事項件数



【現状値 (29 年度)】
26 件

【目標値 (32 年度)】
0 件

【分析】

- 年間およそ6万件ある支出命令等財務伝票の審査を行うための業務量を勘案すると、目標値となる0件は、本来あるべき姿ですが、例月出納検査において指摘を受けており、目標は達成できていません。

今後の課題と取組の方向性

●事務の実施方法の最適化が課題

→限られた職員数で大量の支出命令等の審査及び出納に係る事務を行っており、会計年度任用職員の採用や外部委託を視野に入れ、事務の最適な実施方法について検討を進めます。

●効果的な研修の実施が課題

→財務事務を適正に行うためには、起案者はもとより、管理・監督者といった決裁者に対しても継続的、かつ、効果的な研修を実施する必要があります。リスクマネジメントやコンプライアンスに対する意識を高め、適正な財務会計事務を行えるよう、研修の実施内容等を見直します。

●新しい財務制度の導入に備えた調査及び研究が課題

→平成 27 年 12 月に地方公共団体の財務制度に関する研究会が、地方公共団体の行政運営の円滑化・合理化に向けた見直し（情報通信技術（ICT）の進展などの社会情勢の変化への対応、社会情勢の変動を踏まえた合理的な財務制度、事務執行の効率的・効果的な財務事務の仕組みへの改革）について「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」において報告していますが、市民の利便性、導入した場合の効果等、本市にとってどのような財務制度の必要性が高く、また、適しているかを含めて、関係課かいと連携し、調査及び研究を行います。

これまでの取組の総括

●投票区の再編・増設

投票環境の整備のため、有権者が過大となっている投票区の再編を行い、2箇所の投票区を新設し、市内48投票区とすることにより、有権者数の平準化と利便性向上を図りました。

●期日前投票所の増設

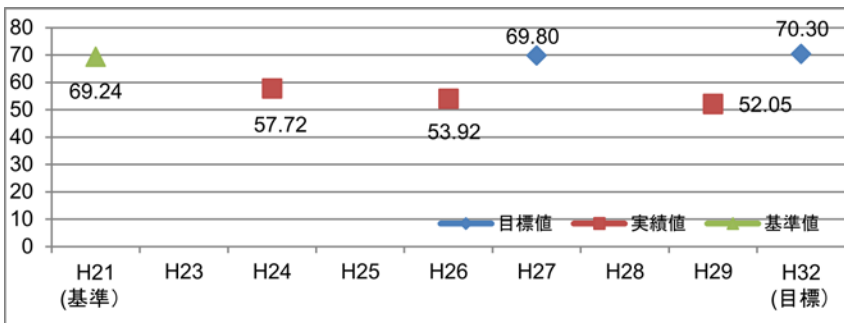
投票日当日に投票できない有権者の投票参加を促進するため、期日前投票所を3箇所増設し、市内5箇所とし、有権者の利便性向上を図りました。

●啓発事業

市内中学生からの選挙啓発標語の募集や市民ふれあいまつりへの参加、街頭啓発の実施、主権者教育として中学・高校への出前授業・模擬投票を行い、明るい選挙の実施や選挙制度についての周知を図りました。また、平成26年度には「未来茅ヶ崎市」政策コンテストを実施し、次代を担う若者を対象に本市の将来のビジョン等を掲げた政策を競ってもらうことで、地方自治や政治・政策、選挙に対する興味・関心を喚起する取組みを実施しました。

数値目標の達成状況

①投票率（衆議院選挙）



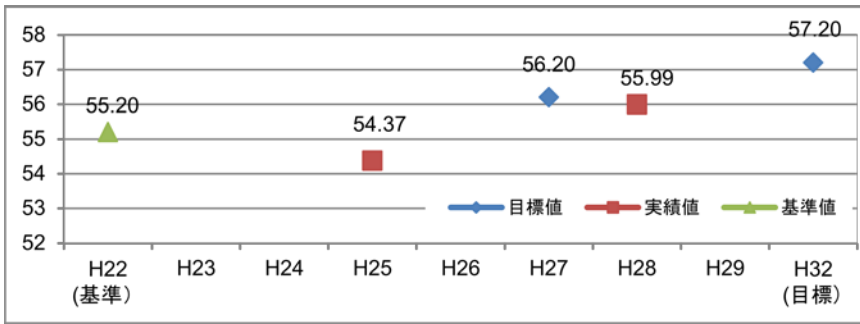
【現状値(26年度)】
53.92%

【目標値(32年度)】
70.30%

【分析】

・政権選択選挙であった平成21年の第45回総選挙において69.24%を記録して以降、投票率は大幅に低下し、50%台の投票率となっています。期日前投票所の増設など投票環境の改善に取り組んだものの、目標値を達成するまでには至りませんでした。

②投票率（参議院選挙）



【現状値(28年度)】

55.99%

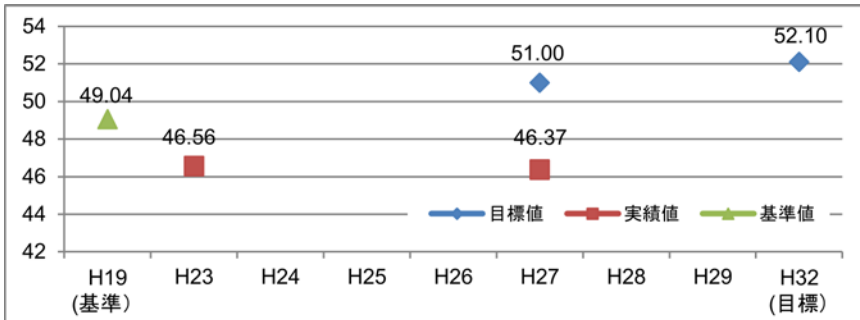
【目標値(32年度)】

57.20%

【分析】

- 平成28年の第24回参議院議員通常選挙において、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、20歳未満では60%を超える投票率となりましたが、全体としては目標値を達成には至りませんでした。

③投票率（市長選挙）



【現状値(27年度)】

46.37%

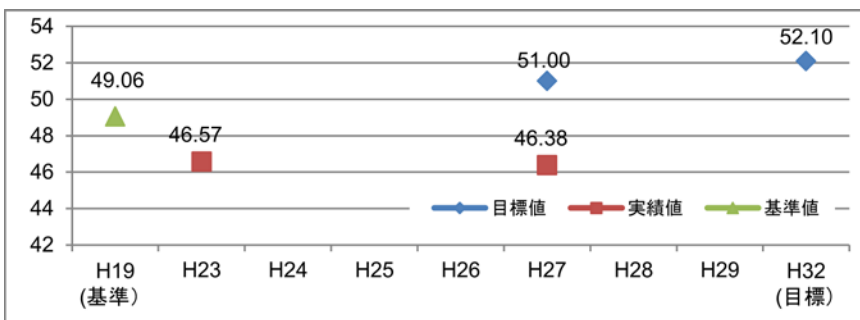
【目標値(32年度)】

52.10%

【分析】

- 平成11年の市長選挙以降、40%台の投票率となっています。期日前投票所の増設など投票環境の改善に取り組んだものの、目標値を達成するまでには至りませんでした。

④投票率（市議会議員選挙）



【現状値(27年度)】

46.38%

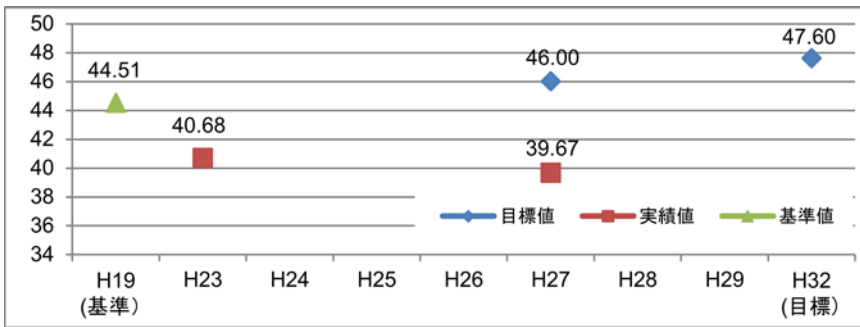
【目標値(32年度)】

52.10%

【分析】

- 平成11年の市議会議員選挙以降、40%台の投票率となっている。期日前投票所の増設など投票環境の改善に取り組んだものの、目標値を達成するまでには至りませんでした。

⑤投票率（県知事選挙）



【現状値(27年度)】

39.67%

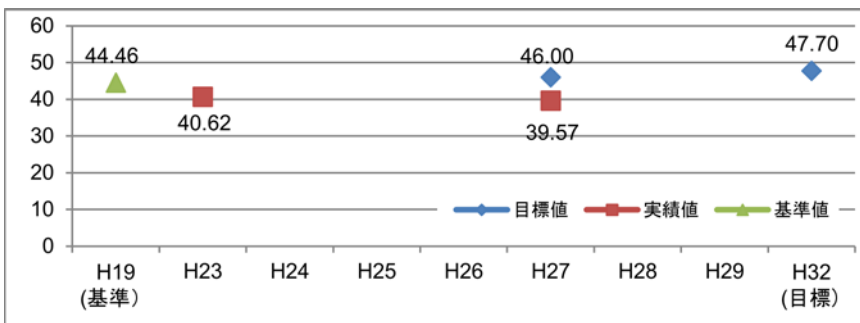
【目標値(32年度)】

47.60%

【分析】

- 知事選挙の投票率は、平成23年が40.68%、27年が39.67%と低く推移しています。期日前投票所の増設など投票環境の改善に取り組んだものの、目標値を達成するまでには至りませんでした。

⑥投票率（県議会議員選挙）



【現状値(27年度)】

39.57%

【目標値(32年度)】

47.70%

【分析】

- 県議会議員選挙の投票率は、平成23年が40.62%、27年が39.57%と低く推移しています。期日前投票所の増設など投票環境の改善に取り組んだものの、目標値を達成するまでには至りませんでした。

今後の課題と取組の方向性

●投票率向上に向けた取組みが課題

- 財政状況が厳しい中、支出を全般的に見直すとともに、徹底した在庫管理や契約方法の検討を行い、増大する経費の縮減に努めます。
- 若年層への啓発を重点に投票率の向上につながる取組みを行います。
- 公職選挙法の改正により「共通投票所」の制度が創設されましたが、二重投票の防止や名簿照合における万全なバックアップ体制の構築など、設置に膨大な経費を要することやセキュリティの問題もあることから、慎重に調査・研究を進めます。

これまでの取組の総括

●定期監査の適切な執行

現基本構想策定時においては、団塊の世代の大量退職等に伴い、財務事務について経験の少ない職員が増加したことから、財務事務に関する指摘事項が多く発生していたため、定期監査では単に違法性等の指摘を行うだけでなく、再発防止の指導に重点を置いた監査を行うことにより、行政執行の適法性等の維持及び確保に努めました。

●例月出納検査の適切な執行

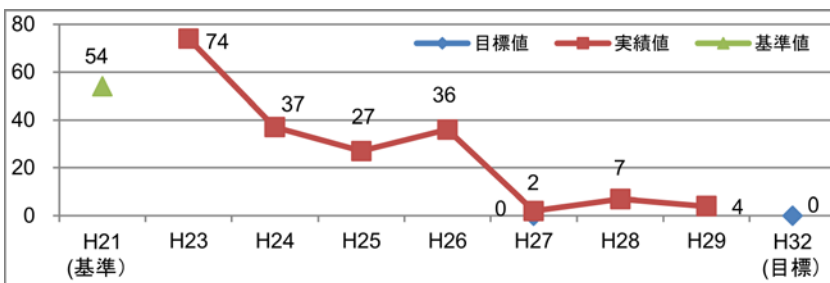
例月出納検査では、新財務会計システム移行に対応するため、検査方法の見直しを行うとともに、支出命令伝票の審査においても、単に違法性等の指摘を行うだけでなく、再発防止の指導に重点を置いた審査を実施しました。

●決算審査の適切な執行

病院事業会計では、医薬品横領事件の発生を踏まえ、医薬品の管理などたな卸資産の管理等の観点に重点をおいて審査を実施しました。

数値目標の達成状況

①定期監査の指摘事項の件数



【現状値(29年度)】

4件

【目標値(32年度)】

0件

【分析】

- 定期監査の指摘事項の件数は、計画策定時(基準値)より大幅に減少し、平成28年度は7件、29年度は4件となっています。

今後の課題と取組の方向性

●地方自治法の一部改正等への対応が課題

→監査制度の充実強化等を規定した地方自治法の一部改正に対応するため、監査基準を策定します。策定にあたっては、国の動向等を注視し、情報収集を行うとともに、内部統制に関連する庁内各課かいと調整を行い、効率的で効果的な実効性のある監査等を実施します。

●効率的かつ効果的な監査の実施が課題

→限りある資源の中で、効率的かつ効果的な監査等を実施するには、担当職員の資質向上が不可欠であることから、局内での情報共有を図るとともに、種々の研修を受講するなど、職員一人一人の資質向上に取り組めます。

→監査等の実施手法について、これまでの手法を活かしつつ、より工夫をするなど、効率的かつ効果的な監査の実施に向け取り組めます。